

【公開版】

2022 濃計発第 14 号

2022 年 6 月 10 日

原子力規制委員会 殿

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字沖付 4 番地 108

日本原燃株式会社

代表取締役社長

社長執行役員 増田 尚宏

濃縮・埋設事業所加工施設保安規定変更認可申請書の一部補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づき、2022 年 4 月 15 日付け 2022 濃計発第 6 号をもって申請しました、濃縮・埋設事業所加工施設保安規定変更認可申請書を、別紙のとおり一部補正いたします。

■：商業機密の観点から公開できない箇所

1. 補正の内容

濃縮・埋設事業所加工施設保安規定変更認可申請書の別紙を、添付 1 に示すとおり変更する。また、別添「濃縮・埋設事業所加工施設保安規定 新旧対照表」を、添付 2 に示すとおり変更する。

2. 補正の理由

事業変更許可・設計及び工事の方法の認可又は設計及び工事の計画の認可に係る事項の変更について、新設する設備に対して巡視点検を行うことを反映すること、品質・保安会議に係る事項の変更について、安全・品質本部副本部長を委員として明確にすること及び役員等への安全に係る教育の実施計画を審議事項として明確にすることを反映すること並びに最新の工事等の進捗状況を踏まえ、工事や運用上の制約がある事項に係る規定の附則を追加するため、2022 年 4 月 15 日付け 2022 濃計発第 6 号をもって申請した濃縮・埋設事業所加工施設保安規定変更認可申請書について、補正を行う。

## 1. 変更の内容

令和 3 年 9 月 22 日付け原規規発第 2109221 号をもって認可を受けた濃縮・埋設事業所加工施設保安規定（以下「保安規定」という。）の一部を別添のとおり変更する。

別添 濃縮・埋設事業所加工施設保安規定 新旧対照表

## 2. 変更の理由

平成 29 年 5 月 17 日付け原規規発第 1705174 号をもって許可を受けた加工の事業変更の許可（以下「事業変更許可」という。）を踏まえた新規制基準に係る保安規定は、設計及び工事の方法の認可又は設計及び工事の計画の認可（以下「設工認」という。）、工事が必要であることから、保安規定の申請範囲を 2 分割して申請することとし、第 1 段階の保安規定については、設工認、工事を必要としない事項を反映し令和 2 年 3 月 13 日付け原規規発第 2003138 号をもって認可を受けている。

これまで認可された設工認\*を踏まえ第 2 段階の保安規定では、事業変更許可のうち新型遠心機更新、B ウラン濃縮廃棄物建屋増設及び RE-1 設備廃棄物化を除く新規制基準へ適合させるための追加安全対策、設備更新等を申請範囲とし、第 1 段階の保安規定での未反映事項を保安規定に反映する。併せて、今般、組織的な対応の強化のため、これまで進めてきた安全と品質に係る全社機能を安全・品質本部に集約する一環として品質・保安会議に係る事項の変更、当社他施設保安規定との整合を踏まえた運用に係る事項の変更及び記載の適正化を行う。

なお、新型遠心機更新、B ウラン濃縮廃棄物建屋増設及び RE-1 設備廃棄物化については、設工認及び工事の進捗状況を踏まえ別途保安規定に反映する。

\*：認可された設工認

- ・新規制基準への適合に係る設工認（第 1 回申請）（令和元年 10 月 11 日付け原規規発第 1910112 号にて認可）
- ・新規制基準への適合に係る設工認（第 2 回申請）（令和元年 12 月 26 日付け原規規発第 1912261 号にて認可）
- ・新規制基準への適合に係る設工認（第 3 回申請）（令和 2 年 3 月 26 日付け原規規発第 2003265 号にて認可）
- ・新規制基準への適合に係る設工認（第 4 回申請）（令和 3 年 7 月 26 日付け原規規発第 2107268 号にて認可）
- ・新規制基準への適合に係る設工認（第 5 回申請）（令和 4 年 2 月 4 日付け原規規発第 2202048 号にて認可）

### （1）事業変更許可及び設工認に係る事項の変更

- a. 事業変更許可及び設工認を踏まえた設備変更に伴う規定の変更

- ①濃縮度管理インターロックの改造に伴い、新型遠心機運転時のカスケード設備の運転条件に係る事項を一部削除するため、保安規定第 23 条（臨界安全管理）及び第 29 条（異常時の措置）の変更を行う。
  - ②均質槽防護カバーの新設に伴い、液化中の均質槽周りをシートで囲う等の措置に係る事項を削除するため、保安規定第 25 条（均質槽において核燃料物質を大気圧以上で取扱う場合の措置）の変更を行う。
  - ③C ウラン貯蔵室（使用済遠心機保管エリア）の撤去に伴い、当該保管廃棄場所に係る事項を削除するため、保安規定第 44 条（放射性固体廃棄物）及び別表 16（放射性廃棄物の保管廃棄能力）の変更を行う。
  - ④モニタエリアのレイアウト変更に伴い、第 1 種管理区域に係る事項を変更するため、保安規定別図 2（1/3）（ウラン濃縮建屋 1 階 管理区域図）の変更を行う。
  - ⑤設備の新設等に伴い、施設の管理、点検、工事等及び巡視点検を行う設備・放射線測定器類の追加及び追加した設備・放射線測定器類の所掌の明確化並びに保安上特に管理を必要とする設備を変更するため、保安規定別表 1（施設の管理及び点検、工事等に関する業務の担当課長）、別表 3（巡視点検を行う設備等）、別表 5（保安上特に管理を必要とする設備）及び別表 28（放射線測定器類）の変更を行う。
  - ⑥スクラバ付きドラフトチェンバ等の更新に伴い、分析室のフード等の最大取扱ウラン量に係る事項を変更するため、保安規定別表 4（分析室のフード等の最大取扱ウラン量）及び別表 9（少量のウランを取扱う設備における最大取扱ウラン量）の変更を行う。
  - ⑦遠隔消火設備の新設に伴い、当該設備の使用方法に係る事項を追加するため、保安規定添付 1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）の変更を行う。
  - ⑧貯水槽の新設に伴い、当該設備を重大事故に至るおそれがある事故に対処するための資機材等として追加するため、保安規定添付 2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準）の変更を行う。
- b. 事業変更許可及び設工認を踏まえた運用に係る規定の変更
- ①自衛消防隊を濃縮・埋設事業所に常駐する体制とするため、保安規定第 21 条の 2（火災発生時の体制の整備）、別表 4 の 2（初期消火活動に係る設備等）及び添付 2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準）の変更を行う。
  - ②分析室のフード等における作業管理を追加するため、保安規定第 24 条（漏えい管理）の変更を行う。
  - ③UF<sub>6</sub> シリンダに係る運用を変更するため、保安規定第 31 条（核燃料物質等の受入れ、払出し）、第 32 条（核燃料物質の取扱い）及び第 35 条（空シリンダの管理）の変更を行う。

- ④付着ウラン回収容器の貯蔵場所に A 及び B ウラン貯蔵室を追加するため、保安規定第 33 条（核燃料物質の貯蔵）、第 35 条（空シリンダの管理）及び別表 14（最大貯蔵数量）の変更を行う。
- ⑤使用済み NaF、スラッジ及び分析沈殿物の保管廃棄場所を B ウラン濃縮廃棄物室に変更するため、保安規定第 44 条（放射性固体廃棄物）、第 45 条（スラッジ）及び別表 16（放射性廃棄物の保管廃棄能力）の変更を行う。
- ⑥火災及び自然災害等発生時の体制の整備に積雪、化学物質の放出、台風等の事象の追加及びこれ以外の事象においても核燃料物質の取扱い操作停止等の必要な措置を追加するため、保安規定添付 1（火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準）の変更を行う。
- ⑦重大事故に至るおそれがある事故に対処するための資機材等の追加及び保有数、保管場所の明確化のため、保安規定添付 2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準）の変更を行う。

## （2）品質・保安会議に係る事項の変更

### a. 品質・保安会議議長等の変更

品質・保安会議の議長を副社長（安全担当）から安全・品質本部長に変更し、安全・品質本部副本部長を委員に追加するため、保安規定第 8 条（職務）、第 11 条（品質・保安会議の審議事項、構成等）及び別図 1（保安に関する組織）の変更を行う。第 8 条（職務）の変更に伴い、第 6 条（品質マネジメントシステム計画）で引用している号番号の変更を行う。

### b. 加工の事業に係る役員等への安全に係る教育の実施責任者の変更

加工の事業に係る役員等への安全に係る教育の実施責任者を品質・保安会議から安全・品質本部長に変更するため、保安規定第 8 条（職務）及び第 11 条（品質・保安会議の審議事項、構成等）の変更を行う。

## （3）当社他施設保安規定との整合を踏まえた運用に係る事項の変更

### a. 火災及び自然災害等発生時の体制の整備における措置の判断者の明確化

火災及び自然災害等発生時の体制の整備におけるカスケード設備の UF<sub>6</sub> 排気回収等の措置の判断者を明確化するため、保安規定第 21 条の 2（火災発生時の体制の整備）及び第 21 条の 3（自然災害等発生時の体制の整備）の変更を行う。

### b. 排気中の放射性物質濃度等の表示の追加

排気中の放射性物質濃度、周辺監視区域境界付近の線量当量等を表示することを追加するため、保安規定第 51 条（放射性気体廃棄物）及び第 65 条（線量当量等の測定）の変更を行う。

### c. 通信連絡手順の整備の追加

設計基準事故等発生時に用いる通信連絡手順の整備を追加するため、保安規定第 77 条の 2（通信連絡手順の整備）を新たに追加する。

## （4）記載の適正化

以下の記載の適正化を行う。

- a. 事業変更許可及び設工認を踏まえた記載の適正化
- b. 当社他施設保安規定との整合を踏まえた記載の適正化
- c. その他記載の適正化

### 3. 施行期日

- (1) この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。
- (2) 本規定施行の際、第6条（品質マネジメントシステム計画）5.5.2（品質マネジメントシステム管理責任者）、第8条（職務）第2項第5号の安全・品質本部長に係る規定、同条同項第6号の安全・品質本部副本部長に係る規定、第11条（品質・保安会議の審議事項、構成等）及び別図1（保安に関する組織（第7条関係））のうち安全・品質本部副本部長に係る規定については、品質・保安会議に係る事項の変更が可能となった日以降、社長が指定する日より適用し、それまでの間は従前の例による。
- (3) 本規定施行の際、別添「濃縮・埋設事業所加工施設保安規定 新旧対照表」の附則第3項に示す工事や運用上の制約がある事項に係る規定については、当該すべての規定に係る工事等が完了し運用可能となった日以降、社長が指定する日より適用し、それまでの間は別添「濃縮・埋設事業所加工施設保安規定 新旧対照表」の附則第3項に示す別紙1による。
- (4) 本規定施行の際、使用前検査又は使用前事業者検査の対象となる各設備に係る規定については、工事や運用上の制約がない規定を除き加工施設に係る使用前検査又は使用前事業者検査終了日の翌日より適用し、それまでの間は従前の例による。ただし、別添「濃縮・埋設事業所加工施設保安規定 新旧対照表」の附則第4項(1)～(11)に示す規定については、使用前検査又は使用前事業者検査終了日の翌日より適用するまでは別添「濃縮・埋設事業所加工施設保安規定 新旧対照表」の附則第4項に示す別紙2による。

以 上

## 濃縮・埋設事業所加工施設保安規定 新旧対照表 ( 1 / 85 )

別添

現行	変更後	変更理由																																																											
<p>(品質マネジメントシステム計画) 第6条 保安活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。 1～5.5.1 (略) 5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者 社長は、第8条第2項第2号、第3号、第5号及び第6号に示す職位の者を、品質マネジメントシステムを管理する責任者（以下「管理責任者」という。）に任命し、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。 a. プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。 b. 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。 c. 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。 d. 関係法令を遵守すること。 5.5.3～8 (略)</p> <p>表1 品質マネジメントシステム計画関連条項及び保安規定関連条項と組織が必要と判断した文書との関係</p> <table border="1" data-bbox="157 800 1279 1835"> <thead> <tr> <th>品質マネジメントシステム計画関連条項</th> <th>項目</th> <th>文書名</th> <th>制定者</th> <th>品質マネジメントシステム計画以外の保安規定関連条項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">7.1</td> <td>加工施設の操作 (略)</td> <td>加工施設 運転総括要領</td> <td>事業部長</td> <td>第14条～ 第30条</td> </tr> <tr> <td><u>火災防護活動のための体制の整備、 自然災害発生時における加工施設の 保全活動を行うための体制の整備</u></td> <td><u>火災防護計画</u></td> <td><u>事業部長</u></td> <td><u>第71条、 第72条</u></td> </tr> <tr> <td><u>自然災害発生時における加工施設の 保全活動を行うための体制の整備、 重大事故に至るおそれがある事故及 び大規模損壊発生時における加工施 設の保全活動を行うための体制の整 備、非常時の措置</u> (略)</td> <td>加工施設 異常事象対策 要領</td> <td>事業部長</td> <td><u>第72条、 第73条、 第74条～ 第86条</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者	品質マネジメントシステム計画以外の保安規定関連条項	(略)					7.1	加工施設の操作 (略)	加工施設 運転総括要領	事業部長	第14条～ 第30条	<u>火災防護活動のための体制の整備、 自然災害発生時における加工施設の 保全活動を行うための体制の整備</u>	<u>火災防護計画</u>	<u>事業部長</u>	<u>第71条、 第72条</u>	<u>自然災害発生時における加工施設の 保全活動を行うための体制の整備、 重大事故に至るおそれがある事故及 び大規模損壊発生時における加工施 設の保全活動を行うための体制の整 備、非常時の措置</u> (略)	加工施設 異常事象対策 要領	事業部長	<u>第72条、 第73条、 第74条～ 第86条</u>	(略)					<p>(品質マネジメントシステム計画) 第6条 (略) 1～5.5.1 (略) 5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者 社長は、第8条第2項第2号、第3号、第5号及び第7号に示す職位の者を、品質マネジメントシステムを管理する責任者（以下「管理責任者」という。）に任命し、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。 a. プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。 b. 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。 c. 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。 d. 関係法令を遵守すること。 5.5.3～8 (略)</p> <p>表1 品質マネジメントシステム計画関連条項及び保安規定関連条項と組織が必要と判断した文書との関係</p> <table border="1" data-bbox="1323 800 2445 1503"> <thead> <tr> <th>品質マネジメントシステム計画関連条項</th> <th>項目</th> <th>文書名</th> <th>制定者</th> <th>品質マネジメントシステム計画以外の保安規定関連条項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">7.1</td> <td rowspan="2">加工施設の操作</td> <td>加工施設 運転総括要領</td> <td>事業部長</td> <td>第14条～ <u>第21条、 第22条～ 第30条</u></td> </tr> <tr> <td><u>火災防護計画</u> <u>加工施設 異常事象対策 要領</u></td> <td><u>事業部長</u> <u>事業部長</u></td> <td><u>第21条の2</u> <u>第21条の3、 第21条の4</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>非常時の措置 (略)</td> <td>加工施設 異常事象対策 要領</td> <td>事業部長</td> <td>第74条～ 第86条</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者	品質マネジメントシステム計画以外の保安規定関連条項	(略)					7.1	加工施設の操作	加工施設 運転総括要領	事業部長	第14条～ <u>第21条、 第22条～ 第30条</u>	<u>火災防護計画</u> <u>加工施設 異常事象対策 要領</u>	<u>事業部長</u> <u>事業部長</u>	<u>第21条の2</u> <u>第21条の3、 第21条の4</u>	(略)	(削除)	(削除)	(削除)	非常時の措置 (略)	加工施設 異常事象対策 要領	事業部長	第74条～ 第86条	(略)					<p>・品質・保安会議に係る変更 (安全・品質本部副部長の追加に伴う号番号の繰り下げ)</p> <p>・記載の適正化 (当社他施設保安規定との整合を踏まえた記載の適正化)</p>
品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者	品質マネジメントシステム計画以外の保安規定関連条項																																																									
(略)																																																													
7.1	加工施設の操作 (略)	加工施設 運転総括要領	事業部長	第14条～ 第30条																																																									
	<u>火災防護活動のための体制の整備、 自然災害発生時における加工施設の 保全活動を行うための体制の整備</u>	<u>火災防護計画</u>	<u>事業部長</u>	<u>第71条、 第72条</u>																																																									
	<u>自然災害発生時における加工施設の 保全活動を行うための体制の整備、 重大事故に至るおそれがある事故及 び大規模損壊発生時における加工施 設の保全活動を行うための体制の整 備、非常時の措置</u> (略)	加工施設 異常事象対策 要領	事業部長	<u>第72条、 第73条、 第74条～ 第86条</u>																																																									
(略)																																																													
品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者	品質マネジメントシステム計画以外の保安規定関連条項																																																									
(略)																																																													
7.1	加工施設の操作	加工施設 運転総括要領	事業部長	第14条～ <u>第21条、 第22条～ 第30条</u>																																																									
		<u>火災防護計画</u> <u>加工施設 異常事象対策 要領</u>	<u>事業部長</u> <u>事業部長</u>	<u>第21条の2</u> <u>第21条の3、 第21条の4</u>																																																									
	(略)	(削除)	(削除)	(削除)																																																									
	非常時の措置 (略)	加工施設 異常事象対策 要領	事業部長	第74条～ 第86条																																																									
(略)																																																													

濃縮・埋設事業所加工施設保安規定 新旧対照表 ( 2 / 85 )

現行	変更後	変更理由
<p>(職務)</p> <p>第8条 各職位は、この規定に基づき定める保安に関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。</p> <p>2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 社長は、加工の事業に関する業務を統括するとともに、保安に関する組織を運営する。</p> <p>(2) 監査室長は、調達室長、安全・品質本部長及び事業部長が実施する業務並びに品質・保安会議の審議業務に関し、監査を行うとともに、所管する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</p> <p>(3) 調達室長は、資材部長が行う保安に関する業務を統括するとともに、調達に係る業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</p> <p>(4) 資材部長は、調達に関する業務を行う。</p> <p>(5) 安全・品質本部長は、社長が行う品質マネジメントシステムに係る業務の補佐（事業部長及び調達室長が行う品質マネジメントシステムに係る活動が適切に実施されることへの支援を含む。）<u>及び品質・保安会議の運営に係る業務を行うとともに、所管する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</u></p> <p><u>(新規追加)</u></p> <p>(6) 事業部長は、加工施設に係る保安に関する業務のうち事業部長が所管する業務を統括するとともに、統括する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</p> <p>(7) 濃縮安全・品質部長は、品質保証課長を指揮し、品質保証課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(8) ウラン濃縮工場長は、濃縮運転部長、濃縮保全部長及び放射線管理部長の所管する保安に関する業務を統括するとともに、使用前事業者検査及び定期事業者検査に関する業務を統括する。</p> <p>(9) 濃縮運転部長は、運営管理課長、運転管理課長及び警備課長を指揮し、運営管理課長、運転管理課長及び警備課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>ただし、第13号に定める職務のうち、核燃料取扱主任者の職務の補佐に関する業務を除く。</p> <p>(10) 濃縮保全部長は、保全管理課長、機械保全課長、電気計装保全課長及び施設計画課長を指揮し、保全管理課長、機械保全課長、電気計装保全課長及び施設計画課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(11) 放射線管理部長は、放射線管理課長及び廃棄物管理課長を指揮し、放射線管理課長及び廃棄物管理課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(12) 品質保証課長は、事業部長が行う品質マネジメントシステムに係る業務の補佐に関する業務を行う。</p> <p>(13) 運営管理課長は、以下に関する業務を行うとともに、核燃料取扱主任者の指揮の下で第10条に定める核燃料取扱主任者の職務を補佐する。</p> <p>ただし、運転管理課長が所管する非常時の措置に関する業務は除く。</p> <p>① この規定の変更</p> <p><u>② 加工施設で火災が発生した場合における</u>消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「初期消火」という。）を含む火災<u>防護活動（以下「火災防護活動」という。）のための</u>体制の整備</p> <p>③ 加工施設において地震、竜巻、<u>外部火災、</u>火山（降灰）<u>等</u>の自然災害が発生した場合における加工施設の保全活動を行う<u>ための</u>体制の整備</p> <p>④ 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他テロリズムによる加工施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）発生<u>時</u>における加工施設の保全活動を行う<u>ための</u>体制の整備</p> <p>⑤ 非常時の措置</p> <p>⑥ 保安教育の実施計画</p> <p><u>(新規追加)</u></p>	<p>(職務)</p> <p>第8条 各職位は、この規定に基づき定める保安に関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。</p> <p>2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 安全・品質本部長は、社長が行う品質マネジメントシステムに係る業務の補佐（事業部長及び調達室長が行う品質マネジメントシステムに係る活動が適切に実施されることへの支援を含む。）<u>品質・保安会議の運営に係る業務及び加工の事業に係る役員等への安全に係る教育を行うとともに、所管する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</u></p> <p><u>(6) 安全・品質本部副本部長は、前号に定める安全・品質本部長の所管する業務を補佐する。</u></p> <p><u>(7)～(8) (略)</u></p> <p>(9) ウラン濃縮工場長（以下「工場長」という。）は、濃縮運転部長、濃縮保全部長及び放射線管理部長の所管する保安に関する業務を統括するとともに、使用前事業者検査及び定期事業者検査に関する業務を統括する。</p> <p>(10) 濃縮運転部長は、運営管理課長、運転管理課長及び警備課長を指揮し、運営管理課長、運転管理課長及び警備課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>ただし、第14号に定める職務のうち、核燃料取扱主任者の職務の補佐に関する業務を除く。</p> <p><u>(11)～(13) (略)</u></p> <p>(14) 運営管理課長は、以下に関する業務を行うとともに、核燃料取扱主任者の指揮の下で第10条に定める核燃料取扱主任者の職務を補佐する。</p> <p>ただし、運転管理課長が所管する非常時の措置に関する業務は除く。</p> <p>① この規定の変更</p> <p>② 消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「初期消火」という。）を含む火災<u>が発生した場合（以下「火災発生時」という。）における加工施設の保全のための活動を行う</u>体制の整備</p> <p>③ 加工施設において地震、竜巻、火山（降灰）、<u>溢水、積雪、化学物質の放出、台風等</u>の自然災害等が発生した場合（以下「自然災害等発生時」という。）における加工施設の保全<u>のための</u>活動を行う体制の整備</p> <p>④ 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他テロリズムによる加工施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）<u>が発生した場合（以下「重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時」という。）</u>における加工施設の保全<u>のための</u>活動を行う体制の整備</p> <p>⑤ 非常時の措置</p> <p>⑥ 保安教育の実施計画</p> <p><u>⑦ 加工施設の定期的な評価</u></p>	<p>・品質・保安会議に係る変更（役員等への安全教育に係る教育の実施責任者の変更）</p> <p>・品質・保安会議に係る変更（品質・保安会議議長の変更に伴う安全・品質本部副本部長の追加（以降、番号を繰り下げ）</p> <p>・記載の適正化（工場長の略称の記載適正化）</p> <p>・記載の適正化（当社他施設保安規定との整合を踏まえ火災発生時等の記載適正化）</p>

濃縮・埋設事業所加工施設保安規定 新旧対照表 ( 3 / 85 )

現行	変更後	変更理由
<p>(14) 運転管理課長は、加工施設の操作及び核燃料物質の管理に関する業務を行う。 ただし、運営管理課長、廃棄物管理課長及び機械保全課長が所管する加工施設の操作に関する業務並びに運営管理課長が所管する核燃料物質の管理に関する業務は除く。</p> <p>(15) 警備課長は、加工施設の保全区域及び周辺監視区域の立入制限に関する業務を行う。</p> <p>(16) 保全管理課長は、保全活動管理指標の設定、施設管理実施計画の策定等の施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(17) 機械保全課長は、建物及び機械設備の施設管理及び原料ウランを収めた輸送物の運搬に関する業務を行う。 ただし、保全管理課長が所管する原料ウランを収めた輸送物の運搬に関する業務は除く。</p> <p>(18) 電気計装保全課長は、電気設備及び計装設備の施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(19) 施設計画課長は、加工施設の事業変更許可及び設計及び工事の計画の認可申請に関する業務を行う。</p> <p>(20) 放射線管理課長は、放射線管理に関する業務を行う。 ただし、機械保全課長及び電気計装保全課長が所管する放射線管理に関する業務は除く。</p> <p>(21) 廃棄物管理課長は、放射性廃棄物管理に関する業務を行う。 ただし、運転管理課長、機械保全課長及び放射線管理課長が所管する放射性廃棄物管理に関する業務は除く。</p> <p>(22) 第 39 条に定める使用前事業者検査又は第 40 条に定める定期事業者検査の検査実施責任者は、当該検査の実施に関する業務を行う。</p> <p>(23) 別表 1 に示す施設の管理を担当する課長（以下「管理担当課長」という。）は、施設の管理に係る業務を行う。 また、同表に示す施設の<u>保修</u>を担当する課長（以下「保修担当課長」という。）は、施設の<u>保修</u>に係る業務を行う。</p>	<p><u>(15)～(23)</u> (略)</p> <p><u>(24)</u> 別表 1 に示す施設の管理を担当する課長（以下「管理担当課長」という。）は、施設の管理に係る業務を行う。 また、同表に示す施設の<u>点検、工事等</u>を担当する課長（以下「保修担当課長」という。）は、施設の<u>点検、工事等</u>に係る業務を行う。</p>	<p>・記載の適正化 (当社他施設保安規定との整合を踏まえた記載の適正化)</p>
<p>(品質・保安会議の審議事項、構成等)</p> <p>第 11 条 品質・保安会議は、次の各号に定める事項について、保安に係る基本方針を全社的観点から審議する。</p> <p>(1) 加工施設の事業変更許可申請を伴う変更</p> <p>(2) この規定の変更</p> <p>(3) 社長が必要と認める保安に関する品質マネジメントシステムに係る事項 (関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上に関する事項を含む。)</p> <p><u>(新規追加)</u></p> <p>(4) 第 41 条に基づく加工施設の経年劣化に関する技術的な評価の結果及びこれに基づく長期施設管理方針</p> <p>(5) 第 89 条に基づく加工施設の定期的な評価の結果</p> <p>2 品質・保安会議は、<u>副社長 (安全担当)</u> を議長とし、<u>安全・品質本部長</u>、事業部長、濃縮安全・品質部長、核燃料取扱主任者のほか、社長が選任する委員をもって構成する。</p> <p>3 第 1 項の審議に係る品質・保安会議の運営は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 会議は、<u>安全・品質本部長</u>、事業部長、濃縮安全・品質部長、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。 ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理者 (核燃料取扱主任者においては代行者) を出席させることができる。</p> <p>(2) 議長が出席できない場合は、議長が指名した者が議長の職務を代行する。</p> <p>(3) 会議の審議事項であって緊急に処理する必要があり、かつ、会議の開催が困難な場合は、<u>安全・品質本部長</u>、事業部長、濃縮安全・品質部長、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより会議の審議に替えることができる。</p> <p>(4) 議長は、核燃料取扱主任者又はその代行者の意見を尊重する。</p> <p>4 議長は、審議結果及び核燃料取扱主任者又はその代行者の意見を社長に報告する。</p>	<p>(品質・保安会議の審議事項、構成等)</p> <p>第 11 条 品質・保安会議は、次の各号に定める事項について、保安に係る基本方針を全社的観点から審議する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 第 8 条に基づく加工の事業に係る役員等への安全に係る教育の実施計画</u></p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p>2 品質・保安会議は、<u>安全・品質本部長</u> を議長とし、<u>安全・品質本部副本部長</u>、事業部長、濃縮安全・品質部長、核燃料取扱主任者のほか、社長が選任する委員をもって構成する。</p> <p>3 第 1 項の審議に係る品質・保安会議の運営は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 会議は、<u>安全・品質本部副本部長</u>、事業部長、濃縮安全・品質部長、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。 ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理者 (核燃料取扱主任者においては代行者) を出席させることができる。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 会議の審議事項であって緊急に処理する必要があり、かつ、会議の開催が困難な場合は、<u>安全・品質本部副本部長</u>、事業部長、濃縮安全・品質部長、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより会議の審議に替えることができる。</p> <p>(4) (略)</p> <p>4～5 (略)</p>	<p>・品質・保安会議に係る変更 (審議事項として教育実施計画の審議事項の追加 (以降、番号を繰り下げ)</p> <p>・品質・保安会議に係る変更 (品質・保安会議議長の変更及び委員として安全・品質本部副本部長の追加)</p>

濃縮・埋設事業所加工施設保安規定 新旧対照表 ( 4 / 85 )

現行	変更後	変更理由
<p>5 社長は、前項の報告を尊重する。</p> <p><u>6 品質・保安会議は、加工の事業に係る役員等への安全に係る教育について、教育内容、実施時期等を記載した実施計画を定め、実施させる。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>品質・保安会議に係る変更 (役員等への安全教育に係る教育の実施責任者の変更)</li> </ul>
<p>(操作上の一般事項)</p> <p>第17条 各課長は、所管する設備の操作及び管理について、事前に目的、手順、操作の結果及び想定した結果を逸脱した場合に採るべき措置を検討し、関連する設備の管理担当課長と協議の上、次の事項を手順書に定める。</p> <p>(1) 操作前後に確認すべき事項及び操作に必要な事項に関すること。</p> <p>(2) 設備・機器へのタグ表示等による誤操作防止に関すること。</p> <p>(3) 警報作動時の<u>対応内容</u>に関すること。</p> <p>2 各課長は、前項に基づき手順書を制定するに当たっては、核燃料取扱主任者の確認を受ける。</p> <p>3 各課長は、当該設備の状態、計器、表示装置等の監視を適切、かつ確実にを行うこと。</p>	<p>(操作上の一般事項)</p> <p>第17条 各課長は、所管する設備の操作及び管理について、事前に目的、手順、操作の結果及び想定した結果を逸脱した場合に採るべき措置を検討し、関連する設備の管理担当課長と協議の上、次の事項を手順書に定める。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 警報作動時の<u>措置</u>に関すること。</p> <p>2～3 (略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載の適正化 (当社他施設保安規定との整合を踏まえた記載の適正化)</li> </ul>
<p><u>(新規追加)</u></p>	<p><u>(火災発生時の体制の整備)</u></p> <p><u>第21条の2 運営管理課長は、火災発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む第6条の表1に掲げる文書(「火災防護計画」)を作成し、事業部長の承認を得る。</u></p> <p><u>また、本文書は、添付1「火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準」に従い作成する。</u></p> <p><u>(1) 火災発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な要員を第75条により配置する。</u></p> <p><u>また、初期消火活動のために必要な要員を第75条により9名以上(濃縮・埋設事業所常駐)を配置する。</u></p> <p><u>(2) 火災発生時における加工施設の保全のための活動を行う要員に対する教育・訓練を第87条及び第88条により実施する。</u></p> <p><u>(3) 火災発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な資機材を配備する。</u></p> <p><u>また、初期消火活動のために必要な通報設備として専用回線を使用した通報設備又は衛星電話を中央制御室等に配備するとともに、泡消火剤、別表4の2に示す化学消防自動車等を配備する。</u></p> <p><u>2 各課長は、前項の文書に基づき、火災発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順書の整備を実施するとともに、火災発生時において加工施設の保全のための活動を行う。</u></p> <p><u>また、巡視点検担当課長は、第16条に定める巡視点検により火災の早期発見に努める。</u></p> <p><u>3 運営管理課長は、前項の活動の結果を取りまとめ、定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</u></p> <p><u>4 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</u></p> <p><u>5 工場長は、火災の影響により、加工施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるると判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い関係各職位に連絡させるとともに、カスケード設備のUF<sub>6</sub>排気回収等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載の適正化 (当社他施設保安規定との整合を踏まえ第71条から記載箇所変更)</li> <li>事業変更許可・設工認に係る変更 (自衛消防隊の濃縮・埋設事業所への常駐体制に係る変更)</li> <li>当社他施設保安規定との整合を踏まえた運用変更 (火災及び自然災害等発生時の体制の整備における措置判断者の明確化)</li> <li>記載の適正化 (事業変更許可・設工認を踏まえたUF<sub>6</sub>排気の記載適正化)</li> </ul>
<p><u>(新規追加)</u></p>	<p><u>(自然災害等発生時の体制の整備)</u></p> <p><u>第21条の3 運営管理課長は、自然災害等発生時における加工施設の保全のための活動を行うための体制の整備として、次の各号を含む第6条の表1に掲げる文書(「加工施設 異常事象対策要領」)を作成し、事業部長の承認を得る。</u></p> <p><u>また、本文書は、添付1「火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準」に従い作成する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載の適正化 (当社他施設保安規定との整合を踏まえ第72条から記載箇所変更)</li> </ul>

濃縮・埋設事業所加工施設保安規定 新旧対照表 ( 5 / 85 )

現行	変更後	変更理由
	<p><u>(1) 自然災害等発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な要員を第 75 条により配置する。</u></p> <p><u>(2) 自然災害等発生時における加工施設の保全のための活動を行う要員に対する教育・訓練を第 87 条及び第 88 条により実施する。</u></p> <p><u>(3) 自然災害等発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な資機材を配備する。</u></p> <p><u>2 各課長は、前項の文書に基づき、自然災害等発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順書の整備を実施するとともに、自然災害等発生時において加工施設の保全のための活動を行う。</u></p> <p><u>3 運営管理課長は、前項の活動の結果を取りまとめ、定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</u></p> <p><u>4 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</u></p> <p><u>5 工場長は、自然災害等の影響により、加工施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い関係各職位に連絡させるとともに、カスケード設備の UF<sub>6</sub> 排気回収等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</u></p> <p><u>6 各課長は、自然災害等に係る新たな知見を収集し、必要に応じて手順書等へ反映する。</u></p>	<p>・当社他施設保安規定との整合を踏まえた運用変更（火災及び自然災害等発生時の体制の整備における措置判断者の明確化）</p> <p>・記載の適正化（事業変更許可・設工認を踏まえた UF<sub>6</sub> 排気記載適正化）</p>
<p><u>(新規追加)</u></p>	<p><u>(重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備)</u></p> <p><u>第 21 条の 4 運営管理課長は、重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うための体制の整備として、次の各号を含む第 6 条の表 1 に掲げる文書（「加工施設 異常事象対策要領」）を作成し、事業部長の承認を得る。</u></p> <p><u>また、本文書は、添付 2「重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準」に従い作成する。</u></p> <p><u>(1) 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な要員を第 75 条により配置する。</u></p> <p><u>(2) 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行う要員に対する教育・訓練を第 87 条及び第 88 条により実施する。</u></p> <p><u>(3) 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な資機材を配備する。</u></p> <p><u>(4) 前各号のほか、重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備する。</u></p> <p><u>2 運営管理課長は、重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な次の事項を前項の文書に定める。</u></p> <p><u>(1) 重大事故に至るおそれがある事故発生時における核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するための対策に関すること。</u></p> <p><u>(2) 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。</u></p> <p><u>(3) 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。</u></p> <p><u>3 各課長は、第 1 項の文書に基づき、重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順書の整備を実施するとともに、重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時において加工施設の保全のための活動を行う。</u></p> <p><u>4 運営管理課長は、前項の活動の結果を取りまとめ、定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</u></p> <p><u>5 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</u></p>	<p>・記載の適正化（当社他施設保安規定との整合を踏まえ第 73 条から記載箇所変更）</p>

濃縮・埋設事業所加工施設保安規定 新旧対照表 ( 6 / 85 )

現行	変更後	変更理由
<p>(臨界安全管理)</p> <p>第 23 条 運営管理課長は、別表 6 に定める濃縮度制限値以上とならないようにするため、あらかじめ ██████████ によるカスケード設備の運転条件を定め、事業部長の承認を得た上で運転管理課長に通知する。</p> <p><u>ただし、新素材を用いた遠心分離機 (以下「新型遠心機」という。) のみを運転する場合は、██████████ による運転条件とすることができる。</u></p> <p>2 事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会における<u>審議及び核燃料取扱主任者の確認がされていることを確認する。</u></p> <p>3 運転管理課長は、カスケード設備の操作を行う場合は、第 1 項の運転条件を遵守する。</p> <p>4 運転管理課長は、毎日 1 回以上及び濃縮度変更の都度、濃縮度測定装置によるカスケード設備の濃縮ウランの濃縮度測定結果を確認し、カスケード設備の濃縮度管理が適切に行われていることを確認する。</p> <p>なお、濃縮度測定装置の保守点検等によりカスケード設備の濃縮度測定ができない場合は、直ちに生産を停止する。</p> <p>5 運転管理課長は、中間製品容器の濃縮ウランの濃縮度を測定し、濃縮度管理が適切に行われていることを確認する。</p> <p>6 運転管理課長は、原料ウランを供給する場合は、あらかじめ原料シリンダ内圧力を確認し、脱気の措置を講じる。</p> <p>7 運転管理課長は、濃縮ウランを収納又は充填する場合は、別表 7 に示す設備及び容器を使用する。</p> <p>8 廃棄物管理課長は、使用済み NaF、スラッジ又は分析済ウラン溶液の沈殿処理により発生する沈殿物 (以下「分析沈殿物」という。) をドラム缶に封入する場合は、ドラム缶が別表 8 に定める仕様を満足していることを確認した上で、その容器中に含まれるウラン量を別表 8 に定める最大ウラン含有量以下にする。</p> <p>9 運転管理課長は、<u>製品シリンダ (ANSI 又は ISO 規格 30B)</u> 及び中間製品容器を洗缶する場合は、当該容器内の核燃料物質が 16kg-U 以下であることを確認する。</p> <p>10 運転管理課長及び廃棄物管理課長は、前各項に定める事項のほか、少量のウランを取扱う設備において、使用済 NaF、スラッジ等を取扱う場合は、取扱うウラン量を別表 9 に定める最大取扱ウラン量以下とするとともに、取扱う設備の管理状態を維持する等、適切に取扱う。</p> <p>11 運転管理課長は、臨界警報装置の保守点検等を行っているときに臨界を検知した場合には、ページング装置により代替し、速やかに従業員の避難指示等の必要な措置を講じる。</p>	<p>(臨界安全管理)</p> <p>第 23 条 運営管理課長は、別表 6 に定める濃縮度制限値以上とならないようにするため、あらかじめ ██████████ によるカスケード設備の運転条件を定め、事業部長の承認を得た上で運転管理課長に通知する。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>2 事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会に<u>諮問し、核燃料取扱主任者の確認を受ける。</u></p> <p>3～8 (略)</p> <p>9 運転管理課長は、<u>ANSI 又は ISO 規格 30B (製品シリンダ)</u> 及び中間製品容器を洗缶する場合は、当該容器内の核燃料物質が 16kg-U 以下であることを確認する。</p> <p>10～11 (略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業変更許可・設工認に係る変更 (カスケード設備の運転条件に係る事項の一部削除)</li> <li>・記載の適正化 (当社他施設保安規定との整合を踏まえ濃縮安全委員会の記載適正化)</li> <li>・記載の適正化 (事業変更許可・設工認を踏まえた記載の適正化)</li> </ul>
<p>(漏えい管理)</p> <p>第 24 条 運転管理課長は、濃縮施設を操作する場合は、次の事項を遵守し、核燃料物質の漏えいがないようにする。</p> <p>(1) カスケード設備、UF<sub>6</sub>処理設備、均質・ブレンディング設備及び付着ウラン回収設備を操作する場合は、核燃料物質を大気圧未満で取扱う。</p> <p>ただし、均質・ブレンディング設備における均質槽を除く。</p> <p>(2) 均質槽において核燃料物質を大気圧以上で扱った後、均質槽の扉を開ける場合は、あらかじめ工程用モニタにより槽内への核燃料物質の漏えいの有無を確認する。</p> <p>(3) <u>製品シリンダ、原料シリンダ、廃品シリンダ</u> (以下「UF<sub>6</sub>シリンダ」という。)、中間製品容器、付着ウラン回収容器及び NaF 等の取付け、取外しを行う場合は、取外しの前及び取付けの後に核燃料物質の漏えいの有無を確認する。</p> <p>(4) ケミカルトラップ (NaF) を使用する場合は、性能に異常がないことをウラン検出器により確認する。</p> <p>2 機械保全課長は、高性能エアフィルタを交換した場合は、その捕集効率が 0.3 μmDOP 粒子で 99.9% 以上 (1 段) であることを DOP 検査により確認する。</p> <p>3 機械保全課長は、新たに NaF を交換する場合、装填される NaF の性能が別表 10 に示す仕様値を満</p>	<p>(漏えい管理)</p> <p>第 24 条 運転管理課長は、濃縮施設を操作する場合は、次の事項を遵守し、核燃料物質の漏えいがないようにする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>ANSI 又は ISO 規格 48Y (原料シリンダ又は廃品シリンダ)、ANSI 又は ISO 規格 30B (製品シリンダ又は廃品シリンダ)</u> (以下「UF<sub>6</sub>シリンダ」という。)、中間製品容器、付着ウラン回収容器及び NaF 等の取付け、取外しを行う場合は、取外しの前及び取付けの後に核燃料物質の漏えいの有無を確認する。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化 (事業変更許可・設工認を踏まえた記載の適正化)</li> </ul>

濃縮・埋設事業所加工施設保安規定 新旧対照表 ( 7 / 85 )

現行	変更後	変更理由
<p>足していることを分析試験報告書により確認する。</p> <p>4 運転管理課長は、<u>気体廃棄物廃棄設備</u>の通常運転時において、必要な負圧を <u>2mmHg<sub>0</sub> (19.6Pa)</u> 以上に維持する。</p> <p>ただし、別図2に示すモニタエリア (モニタ室) 又は前室において扉又はシャッターを開放した場合を除く。</p> <p>5 各課長は、UF<sub>6</sub> が漏えいした場合においても、放射線業務従事者を保護するために次の各号に定める措置を講じる。</p> <p>(1) UF<sub>6</sub> を取扱う機器のある管理区域内で工事等を行う場合、運転区域と工事区域を区分し、作業場所に近接するUF<sub>6</sub> を取扱う機器、配管を工事の際に損傷させないように識別するとともに、間仕切り板等を設置する。</p> <p>(2) 管理区域内作業時に早期にUF<sub>6</sub> 漏えいを検知し、放射線業務従事者が速やかに退避できるように可搬式HF 検知警報装置を携行する。</p> <p><u>(新規追加)</u></p>	<p>4 運転管理課長は、<u>気体廃棄物の廃棄設備</u>の通常運転時において、必要な負圧を <u>19.6Pa 以上 (負圧を維持する第1種管理区域の気圧と基準点となる第2種管理区域又は非管理区域との気圧の差圧)</u> に維持する。</p> <p>ただし、別図2に示すモニタエリア (モニタ室) 又は前室において扉又はシャッターを開放した場合を除く。</p> <p>5 (略)</p> <p><u>6 運転管理課長は、分析室のフード等にて核燃料物質等を使用する場合は、フード開口部の面速が0.5m/s 以上であることを確認する。</u></p> <p><u>なお、設計基準事故等*により空調機能や電源等を喪失した場合は、分析室のフード等での作業を停止する。</u></p> <p><u>*: この規定において、「設計基準事故等」とは、設計基準事故及び設計基準事故に至るまでの間に想定される事象並びに重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊をいう。</u></p>	<p>・記載の適正化 (事業変更許可・設工認を踏まえ設備名称及び負圧管理値の記載適正化)</p> <p>・事業変更許可・設工認に係る事項 (分析室のフード等における作業管理)</p> <p>・記載の適正化 (当社他施設保安規定との整合を踏まえ定義の追加)</p>
<p>(均質槽において核燃料物質を大気圧以上で取扱う場合の措置)</p> <p>第25条 事業部長は、次に掲げる均質槽において核燃料物質を大気圧以上で取扱う操作 (以下「液化」という。) を行う場合の措置を含む第6条の表1に掲げる文書 (「加工施設 運転総括要領」) を承認し、各職位に実施させる。</p> <p>(1) 運営管理課長は、均質槽における液化回数が必要最低限となるよう年間液化回数を設定し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(2) 事業部長は、前号の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会に<u>における審議及び核燃料取扱主任者の確認がされていることを確認する。</u></p> <p>(3) 運転管理課長は、均質槽において液化を行う場合は、第1号の年間液化回数を遵守するとともに、均質槽における液化は1基のみで実施する。</p> <p>(4) 運転管理課長は、均質槽において液化を行う場合は、均質槽からの核燃料物質の漏えいにより放射線業務従事者が直接曝露することを防止するため、<u>均質槽周りをシートで囲う等の措置を講じるとともに、立ち入り禁止区域を設定する。</u></p> <p>(5) 運転管理課長は、均質槽において液化を行っているときに、放射線業務従事者が2号発回均質室に入室することを限定するため、あらかじめ実施可能な保安上必要な定常作業を第6条の表1に掲げる文書 (「加工施設 運転総括要領」) に定め、事業部長の承認を得る。</p> <p>(6) 各課長は、均質槽において液化を行っているときに、前号の作業以外で放射線業務従事者を2号発回均質室に入室させない。</p> <p>ただし、事業部長の承認を得た場合は、その限りではない。</p> <p>(7) 各課長は、均質槽において液化を行っているときに、第5号の作業及び前号により事業部長の承認を得た作業 (以下「保安上必要な定常作業等」という。) を行うため、放射線業務従事者が2号発回均質室に入室する場合は、単独で入室させない。</p> <p>(8) 運転管理課長は、均質槽において液化を行う場合は、均質槽の監視を強化するとともに、<u>異常兆候を認知した場合は、均質槽における液化を停止し、2号発回均質室からの退避指示を行う。</u></p>	<p>(均質槽において核燃料物質を大気圧以上で取扱う場合の措置)</p> <p>第25条 事業部長は、次に掲げる均質槽において核燃料物質を大気圧以上で取扱う操作 (以下「液化」という。) を行う場合の措置を含む第6条の表1に掲げる文書 (「加工施設 運転総括要領」) を承認し、各職位に実施させる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 事業部長は、前号の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会に<u>諮問し、核燃料取扱主任者の確認を受ける。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 運転管理課長は、均質槽において液化を行う場合は、均質槽からの核燃料物質の漏えいにより放射線業務従事者が直接曝露することを防止するため、立ち入り禁止区域を設定する。</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>(8) 運転管理課長は、均質槽において液化を行う場合は、均質槽の監視を強化する。</p>	<p>・記載の適正化 (当社他施設保安規定との整合を踏まえた記載の適正化)</p> <p>・事業変更許可・設工認に係る事項 (防護カバー常設化に伴う液化中の均質槽周りをシートで囲う等の措置の削除)</p> <p>・記載の適正化 (その他記載適正化として添付1へ記載箇所変更)</p>
<p>(熱的制限)</p> <p>第27条 運転管理課長は、UF<sub>6</sub> シリンダ類を加熱する場合は、その温度を別表12に定める管理値以下</p>	<p>(熱的制限)</p> <p>第27条 運転管理課長は、UF<sub>6</sub> シリンダ類を加熱する場合は、その温度を別表12に定める管理値以下</p>	

濃縮・埋設事業所加工施設保安規定 新旧対照表 ( 8 / 85 )

現行	変更後	変更理由
<p>に保つ。  <u>2 運転管理課長は、劣化ウランの詰替えに用いる廃品シリンダ (ANSI 又は ISO 規格 48Y) を加熱するに先立って、廃品シリンダ (ANSI 又は ISO 規格 48Y) を加熱するための使用前検査に合格又は使用前事業者検査の使用前確認が完了していることを確認する。</u></p>	<p>に保つ。  <u>(削除)</u></p>	<p>・記載の適正化 (その他記載適正化として第 32 条へ記載箇所変更)</p>
<p>(異常時の措置)                      第 29 条 加工施設の操作に関し異常を発見した者は、直ちに必要な応急措置を講じるとともに、管理担当課長に通報する。                      2 管理担当課長は、前項の通報を受けた場合は、直ちに異常状況の把握に努め、異常状態の解消及び拡大防止に必要な措置を講じるとともに事業部長、核燃料取扱主任者及び関係箇所に通報する。                      ただし、事業部長及び核燃料取扱主任者への通報については、加工施設の保安に及ぼす影響がごく軽微なものを除く。                      3 運転管理課長は、計測制御設備において複数の設備に共通する異常が同時に発生し、中央制御室の監視装置により機器等の運転状態を監視・操作できない場合は、直ちに生産を停止するとともに、事業部長及び核燃料取扱主任者に報告する。                      4 運転管理課長は、新型遠心機を含むカスケード設備の <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> による濃縮度管理インターロックの機能又は、濃縮度測定装置による濃縮度管理インターロックの機能が喪失した場合には、直ちに生産を停止するとともに、事業部長及び核燃料取扱主任者に報告する。                      5 管理担当課長は、関係する課長と協力して異常の原因を調査し、加工施設の保安のために必要な措置を講じるとともに、事業部長及び核燃料取扱主任者に報告する。                      ただし、報告については、加工施設の保安に及ぼす影響がごく軽微なものを除く。</p>	<p>(異常時の措置)                      第 29 条 加工施設の操作に関し異常を発見した者は、直ちに必要な応急措置を講じるとともに、管理担当課長に通報する。                      2～3 (略)                      4 運転管理課長は、新型遠心機を含むカスケード設備の <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> による濃縮度管理インターロックの機能又は、濃縮度測定装置による濃縮度管理インターロックの機能が喪失した場合には、直ちに生産を停止するとともに、事業部長及び核燃料取扱主任者に報告する。                      5 (略)</p>	<p>・事業変更許可・設工認に係る変更 (カスケード設備の運転条件に係る事項の一部削除)</p>
<p>(核燃料物質等の受入れ、払出し)                      第 31 条 運営管理課長は、加工施設外から核燃料物質を受入れる場合は、受入検査により保安措置が講じられていることを確認する。                      2 運営管理課長は、加工施設外へ核燃料物質を払出す場合は、<u>第 69 条を遵守するほか</u>、払出検査により保安措置を講じるとともに、次に定める事項を確認する。                      (1) 核燃料物質の払出先の責任の範囲が明確であること。                      (2) 国内に核燃料物質を払出す場合は、払出先が法に基づく核燃料物質に関する許可を有していること。                      (3) 海外に核燃料物質を払出す場合は、輸出に係る手続きが完了していること。                      (4) 核燃料物質が返却される場合は、返却の時期が定められていること。  <u>(新規追加)</u>                      3 運営管理課長は、<u>空の UF<sub>6</sub> シリンダを受入れた場合は、当該シリンダが ANSI 又は ISO 規格に適合していることを確認する。</u></p>	<p>(核燃料物質等の受入れ、払出し)                      第 31 条 運営管理課長は、加工施設外から核燃料物質を受入れる場合は、受入検査により保安措置が講じられていることを確認する。  <u>また、運営管理課長は、ANSI 又は ISO 規格 48Y (原料シリンダ) を受入れる場合は、受入検査により第 39 条に定める使用前事業者検査が行われていることを確認する。</u>                      2 運営管理課長は、加工施設外へ核燃料物質を払出す場合は、払出検査により保安措置が講じられて<u>いること及び</u>次に定める事項を確認する。                      (1)～(4) (略)  <u>(5) ANSI 又は ISO 規格 30B (製品シリンダ又は廃品シリンダ) を払出す場合は、第 39 条に定める使用前事業者検査が行われていること。</u>                      3 運営管理課長は、<u>ANSI 又は ISO 規格 30B (空シリンダ) を受入れる場合は、受入検査により保安措置が講じられていること及び第 39 条に定める使用前事業者検査が行われていることを確認する。</u></p>	<p>・事業変更許可・設工認に係る事項 (UF<sub>6</sub> シリンダに係る運用変更として受入・払出検査項目の変更) (以下、本条において同じ)                      ・記載の適正化 (事業変更許可・設工認を踏まえシリンダ名称の記載適正化) (以下、本条において同じ)                      ・記載の適正化 (その他記載の適正化)</p>
<p>(核燃料物質の取扱い)                      第 32 条 運転管理課長は、加工施設で核燃料物質を運搬する場合は、貯蔵施設の搬送設備又は専用ケースにより取扱う。  <u>(新規追加)</u></p>	<p>(核燃料物質の取扱い)                      第 32 条 運転管理課長は、加工施設で核燃料物質を運搬する場合は、貯蔵施設の搬送設備又は専用ケースにより取扱う。  <u>2 運転管理課長は、UF<sub>6</sub> シリンダ類から核燃料物質を発生させる場合は、外観、貯蔵中における異常の有無及び UF<sub>6</sub> シリンダ類内の圧力を確認するほか次の各号に基づき、当該シリンダの健全性を確認する。</u>  <u>(1) ANSI 又は ISO 規格 48Y (原料シリンダ)、劣化ウランの詰替えに用いる ANSI 又は ISO 規格 48Y (廃品シリンダ) 並びに ANSI 又は ISO 規格 30B (製品シリンダ及び廃品シリンダ) は、第 39 条に定め</u></p>	<p>・事業変更許可・設工認に係る事項 (UF<sub>6</sub> シリンダに係る運用変更として発生時の確認項目の追加)                      ・記載の適正化 (事業変更許</p>

濃縮・埋設事業所加工施設保安規定 新旧対照表 ( 9 / 85 )

現行	変更後	変更理由
	<p><u>る使用前事業者検査が行われていること。</u>  <u>(2) 中間製品容器は、高圧ガス保安法による検査が行われていること。</u>  <u>(3) 付着ウラン回収容器は、第 39 条に定める使用前事業者検査が行われていること。</u></p>	<p>可・設工認を踏まえシリンダ名称の記載適正化)                      ・記載の適正化 (その他記載適正化として第 27 条から劣化ウラン詰替えに係る記載箇所変更)</p>
<p>(核燃料物質の貯蔵)                      第 33 条 運転管理課長は、核燃料物質を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。                      (1) UF<sub>6</sub>シリンダに封入されていることを確認すること。                      (2) 貯蔵施設の<u>原料、製品又は廃品シリンダ置台上</u>に貯蔵すること。                      (3) 貯蔵施設の搬送設備により取扱うこと。                      (4) UF<sub>6</sub>シリンダの貯蔵数量は、別表 14 に示す最大貯蔵数量を超えないこと。                      (5) 貯蔵施設の<u>入口</u>付近に貯蔵上の注意事項を掲示すること。                      2 運転管理課長は、付着ウラン回収設備にて回収した核燃料物質以外の核燃料物質を<u>保管</u>する場合は、次の事項を遵守する。                      (1) 中間製品容器に封入されていることを確認すること。                      (2) <u>保管区域</u>の中間製品容器置台上に<u>保管</u>すること。                      (3) 貯蔵施設の搬送設備により取扱うこと。                      (4) 中間製品容器の<u>保管</u>数量が、別表 15 に示す最大<u>保管</u>数量を超えないこと。                      (5) <u>保管区域</u>の<u>入口</u>付近に<u>保管</u>上の注意事項を掲示すること。                      3 運転管理課長は、付着ウラン回収設備にて回収した核燃料物質を<u>保管</u>する場合は、次の事項を遵守する。                      (1) 付着ウラン回収容器に封入されていることを確認すること。                      (2) <u>保管区域</u>の付着ウラン回収容器置台上に<u>保管</u>すること。                      (3) 貯蔵施設の搬送設備及び付着ウラン回収設備の搬送台車により取扱うこと。                      (4) 付着ウラン回収容器の<u>保管</u>数量が、別表 15 に示す最大<u>保管</u>数量を超えないこと。                      (5) <u>保管区域</u>の<u>入口</u>付近に<u>保管</u>上の注意事項を掲示すること。</p>	<p>(核燃料物質の貯蔵)                      第 33 条 運転管理課長は、核燃料物質を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。                      (1) (略)                      (2) 貯蔵施設の<u>ANSI 又は ISO 規格 48Y 置台 (原料シリンダ (充填) 又は廃品シリンダ (充填)) 上若しくは ANSI 又は ISO 規格 30B 置台上</u>に貯蔵すること。                      (3)～(4) (略)                      (5) 貯蔵施設の<u>貯蔵設備</u>付近に貯蔵上の注意事項を掲示すること。                      2 運転管理課長は、付着ウラン回収設備にて回収した核燃料物質以外の核燃料物質を<u>貯蔵</u>する場合は、次の事項を遵守する。                      (1) (略)                      (2) <u>貯蔵施設</u>の中間製品容器置台上に<u>貯蔵</u>すること。                      (3) (略)                      (4) 中間製品容器の<u>貯蔵</u>数量が、別表 14 に示す最大<u>貯蔵</u>数量を超えないこと。                      (5) <u>貯蔵施設</u>の<u>貯蔵設備</u>付近に<u>貯蔵</u>上の注意事項を掲示すること。                      3 運転管理課長は、付着ウラン回収設備にて回収した核燃料物質を<u>貯蔵</u>する場合は、次の事項を遵守する。                      (1) (略)                      (2) <u>貯蔵施設</u>の付着ウラン回収容器置台上<u>若しくは ANSI 又は ISO 規格 30B 置台上</u>に<u>貯蔵</u>すること。                      (3) (略)                      (4) 付着ウラン回収容器の<u>貯蔵</u>数量が、別表 14 に示す最大<u>貯蔵</u>数量を超えないこと。                      (5) <u>貯蔵施設</u>の<u>貯蔵設備</u>付近に<u>貯蔵</u>上の注意事項を掲示すること。</p>	<p>・記載の適正化 (事業変更許可・設工認を踏まえシリンダ置台名称及び設備区分の記載適正化) (以下、本条において同じ)                      ・記載の適正化 (注意事項掲示場所の記載適正化) (以下、本条において同じ)                      ・事業変更許可・設工認に係る事項 (付着ウラン回収容器の貯蔵場所の追加)</p>
<p>(空シリンダの管理)                      第 35 条 運転管理課長は、空の UF<sub>6</sub>シリンダを保管する場合は、<u>ウラン貯蔵・廃棄物建屋内の空シリンダ置台上</u>に保管する。                      2 運転管理課長は、空の中間製品容器を保管する場合は、1 号均質室内又は 2 号発回均質室内の中間製品容器置台上に保管する。                      3 運転管理課長は、空の付着ウラン回収容器を保管する場合は、2 号発回均質室内の付着ウラン回収容器置台上に保管する。                      4 運転管理課長は、核燃料物質を空の UF<sub>6</sub>シリンダ類に充填するに先だって、<u>目視検査</u>のほか次の各号に基づき、当該シリンダの健全性を確認する。                      (1) <u>製品シリンダ (ANSI 又は ISO 規格 30B) 及び廃品シリンダ (ANSI 又は ISO 規格 30B) は、洗浄検査が行われていること。</u>  <u>(2) 原料シリンダ (ANSI 又は ISO 規格 48Y) 及び廃品シリンダ (ANSI 又は ISO 規格 48Y) は、貯蔵設備に転用するための使用前検査に合格又は使用前事業者検査の使用前確認が完了していること。</u>                      (3) 中間製品容器は、高圧ガス保安法による検査が行われていること。                      (4) 付着ウラン回収容器は、<u>濃縮施設としての使用前検査に合格又は使用前事業者検査の使用前確認が完了していること。</u></p>	<p>(空シリンダの管理)                      第 35 条 運転管理課長は、空の UF<sub>6</sub>シリンダを保管する場合は、<u>A ウラン貯蔵室内の ANSI 又は ISO 規格 48Y 置台 (空シリンダ) 上若しくは ANSI 又は ISO 規格 30B 置台 (空シリンダ) 上</u>に保管する。                      2 (略)                      3 運転管理課長は、空の付着ウラン回収容器を保管する場合は、2 号発回均質室内の付着ウラン回収容器置台上<u>若しくは A 又は B ウラン貯蔵室内の ANSI 又は ISO 規格 30B 置台上</u>に保管する。                      4 運転管理課長は、核燃料物質を空の UF<sub>6</sub>シリンダ類に充填するに先だって、<u>外観、保管中における異常の有無及び UF<sub>6</sub>シリンダ類内の圧力を確認する</u>ほか次の各号に基づき、当該シリンダの健全性を確認する。                      (1) <u>ANSI 又は ISO 規格 30B (空シリンダ) 及び ANSI 又は ISO 規格 48Y (空シリンダ) は、第 39 条に定める使用前事業者検査が行われていること。</u>  <u>(削除)</u>                      (2) <u>空</u>の中間製品容器は、高圧ガス保安法による検査が行われていること。                      (3) <u>空</u>の付着ウラン回収容器は、<u>第 39 条に定める</u>使用前事業者検査が行われていること。</p>	<p>・記載の適正化 (事業変更許可・設工認を踏まえシリンダ置台名称の記載適正化) (以下、本条において同じ)                      ・事業変更許可・設工認に係る事項 (付着ウラン回収容器の貯蔵場所の追加)                      ・事業変更許可・設工認に係る事項 (UF<sub>6</sub>シリンダに係る運用変更として充填時の確認項目の追加)                      ・記載の適正化 (その他記載の適正化)</p>

濃縮・埋設事業所加工施設保安規定 新旧対照表 ( 10 / 85 )

現行	変更後	変更理由
<p>(作業管理)</p> <p>第38条  保修担当課長は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。</p> <p>2  保修担当課長は、加工施設の点検及び工事を行う場合、加工施設の安全を確保するため、次の事項を考慮した作業管理を行う。</p> <p>(1)  他の加工施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止</p> <p>(2)  供用中の加工施設に対する悪影響の防止</p> <p>(3)  使用開始後の管理上重要な初期データの採取</p> <p>(4)  作業工程の管理</p> <p>(5)  使用開始までの作業対象設備の管理</p> <p>(6)  第7章に基づく放射性廃棄物管理</p> <p>(7)  第8章に基づく放射線管理</p> <p>3  保修担当課長は、保安上重要と判断される作業を行う場合は、次の各号に定める事項を記載した作業管理に係る実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1)  作業の目的</p> <p>(2)  作業を行う設備等</p> <p>(3)  作業工程</p> <p>(4)  作業実施体制</p> <p>(5)  作業の内容及び保安上必要な措置</p> <p>4  事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会に<u>おける審議及び核燃料取扱主任者の確認がされていることを確認する。</u></p>	<p>(作業管理)</p> <p>第38条  保修担当課長は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。</p> <p>2～3  (略)</p> <p>4  事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会に<u>諮問し、核燃料取扱主任者の確認を受ける。</u></p>	<p>・記載の適正化 (当社他施設保安規定との整合を踏まえた記載の適正化)</p>
<p>(使用前事業者検査の実施)</p> <p>第39条  <u>ウラン濃縮工場長</u>は、設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出 (以下、本条において「設工認」という。)の対象となる加工施設の設置又は変更の工事に当たり、設工認に従って行われたものであること、「加工施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査 (以下、本条において「検査」という。)を統括する。</p> <p>2  <u>ウラン濃縮工場長</u>は、第7条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事に関与していない要員を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>3  前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1)  検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2)  検査要領書※1を定め、検査を実施する。</p> <p>(3)  検査対象の加工施設が次の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>①  設工認に従って行われたものであること。</p> <p>②  「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。</p> <p>(4)  検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の加工施設が前号①及び②の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>4  検査実施責任者は、検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たす者を指名する。</p> <p>(1)  第7条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事に関与していない要員</p> <p>(2)  検査対象となる設置又は変更の工事の調達における供給者の中で、当該工事に関与していない要員</p> <p>(3)  前号に掲げる供給者とは別の当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>5  検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、実施する。</p> <p>6  検査実施責任者は、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1)  検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p>	<p>(使用前事業者検査の実施)</p> <p>第39条  <u>工場長</u>は、設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出 (以下、本条において「設工認」という。)の対象となる加工施設の設置又は変更の工事に当たり、設工認に従って行われたものであること、「加工施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査 (以下、本条において「検査」という。)を統括する。</p> <p>2  <u>工場長</u>は、第7条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事に関与していない要員を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>3～7  (略)</p>	<p>・記載の適正化 (その他記載の適正化)</p>

濃縮・埋設事業所加工施設保安規定 新旧対照表 ( 11 / 85 )

現行	変更後	変更理由
<p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。                      (3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。                      7 検査実施責任者は、検査の実施時期及び検査が第 36 条 6. 2(3) で定める計画に基づき確実に行われることを管理する。                      ※1：検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。                      ① 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法                      ② 機能及び性能を確認するために十分な方法                      ③ その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</p>		
<p>(定期事業者検査の実施)                      第 40 条 <u>ウラン濃縮工場長</u>は、加工施設が「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを定期に確認するための定期事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。                      2 <u>ウラン濃縮工場長</u>は、第 7 条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の工事又は点検に関与していない要員を、検査実施責任者として指名する。                      3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。                      (1) 検査の実施体制を構築する。                      (2) 検査要領書※1 を定め、検査を実施する。                      (3) 検査対象の加工施設が「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。                      (4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の加工施設が前号の基準に適合することを最終判断する。                      4 検査実施責任者は、検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。                      (1) 第 7 条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の工事又は点検に関与していない要員                      (2) 検査対象となる設備の工事又は点検の調達における供給者のなかで、当該工事又は点検に関与していない要員                      (3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者                      5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び消印員に規定する検査員の立会頻度を定め、実施する。                      6 検査実施責任者は、第 3 項及び第 4 項に係る事項について、次の各号を実施する。                      (1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。                      (2) 検査に係る記録の管理を行う。                      (3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。                      7 検査実施責任者は、検査の実施時期及び検査が第 36 条 6. 1(4) で定める計画に基づき確実に行われることを管理する。                      ※1：プラントの特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。                      ① 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法                      ② 試験操作その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法                      ③ ①、②による方法のほか、設定した期間において技術基準に適合している状態が維持することを判定できる方法</p>	<p>(定期事業者検査の実施)                      第 40 条 <u>工場長</u>は、加工施設が「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを定期に確認するための定期事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。                      2 <u>工場長</u>は、第 7 条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の工事又は点検に関与していない要員を、検査実施責任者として指名する。                      3～7 (略)</p>	<p>・記載の適正化（その他記載の適正化）</p>
<p>(加工施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針)                      第 41 条 保安全管理課長は、事業開始後 20 年を経過する日までに、加工施設の経年劣化に関する技術的</p>	<p>(加工施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針)                      第 41 条 保安全管理課長は、事業開始後 20 年を経過する日までに、加工施設の経年劣化に関する技術的</p>	

濃縮・埋設事業所加工施設保安規定 新旧対照表 ( 12 / 85 )

現行	変更後	変更理由
<p>な評価の実施手順及び実施体制を定めた実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>2 保安全管理課長は、10 年を超えない期間ごとに行う再評価の実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>3 事業部長は、第 1 項及び前項の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会に<u>おける審議及び核燃料取扱主任者の確認がされていることを確認する。</u></p> <p>4 各課長は、第 1 項及び第 2 項の実施計画に基づき、評価を実施する。</p> <p>5 各課長は、前項の評価を行うために設定した条件又は評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行う。</p> <p>6 保安全管理課長は、第 4 項の評価の結果を作成するとともに、加工施設の保全のために有効な追加措置が抽出された場合は、長期施設管理方針を策定し、事業部長の承認を得る。</p> <p>7 事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会及び品質・保安会議に<u>おける審議並びに核燃料取扱主任者の確認がされていることを確認する。</u></p> <p>8 加工施設の長期施設管理方針は添付 3 に示すものとする。</p>	<p>な評価の実施手順及び実施体制を定めた実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 事業部長は、第 1 項及び前項の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会に<u>諮問し、核燃料取扱主任者の確認を受ける。</u></p> <p>4～6 (略)</p> <p>7 事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会に<u>諮問し、品質・保安会議の審議を受け、核燃料取扱主任者の確認を受ける。</u></p> <p>8 (略)</p>	<p>・記載の適正化（当社他施設保安規定との整合を踏まえた記載の適正化）</p>
<p>(仕掛品)</p> <p>第 43 条 各課長は、所管する業務の実施に伴い発生し、廃棄施設に廃棄する前段階であって、これから廃棄しようとするもの（以下「仕掛品」という。）のうちウエス、フィルタ、機器類等のドラム缶等の容器に収納可能なものが発生した場合は、汚染の広がりを防止するために難燃性の袋等により梱包、又は金属胴遠心機等のドラム缶等の容器に収納不可能な大型の仕掛品については溶接等により開口部を閉止あるいは難燃性シートにより二重包装する等の措置を講じるとともに、可燃性の仕掛品については、火災防護のために必要な措置を講じる。</p> <p>なお、液体と接触した使用済みの活性炭、樹脂等の仕掛品は、水切りを実施するとともに、発生した廃水は、汚染の拡大を防止する措置を講じ、分析室に搬入して管理廃水処理設備へ送水する。</p> <p>2 各課長は、前項の仕掛品を廃棄物前処理室に搬出し廃棄物管理課長に引渡す。</p> <p>ただし、直接、保管廃棄する場合は、廃棄物管理課長に引取りを依頼した上で、廃棄物管理課長が指定する別表 16 の放射性固体廃棄物の<u>保管場所</u>へ搬出する。</p> <p>また、仕掛品は、廃棄物前処理室に搬入し、金属製の容器へ収納した時点で放射性固体廃棄物として管理する。</p> <p>ただし、直接、保管廃棄する場合は、別表 16 の放射性固体廃棄物の<u>保管場所</u>に搬入した時点で放射性固体廃棄物として管理する。</p>	<p>(仕掛品)</p> <p>第 43 条 各課長は、所管する業務の実施に伴い発生し、廃棄施設に廃棄する前段階であって、これから廃棄しようとするもの（以下「仕掛品」という。）のうちウエス、フィルタ、機器類等のドラム缶等の容器に収納可能なものが発生した場合は、汚染の広がりを防止するために難燃性の袋等により梱包、又は金属胴遠心機等のドラム缶等の容器に収納不可能な大型の仕掛品については溶接等により開口部を閉止あるいは難燃性シートにより二重包装する等の措置を講じるとともに、可燃性の仕掛品については、火災防護のために必要な措置を講じる。</p> <p>なお、液体と接触した使用済みの活性炭、樹脂等の仕掛品は、水切りを実施するとともに、発生した廃水は、汚染の拡大を防止する措置を講じ、分析室に搬入して管理廃水処理設備へ送水する。</p> <p>2 各課長は、前項の仕掛品を廃棄物前処理室に搬出し廃棄物管理課長に引渡す。</p> <p>ただし、直接、保管廃棄する場合は、廃棄物管理課長に引取りを依頼した上で、廃棄物管理課長が指定する別表 16 の放射性固体廃棄物の<u>保管廃棄場所</u>へ搬出する。</p> <p>また、仕掛品は、廃棄物前処理室に搬入し、金属製の容器へ収納した時点で放射性固体廃棄物として管理する。</p> <p>ただし、直接、保管廃棄する場合は、別表 16 の放射性固体廃棄物の<u>保管廃棄場所</u>に搬入した時点で放射性固体廃棄物として管理する。</p>	<p>・記載の適正化（事業変更許可・設工認を踏まえ保管場所名称の記載適正化）</p>
<p>(放射性固体廃棄物)</p> <p>第 44 条 廃棄物管理課長は、前条第 2 項及び第 49 条第 12 項により搬入された放射性固体廃棄物を別表 16 の放射性固体廃棄物の<u>保管場所</u>に搬出するまでの間、次の各号に定める事項を講じた廃棄物前処理室で可燃性及び不燃性の分別並びにドラム缶等の容器への封入を行い、保管する。</p> <p>また、廃棄物前処理室における放射線防護上の措置について、放射線管理課長と協議する。</p> <p>(1) 放射線管理上の支障を及ぼさない。</p> <p>(2) 放射性固体廃棄物への延焼のおそれがある火災源が存在しない。</p> <p>また、必要な火災感知設備及び消火設備を配備している。</p> <p>(3) 安全避難通路及び保安上必要な通路の妨げにならない。</p> <p>(4) 本規定に基づく監視、操作等に対して支障を及ぼさない。</p> <p>また、地震により放射性固体廃棄物を収納する容器の転倒等が生じても加工施設の安全機能、監視、操作等に対して支障を及ぼさない。</p> <p>(5) 通信連絡設備の使用に支障を及ぼさない。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、廃棄物前処理室において、次の各号に定める措置を講じ、放射性固体廃棄物を可燃性及び不燃性の分別並びにドラム缶等の容器への封入を行い、保管する。</p> <p>なお、廃棄物前処理室内で放射性固体廃棄物を梱包した難燃性の袋等を開封する場合は、必要に応じてエリア設定等の汚染拡大を防止する措置を講じる。</p>	<p>(放射性固体廃棄物)</p> <p>第 44 条 廃棄物管理課長は、前条第 2 項及び第 49 条第 12 項により搬入された放射性固体廃棄物を別表 16 の放射性固体廃棄物の<u>保管廃棄場所</u>に搬出するまでの間、次の各号に定める事項を講じた廃棄物前処理室で可燃性及び不燃性の分別並びにドラム缶等の容器への封入を行い、保管する。</p> <p>また、廃棄物前処理室における放射線防護上の措置について、放射線管理課長と協議する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2～6 (略)</p>	<p>・記載の適正化（事業変更許可・設工認を踏まえ保管場所名称の記載適正化）（以下、本条において同じ）</p>

濃縮・埋設事業所加工施設保安規定 新旧対照表 ( 13 / 85 )

現行	変更後	変更理由
<p>(1) 周辺の目につきやすい場所に、管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>(2) 可燃性の放射性固体廃棄物を保管する場合は、原則として金属製の容器に収納又はドラム缶等の容器に封入する。</p> <p>(3) 原則として放射性固体廃棄物への延焼のおそれのある火災源を持ち込ませない。 なお、工事等により火災源の持ち込みが必要な場合は、不燃性材料で養生する等の火災防護措置を講じさせる。</p> <p>(4) 必要な放射線防護上の措置を講じる。</p> <p>(5) 溢水により流出した放射性固体廃棄物が保安上必要な通路の妨げになるおそれがある場合は、放射性固体廃棄物を収納及び封入する容器の固縛又は床等へ係留する措置を講じる。</p> <p>(6) 前各号のほか、前項各号の状態を維持する。</p> <p>3 廃棄物管理課長は、廃棄物前処理室における放射性固体廃棄物の保管状況を確認する。 また、第 16 条に定める巡視点検により、前項第 6 号の状態が維持されていることを確認する。</p> <p>4 廃棄物管理課長は、放射性固体廃棄物を廃棄物前処理室に保管するに当たり、あらかじめ放射性固体廃棄物の発生量等を踏まえた必要最低限の期間及び保管量を設定するとともに、設定した期間及び保管量を超えないよう管理する。 なお、あらかじめ設定した期間及び保管量を超える場合は、搬出計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>5 前項のあらかじめ設定する保管量及び搬出計画において設定する保管量の上限は 70 本（200 リットルドラム缶換算）とする。</p> <p>6 事業部長は、第 4 項の承認を行うに当たっては、核燃料取扱主任者の確認がされていることを確認する。</p> <p>7 廃棄物管理課長は、放射性固体廃棄物をドラム缶等の容器に封入し、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、第 90 条に基づく記録と照合できる整理番号を付した上で、必要により保管した後、別表 16 の放射性固体廃棄物の <u>保管場所</u> へ搬出する。 なお、液体と接触し水切りを実施した使用済みの活性炭、樹脂等の放射性固体廃棄物は、プラスチック容器を装填したドラム缶に封入する。</p> <p>8 廃棄物管理課長は、第 43 条第 2 項及び前項により、別表 16 の放射性固体廃棄物の <u>保管場所</u> に搬入された放射性固体廃棄物を保管廃棄する場合は、次の事項に基づき別表 16 に定める保管廃棄能力を超えないことを確認する。</p> <p>(1) 使用済み NaF 及び分析沈殿物の <u>保管場所</u> については、<u>A ウラン濃縮廃棄物室</u> とする。</p> <p>(2) 撤去した金属胴遠心機の <u>保管場所</u> については、使用済遠心機保管室 <u>又は C ウラン貯蔵室使用済遠心機保管エリア</u> とする。</p> <p>(3) 第 1 号及び前号以外の放射性固体廃棄物の <u>保管場所</u> については、A ウラン濃縮廃棄物室、B ウラン濃縮廃棄物室、C ウラン濃縮廃棄物室又は D ウラン濃縮廃棄物室とする。</p> <p>9 廃棄物管理課長は、別表 16 の放射性固体廃棄物の <u>保管場所</u> に搬入された放射性固体廃棄物を保管廃棄する場合は、次の各号の措置のほか、核燃料物質の加工の事業に関する規則（以下「加工規則」という。）第 7 条の 8 に規定されている必要な措置を講じ、廃棄前にこれらの実施状況を確認する。  なお、保管廃棄したドラム缶等の容器は、必要に応じて別表 16 の放射性固体廃棄物の <u>保管場所内</u> で移動することができる。</p> <p>(1) ドラム缶等の容器に収納不可能な大型の放射性固体廃棄物については、溶接等により開口部が閉止されていることを確認するとともに、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、第 90 条に基づく記録と照合できる整理番号を付した上で、保管廃棄する。</p> <p>(2) 公衆の実効線量への寄与を無視できない高線量の放射性固体廃棄物が発生した場合は、放射線管理課長と協議した上で、他の放射性固体廃棄物を封入したドラム缶等の容器による遮蔽効果を期待できる配置又は距離による減衰効果を期待できる配置で保管廃棄するか、若しくは建物の遮蔽効果が高い B ウラン濃縮廃棄物室に保管廃棄する。</p> <p>10 廃棄物管理課長は、A ウラン濃縮廃棄物室、B ウラン濃縮廃棄物室、C ウラン濃縮廃棄物室、D ウラ</p>	<p>7 廃棄物管理課長は、放射性固体廃棄物をドラム缶等の容器に封入し、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、第 90 条に基づく記録と照合できる整理番号を付した上で、必要により保管した後、別表 16 の放射性固体廃棄物の <u>保管廃棄場所</u> へ搬出する。 なお、液体と接触し水切りを実施した使用済みの活性炭、樹脂等の放射性固体廃棄物は、プラスチック容器を装填したドラム缶に封入する。</p> <p>8 廃棄物管理課長は、第 43 条第 2 項及び前項により、別表 16 の放射性固体廃棄物の <u>保管廃棄場所</u> に搬入された放射性固体廃棄物を保管廃棄する場合は、次の事項に基づき別表 16 に定める保管廃棄能力を超えないことを確認する。</p> <p>(1) 使用済み NaF 及び分析沈殿物の <u>保管廃棄場所</u> については、<u>B ウラン濃縮廃棄物室</u> とする。</p> <p>(2) 撤去した金属胴遠心機の <u>保管廃棄場所</u> については、使用済遠心機保管室とする。</p> <p>(3) 第 1 号及び前号以外の放射性固体廃棄物の <u>保管廃棄場所</u> については、A ウラン濃縮廃棄物室、B ウラン濃縮廃棄物室、C ウラン濃縮廃棄物室又は D ウラン濃縮廃棄物室とする。</p> <p>9 廃棄物管理課長は、別表 16 の放射性固体廃棄物の <u>保管廃棄場所</u> に搬入された放射性固体廃棄物を保管廃棄する場合は、次の各号の措置のほか、核燃料物質の加工の事業に関する規則（以下「加工規則」という。）第 7 条の 8 に規定されている必要な措置を講じ、廃棄前にこれらの実施状況を確認する。  なお、保管廃棄したドラム缶等の容器は、必要に応じて別表 16 の放射性固体廃棄物の <u>保管廃棄場所内</u> で移動することができる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>10 廃棄物管理課長は、A ウラン濃縮廃棄物室、B ウラン濃縮廃棄物室、C ウラン濃縮廃棄物室、D ウラ</p>	<p>・事業変更許可・設工認に係る事項（使用済み NaF、スラッジ及び分析沈殿物の保管廃棄場所の変更）</p> <p>・事業変更許可・設工認に係る事項（C ウラン貯蔵室（使用済遠心機保管エリア）の保管廃棄場所に係る事項の削除）</p>

濃縮・埋設事業所加工施設保安規定 新旧対照表 ( 14 / 85 )

現行	変更後	変更理由
<p>ン濃縮廃棄物室、使用済遠心機保管室及びC ウラン貯蔵室使用済遠心機保管エリアにおける放射性固体廃棄物の保管場所、保管量及び転倒の有無等の保管状況を確認する。</p> <p>なお、ドラム缶等の容器の表面状態について、定期的に目視又はファイバースコープ等にて確認する。</p> <p>11 廃棄物管理課長は、A ウラン濃縮廃棄物室、B ウラン濃縮廃棄物室、C ウラン濃縮廃棄物室、D ウラン濃縮廃棄物室、使用済遠心機保管室及びC ウラン貯蔵室使用済遠心機保管エリアの入口付近に管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>また、A ウラン濃縮廃棄物室、B ウラン濃縮廃棄物室及びC ウラン貯蔵室を施錠し、人の接近を防止する。</p> <p>ただし、放射性固体廃棄物が保管廃棄されていない場合は除く。</p>	<p>ン濃縮廃棄物室及び使用済遠心機保管室における放射性固体廃棄物の保管廃棄区画、保管量及び転倒の有無等の保管状況を確認する。</p> <p>なお、ドラム缶等の容器の表面状態について、定期的に目視又はファイバースコープ等にて確認する。</p> <p>11 廃棄物管理課長は、A ウラン濃縮廃棄物室、B ウラン濃縮廃棄物室、C ウラン濃縮廃棄物室、D ウラン濃縮廃棄物室及び使用済遠心機保管室の入口付近に管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>また、A ウラン濃縮廃棄物室及びB ウラン濃縮廃棄物室を施錠し、人の接近を防止する。</p> <p>ただし、放射性固体廃棄物が保管廃棄されていない場合は除く。</p>	<p>・事業変更許可・設工認に係る事項(C ウラン貯蔵室(使用済遠心機保管エリア)の保管廃棄場所に係る事項の削除)</p>
<p>(スラッジ)</p> <p>第 45 条 運転管理課長は、管理廃水処理設備の廃水処理に伴い放射性固体廃棄物のスラッジが発生した場合は、汚染の広がりを防止するため難燃性の袋により梱包するとともに、火災防護のため金属製の容器に収納し、廃棄物管理課長に引取りを依頼する。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、前項のスラッジを A ウラン濃縮廃棄物室へ搬出するまでの間、次の各号に定める事項を満足することを確認した上で、別図 2 に定める場所に保管廃棄待ちスラッジ置場を設定し、当該置場で保管する。</p> <p>また、設定に当たっては、あらかじめ設定場所及び当該場所における放射線防護上の措置について、放射線管理課長と協議する。</p> <p>(1) 放射線管理上の支障を及ぼさない。</p> <p>(2) スラッジへの延焼のおそれがある火災源が存在しない。</p> <p>また、必要な火災感知設備及び消火設備を配備している。</p> <p>(3) 安全避難通路及び保安上必要な通路の妨げにならない。</p> <p>(4) 本規定に基づく監視、操作等に対して支障を及ぼさない。</p> <p>また、地震によりスラッジを収納する容器の転倒等が生じても加工施設の安全機能、監視、操作等に対して支障を及ぼさない。</p> <p>(5) 通信連絡設備の使用に支障を及ぼさない。</p> <p>3 廃棄物管理課長は、保管廃棄待ちスラッジ置場において、次の各号に定める措置を講じ、スラッジを保管する。</p> <p>(1) 保管廃棄待ちスラッジ置場を標識等により明確に区画するとともに、周辺の目につきやすい場所に、管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>(2) 保管廃棄待ちスラッジ置場においてスラッジを保管する場合は、保管用の金属製の容器に収納する。</p> <p>(3) 原則としてスラッジへの延焼のおそれのある火災源を持ち込ませない。</p> <p>なお、工事等により火災源の持ち込みが必要な場合は、不燃性材料で養生する等の火災防護措置を講じさせる。</p> <p>(4) 必要な放射線防護上の措置を講じる。</p> <p>(5) 溢水により流出したスラッジが保安上必要な通路の妨げになるおそれがある場合は、スラッジを収納する容器の固縛又は床等へ係留する措置を講じる。</p> <p>(6) 前各号のほか、前項各号の状態を維持する。</p> <p>4 廃棄物管理課長は、保管廃棄待ちスラッジ置場におけるスラッジの保管状況を確認する。</p> <p>また、第 16 条に定める巡視点検により、前項第 6 号の状態が維持されていることを確認する。</p> <p>5 廃棄物管理課長は、スラッジを保管廃棄待ちスラッジ置場に保管するに当たり、あらかじめスラッジの発生量等を踏まえた必要最低限の期間及び保管量を設定するとともに、設定した期間及び保管量を超えないよう管理する。</p> <p>なお、あらかじめ設定した期間及び保管量を超える場合は、搬出計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p>	<p>(スラッジ)</p> <p>第 45 条 運転管理課長は、管理廃水処理設備の廃水処理に伴い放射性固体廃棄物のスラッジが発生した場合は、汚染の広がりを防止するため難燃性の袋により梱包するとともに、火災防護のため金属製の容器に収納し、廃棄物管理課長に引取りを依頼する。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、前項のスラッジを B ウラン濃縮廃棄物室へ搬出するまでの間、次の各号に定める事項を満足することを確認した上で、別図 2 に定める場所に保管廃棄待ちスラッジ置場を設定し、当該置場で保管する。</p> <p>また、設定に当たっては、あらかじめ設定場所及び当該場所における放射線防護上の措置について、放射線管理課長と協議する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>3～7 (略)</p>	<p>・事業変更許可・設工認に係る事項(使用済み NaF 及びスラッジの保管廃棄場所の変更)(以下、本条において同じ)</p>

濃縮・埋設事業所加工施設保安規定 新旧対照表 ( 15 / 85 )

現行	変更後	変更理由
<p>6 事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、核燃料取扱主任者の確認がされていることを確認する。</p> <p>7 廃棄物管理課長は、保管廃棄待ちスラッジ置場にスラッジを保管している間に、新たに発生したスラッジを必要に応じ追加収納する。</p> <p>8 廃棄物管理課長は、スラッジをドラム缶に封入し、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、第90条に基づく記録と照合できる整理番号を付した上で、<u>A ウラン濃縮廃棄物室</u>へ搬出する。</p> <p>9 廃棄物管理課長は、スラッジを保管廃棄する場合は、別表16に定める保管廃棄能力を超えないことを確認する。</p> <p>10 廃棄物管理課長は、<u>A ウラン濃縮廃棄物室</u>に搬入されたスラッジを保管廃棄する場合は、加工規則第7条の8に規定されている必要な措置を講じ、廃棄前にこれらの実施状況を確認する。 なお、保管廃棄したドラム缶は、必要に応じて<u>A ウラン濃縮廃棄物室</u>内で移動することができる。</p> <p>11 廃棄物管理課長は、<u>A ウラン濃縮廃棄物室</u>におけるスラッジの<u>保管場所</u>、保管量及び転倒の有無等の保管状況を確認する。 なお、ドラム缶の表面状態について、定期的を目視又はファイバースコープ等にて確認する。</p> <p>12 廃棄物管理課長は、<u>A ウラン濃縮廃棄物室</u>の入口付近に管理上の注意事項を掲示するとともに、施錠により人の接近を防止する。</p>	<p>8 廃棄物管理課長は、スラッジをドラム缶に封入し、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、第90条に基づく記録と照合できる整理番号を付した上で、<u>B ウラン濃縮廃棄物室</u>へ搬出する。</p> <p>9 (略)</p> <p>10 廃棄物管理課長は、<u>B ウラン濃縮廃棄物室</u>に搬入されたスラッジを保管廃棄する場合は、加工規則第7条の8に規定されている必要な措置を講じ、廃棄前にこれらの実施状況を確認する。 なお、保管廃棄したドラム缶は、必要に応じて<u>B ウラン濃縮廃棄物室</u>内で移動することができる。</p> <p>11 廃棄物管理課長は、<u>B ウラン濃縮廃棄物室</u>におけるスラッジの<u>保管廃棄区画</u>、保管量及び転倒の有無等の保管状況を確認する。 なお、ドラム缶の表面状態について、定期的を目視又はファイバースコープ等にて確認する。</p> <p>12 廃棄物管理課長は、<u>B ウラン濃縮廃棄物室</u>の入口付近に管理上の注意事項を掲示するとともに、施錠により人の接近を防止する。</p>	<p>・記載の適正化（事業変更許可・設工認を踏まえた保管場所名称の記載適正化）</p>
<p>(有機溶剤)</p> <p>第48条 運転管理課長は、分析作業に伴い発生した保管廃棄する有機溶剤を汚染の広がり防止及び火災防護のため金属製の容器に収納し、速やかに、廃棄物管理課長に引取りを依頼した上で管理廃水処理室に搬出する。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、前項により搬入された有機溶剤を放射性液体廃棄物として、ドラム缶（別表8のスラッジ及び分析沈殿物と同仕様）に封入し、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、第90条に基づく記録と照合できる整理番号を付した上で、<u>廃油保管廃棄場所</u>へ搬出する。</p> <p>3 廃棄物管理課長は、放射性液体廃棄物を保管廃棄する場合は、別表16に定める保管廃棄能力を超えないことを確認する。</p> <p>4 廃棄物管理課長は、<u>廃油保管廃棄場所</u>に搬入された放射性液体廃棄物を保管廃棄する場合は、加工規則第7条の8に規定されている必要な措置を講じ、廃棄前にこれらの実施状況を確認する。 なお、保管廃棄したドラム缶は、必要に応じて<u>廃油保管廃棄場所</u>内で移動することができる。</p> <p>5 廃棄物管理課長は、保管廃棄した放射性液体廃棄物のうち少量の有機溶剤については、<u>廃油保管廃棄場所</u>から搬出した上で、管理廃水処理室内で複数のドラム缶内の有機溶剤を合わせて、ドラム缶に再封入するか、又は新たに発生した有機溶剤を管理廃水処理室内で追加し、再封入する。 また、第2項から第4項の措置を講じ、再度、<u>廃油保管廃棄場所</u>へ搬出し、保管廃棄する。</p> <p>6 廃棄物管理課長は、管理廃水処理室における<u>放射性液体廃棄物の保管場所</u>、保管量及び転倒の有無等の保管状況を確認する。</p> <p>7 廃棄物管理課長は、管理廃水処理室内に管理上の注意事項を掲示する。 また、放射性液体廃棄物を封入したドラム缶を金属製の容器へ収納するとともに、金属製の容器への施錠により人の近接を防止する。</p>	<p>(有機溶剤)</p> <p>第48条 運転管理課長は、分析作業に伴い発生した保管廃棄する有機溶剤を汚染の広がり防止及び火災防護のため金属製の容器に収納し、速やかに、廃棄物管理課長に引取りを依頼した上で管理廃水処理室に搬出する。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、前項により搬入された有機溶剤を放射性液体廃棄物として、ドラム缶（別表8のスラッジ及び分析沈殿物と同仕様）に封入し、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、第90条に基づく記録と照合できる整理番号を付した上で、<u>液体廃棄物保管廃棄区画</u>へ搬出する。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 廃棄物管理課長は、<u>液体廃棄物保管廃棄区画</u>に搬入された放射性液体廃棄物を保管廃棄する場合は、加工規則第7条の8に規定されている必要な措置を講じ、廃棄前にこれらの実施状況を確認する。 なお、保管廃棄したドラム缶は、必要に応じて<u>液体廃棄物保管廃棄区画</u>内で移動することができる。</p> <p>5 廃棄物管理課長は、保管廃棄した放射性液体廃棄物のうち少量の有機溶剤については、<u>液体廃棄物保管廃棄区画</u>から搬出した上で、管理廃水処理室内で複数のドラム缶内の有機溶剤を合わせて、ドラム缶に再封入するか、又は新たに発生した有機溶剤を管理廃水処理室内で追加し、再封入する。 また、第2項から第4項の措置を講じ、再度、<u>液体廃棄物保管廃棄区画</u>へ搬出し、保管廃棄する。</p> <p>6 廃棄物管理課長は、管理廃水処理室における<u>液体廃棄物保管廃棄区画</u>、保管量及び転倒の有無等の保管状況を確認する。</p> <p>7 (略)</p>	<p>・記載の適正化（事業変更許可・設工認を踏まえ保管場所名称の記載適正化）</p>
<p>(IF<sub>5</sub>)</p> <p>第50条 運転管理課長は、付着ウラン回収に伴い発生した保管廃棄するIF<sub>5</sub>を専用の容器に回収し、廃棄物管理課長に引取りを依頼した上で、廃棄物管理課長が指定するA付着ウラン回収廃棄物室又はB付着ウラン回収廃棄物室に搬出する。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、放射性液体廃棄物を保管廃棄する場合は、別表16に定める保管廃棄能力を超えないことを確認する。</p> <p>3 廃棄物管理課長は、A付着ウラン回収廃棄物室又はB付着ウラン回収廃棄物室に搬入された放射性液体廃棄物を専用の容器に封入する。</p> <p>4 廃棄物管理課長は、放射性液体廃棄物をA付着ウラン回収廃棄物室又はB付着ウラン回収廃棄物室</p>	<p>(IF<sub>5</sub>)</p> <p>第50条 運転管理課長は、付着ウラン回収に伴い発生した保管廃棄するIF<sub>5</sub>を専用の容器に回収し、廃棄物管理課長に引取りを依頼した上で、廃棄物管理課長が指定するA付着ウラン回収廃棄物室又はB付着ウラン回収廃棄物室に搬出する。</p> <p>2～4 (略)</p>	

濃縮・埋設事業所加工施設保安規定 新旧対照表 ( 16 / 85 )

現行	変更後	変更理由
<p>に保管廃棄する場合は、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、第 90 条に基づく記録と照合できる整理番号を付すほか、加工規則第 7 条の 8 に規定されている必要な措置を講じ、廃棄前にこれらの実施状況を確認する。</p> <p>なお、保管廃棄した専用の容器は、必要に応じて A 付着ウラン回収廃棄物室又は B 付着ウラン回収廃棄物室内で移動することができる。</p> <p>5 廃棄物管理課長は、A 付着ウラン回収廃棄物室及び B 付着ウラン回収廃棄物室における放射性液体廃棄物の保管場所、保管量及び転倒の有無等の保管状況を確認する。</p> <p>6 廃棄物管理課長は、A 付着ウラン回収廃棄物室及び B 付着ウラン回収廃棄物室の入口付近に管理上の注意事項を掲示するとともに、施錠により人の近接を防止する。</p>	<p>5 廃棄物管理課長は、A 付着ウラン回収廃棄物室及び B 付着ウラン回収廃棄物室における液体廃棄物保管廃棄区画 (IF<sub>5</sub>ボンベ置台)、保管量及び転倒の有無等の保管状況を確認する。</p> <p>6 (略)</p>	<p>・記載の適正化 (事業変更許可・設工認を踏まえ保管場所名称の記載適正化)</p>
<p>(放射性気体廃棄物)</p> <p>第 51 条 運転管理課長及び廃棄物管理課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 運転管理課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、排気用モニタにより監視し、排気口から放出する。</p> <p>(2) 廃棄物管理課長は、放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が、線量告示第 8 条に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにする。</p> <p>(3) 廃棄物管理課長は、排気口における排気中の放射性物質濃度が別表 19 に定める管理目標値を超えないように努める。</p> <p>(4) 運転管理課長は、別表 20 に定める測定項目及び測定頻度に基づき、排気中の放射性物質濃度を別表 21 に示す放出管理用計測器により測定し、廃棄物管理課長に通知する。</p> <p>ただし、別表 21 に示す放出管理用計測器で測定するための前処理が実施できないこと等により加工施設内で測定できない場合は、加工施設外で測定することができる。</p> <p>(5) 廃棄物管理課長は、別表 20 に定める精密測定の結果から、ウランの年間放出量を確認する。</p> <p><u>(新規追加)</u></p>	<p>(放射性気体廃棄物)</p> <p>第 51 条 運転管理課長及び廃棄物管理課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、次の事項を実施する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 運転管理課長は、第 4 号の測定結果を社員等及び請負事業者等が安全に認識できる場所に表示する。</u></p>	<p>・当社他施設保安規定との整合を踏まえた運用変更 (排気中の放射性物質濃度等の表示の追加)</p>
<p>(IF<sub>7</sub>)</p> <p>第 52 条 運転管理課長は、付着ウラン回収に伴い発生した保管廃棄する IF<sub>7</sub> を専用の容器に回収し、廃棄物管理課長に引取りを依頼した上で、A 付着ウラン回収廃棄物室に搬出する。</p> <p>なお、回収に先立って専用の容器が気体廃棄物廃棄設備としての使用前検査に合格していることを確認する。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、放射性気体廃棄物を保管廃棄する場合は、別表 16 に定める保管廃棄能力を超えないことを確認する。</p> <p>3 廃棄物管理課長は、A 付着ウラン回収廃棄物室に搬入された放射性気体廃棄物を専用の容器に封入する。</p> <p>4 廃棄物管理課長は、放射性気体廃棄物を A 付着ウラン回収廃棄物室に保管廃棄する場合は、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、第 90 条に基づく記録と照合できる整理番号を付すほか、加工規則第 7 条の 8 に規定されている必要な措置を講じ、廃棄前にこれらの実施状況を確認する。</p> <p>なお、保管廃棄した専用の容器は、必要に応じて A 付着ウラン回収廃棄物室内で移動することができる。</p> <p>5 廃棄物管理課長は、A 付着ウラン回収廃棄物室における放射性気体廃棄物の保管場所、保管量及び転倒の有無等の保管状況を確認する。</p> <p>6 廃棄物管理課長は、A 付着ウラン回収廃棄物室の入口付近に管理上の注意事項を掲示するとともに、施錠により人の近接を防止する。</p>	<p>(IF<sub>7</sub>)</p> <p>第 52 条 運転管理課長は、付着ウラン回収に伴い発生した保管廃棄する IF<sub>7</sub> を専用の容器に回収し、廃棄物管理課長に引取りを依頼した上で、A 付着ウラン回収廃棄物室に搬出する。</p> <p>なお、回収に先立って専用の容器が気体廃棄物の廃棄設備としての使用前検査に合格していることを確認する。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 廃棄物管理課長は、A 付着ウラン回収廃棄物室における気体廃棄物保管廃棄区画 (IF<sub>7</sub>ボンベ置台)、保管量及び転倒の有無等の保管状況を確認する。</p> <p>6 (略)</p>	<p>・記載の適正化 (事業変更許可・設工認を踏まえ設備名称の記載適正化)</p> <p>・記載の適正化 (事業変更許可・設工認を踏まえ保管場所名称の記載適正化)</p>

濃縮・埋設事業所加工施設保安規定 新旧対照表 ( 17 / 85 )

現行	変更後	変更理由
<p>(放射線管理に係る基本方針)</p> <p>第 53 条 加工施設における放射線管理に係る保安活動は、<u>放射線による放射線業務従事者(一時立入者を含む。)</u>の被ばくを、定められた限度以下であって、かつ、合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p>	<p>(放射線管理に係る基本方針)</p> <p>第 53 条 加工施設における放射線管理に係る保安活動は、放射線業務従事者及び一時立入者の<u>放射線による</u>被ばくを、定められた限度以下であって、かつ、合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載の適正化 (当社他施設保安規定との整合を踏まえた記載の適正化)</li> </ul>
<p>(線量当量等の測定)</p> <p>第 65 条 放射線管理課長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を別表 27 に定めるところにより測定する。</p> <p>2 放射線管理課長は、前項の測定により異常が認められた場合は、その原因を調査し、放射線防護上必要な措置を講じる。</p> <p>3 放射線管理課長は、管理区域における外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質の濃度及び床、壁等の放射性物質の表面密度について管理区域入口付近に表示する。</p> <p><u>(新規追加)</u></p>	<p>(線量当量等の測定)</p> <p>第 65 条 放射線管理課長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を別表 27 に定めるところにより測定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放射線管理課長は、<u>第 1 項による</u>管理区域における外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質の濃度及び床、壁等の放射性物質の表面密度について管理区域入口付近に表示する。</p> <p><u>4 放射線管理課長は、第 1 項による周辺監視区域境界付近における外部放射線に係る線量当量の測定結果を社員等及び請負事業者等が安全に認識できる場所に表示する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載の適正化 (その他記載の適正化)</li> <li>当社他施設保安規定との整合を踏まえた運用変更 (排気中の放射性物質濃度等の表示の追加)</li> </ul>
<p><u>第 9 章 火災防護活動のための体制の整備</u></p> <p><u>(火災防護活動のための体制の整備)</u></p> <p>第 71 条 運営管理課長は、火災防護活動のための体制の整備として、次の措置に係る事項を第 6 条の表 1 に掲げる文書 (「火災防護計画」) に定め、事業部長の承認を得る。</p> <p>また、本文書は、添付 1 「火災防護活動及び自然災害対応に係る実施方針」に従い作成する。</p> <p>(1) 火災発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な要員を第 75 条により配置する。</p> <p>また、初期消火活動のために必要な要員を第 75 条により 9 名以上 (事業所常駐 2 名以上、隣接する自社の他の事業所常駐 7 名以上) 配置する。</p> <p>(2) 火災発生時における加工施設の保全のための活動を行う要員に対する教育・訓練を第 87 条及び第 88 条により実施する。</p> <p>(3) 火災発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な資機材を配備する。</p> <p>また、初期消火活動のために必要な通報設備として専用回線を使用した通報設備又は衛星電話を中央制御室等に配備するとともに、泡消火剤、別表 30 に示す化学消防自動車等を配備する。</p> <p>2 各課長は、前項に定めた文書に基づき、火災発生時において加工施設の保全のための活動を行う。</p> <p>また、巡視点検担当課長は、第 16 条に定める巡視点検により火災の早期発見に努める。</p> <p>3 事業部長は、運営管理課長に前項の活動の結果を評価させ、これを報告させるとともに、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>4 各課長は、火災の影響により、加工施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、連絡を受けた関係者と必要に応じて核燃料物質の漏えい防止等の措置について協議する。</p>	<p><u>(削除)</u></p> <p>第 71 条 削除</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載の適正化 (当社他施設保安規定との整合を踏まえ第 21 条の 2 へ記載箇所変更)</li> </ul>
<p><u>第 10 章 自然災害発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備</u></p> <p><u>(自然災害発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備)</u></p> <p>第 72 条 運営管理課長は、自然災害発生時における加工施設の保全のための活動を行うための体制の整備として、次の措置に係る事項を第 6 条の表 1 に掲げる文書 (「火災防護計画」及び「加工施設 異常事象対策要領」) に定め、事業部長の承認を得る。</p> <p>また、本文書は、添付 1 「火災防護活動及び自然災害対応に係る実施方針」に従い作成する。</p> <p>(1) 自然災害発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な要員を第 75 条により配置する。</p>	<p><u>(削除)</u></p> <p>第 72 条 削除</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載の適正化 (当社他施設保安規定との整合を踏まえ第 21 条の 3 へ記載箇所変更)</li> </ul>

現行	変更後	変更理由
<p>(2) <u>自然災害発生時における加工施設の保全のための活動を行う要員に対する教育・訓練を第 87 条及び第 88 条により実施する。</u></p> <p>(3) <u>自然災害発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な資機材を配備する。</u></p> <p>2 <u>各課長は、前項に定めた文書に基づき、自然災害発生時において加工施設の保全のための活動を行う。</u></p> <p>3 <u>事業部長は、運営管理課長に前項の活動の結果を評価させ、これを報告させるとともに、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</u></p> <p>4 <u>各課長は、自然災害の影響により、加工施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、連絡を受けた関係者と必要に応じて核燃料物質の漏えい防止等の措置について協議する。</u></p> <p>5 <u>各課長は、自然災害に係る新たな知見を収集し、必要に応じて手順書等へ反映する。</u></p>		
<p><u>第 11 章 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備</u></p> <p><u>(重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備)</u></p> <p>第 73 条 <u>運営管理課長は、重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うための体制の整備として、次の措置に係る事項を第 6 条の表 1 に掲げる文書（「加工施設 異常事象対策要領」）に定め、事業部長の承認を得る。</u></p> <p><u>また、本文書は、添付 2 「重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施方針」に従い作成する。</u></p> <p>(1) <u>重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な要員を第 75 条により配置する。</u></p> <p>(2) <u>重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行う要員に対する教育・訓練を第 87 条及び第 88 条により実施する。</u></p> <p>(3) <u>重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な資機材を配備する。</u></p> <p>(4) <u>前各号のほか、重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備する。</u></p> <p>2 <u>運営管理課長は、重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な次の事項を前項の文書に定める。</u></p> <p>(1) <u>重大事故に至るおそれがある事故発生時における核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するための対策に関すること。</u></p> <p>(2) <u>大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。</u></p> <p>(3) <u>大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。</u></p> <p>3 <u>各課長は、第 1 項に定めた文書に基づき、重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時において加工施設の保全のための活動を行う。</u></p> <p>4 <u>事業部長は、運営管理課長に前項の活動の結果を評価させ、これを報告させるとともに、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p> <p>第 73 条 <u>削除</u></p>	<p>・記載の適正化（当社他施設保安規定との整合を踏まえ第 21 条の 4 へ記載箇所変更）</p>
<p>第 12 章 非常時の措置</p> <p>(略)</p>	<p>第 9 章 非常時の措置</p> <p>(略)</p>	<p>・記載の適正化（その他記載の適正化）</p>
<p>(緊急作業従事者)</p> <p>第 76 条 <u>運営管理課長は、次の各号の要件に該当する放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。）から、緊急作業従事者をあらかじめ定め、事業部長の承認を得る。</u></p> <p>(1) <u>別表 33 に定める緊急作業についての教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を、</u></p>	<p>(緊急作業従事者)</p> <p>第 76 条 <u>運営管理課長は、次の各号の要件に該当する放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。）から、緊急作業従事者をあらかじめ定め、事業部長の承認を得る。</u></p> <p>(1) <u>別表 30 に定める緊急作業についての教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を、</u></p>	<p>・記載の適正化（その他記載</p>

濃縮・埋設事業所加工施設保安規定 新旧対照表 ( 19 / 85 )

現行	変更後	変更理由
<p>社長に書面で申し出た者                      (2) 別表 34 に定める緊急作業についての訓練を受けた者                      (3) 実効線量について 250mSv を線量限度とする緊急作業に従事する者にあつては、原子力災害対策特別措置法第 8 条第 3 項に規定する原子力防災要員、同法第 9 条第 1 項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第 3 項に規定する副原子力防災管理者</p>	<p>社長に書面で申し出た者                      (2) 別表 30 の 2 に定める緊急作業についての訓練を受けた者                      (3) (略)</p>	<p>の適正化)</p>
<p><u>(新規追加)</u></p>	<p><u>(通信連絡手順の整備)</u>                      第 77 条の 2 運営管理課長は、設計基準事故等が発生した場合に用いる通信連絡に係る操作に関する手順並びに所外通信連絡に係る異状時の対応に関する手順を定める。</p>	<p>・当社他施設保安規定との整合を踏まえた運用変更 (通信連絡手順の整備の追加)</p>
<p>(安全避難通路)                      第 78 条 (略)</p>	<p>(安全避難通路等)                      第 78 条 (略)</p>	<p>・記載の適正化 (当社他施設保安規定との整合を踏まえた記載の適正化)</p>
<p>第 13 章 保安教育</p> <p>(保安教育)                      第 87 条 運営管理課長は、毎年度、加工施設において加工施設の保安に関する業務を行う社員等の保安教育について、別表 31 の実施方針に基づき次の各号に定める事項を記載した実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。                      (1) 業務内容に応じた保安教育対象者の区分及び区分ごとの保安教育の内容                      (2) 保安教育の実施時期                      (3) 保安教育の方法                      2 事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会に<u>おける審議及び核燃料取扱主任者の確認がされていることを確認する。</u>                      3 各職位は、第 1 項の保安教育の実施計画に基づき、保安教育を実施する。                      4 事業部長は、運営管理課長に前項の実施結果を評価させ、これを報告させるとともに、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。                      5 運営管理課長は、第 3 項の実施結果及び前項の評価結果を核燃料取扱主任者に報告する。                      6 各課長は、請負事業者等に対し、濃縮・埋設事業所において加工施設に関する作業を行わせる場合は、別表 32 の実施方針に基づいた実施計画を第 1 項の実施計画に定め、保安教育を実施する。                      ただし、請負事業者等に保安教育を行わせる場合は、あらかじめ保安教育を実施した請負事業者等の教育責任者に実施させ、結果を報告させるとともにその内容を確認する。                      また、各課長は、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立会う。                      7 事業部長は、運営管理課長に前項の実施結果を評価させ、これを報告させるとともに、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。                      8 運営管理課長は、第 6 項の実施結果及び前項の評価結果を核燃料取扱主任者に報告する。</p>	<p>第 10 章 保安教育</p> <p>(保安教育)                      第 87 条 運営管理課長は、毎年度、加工施設において加工施設の保安に関する業務を行う社員等の保安教育について、別表 31 の実施方針に基づき次の各号に定める事項を記載した実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。                      (1)～(3) (略)                      2 事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会に<u>諮問し、核燃料取扱主任者の確認を受ける。</u>                      3～8 (略)</p>	<p>・記載の適正化 (その他記載の適正化)</p> <p>・記載の適正化 (当社他施設保安規定との整合を踏まえた記載の適正化)</p>
<p>第 14 章 加工施設の定期的な評価</p> <p>(加工施設の定期的な評価)                      第 89 条 運営管理課長は、10 年を超えない期間ごとに、次の各号に定める事項について実施手順及び実施体制を定めた実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。                      (1) 加工施設における保安活動の実施状況                      (2) 加工施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況                      2 事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会に<u>おける審議及び核燃料取扱主任者の確認がされていることを確認する。</u></p>	<p>第 11 章 加工施設の定期的な評価</p> <p>(加工施設の定期的な評価)                      第 89 条 運営管理課長は、10 年を超えない期間ごとに、次の各号に定める事項について実施手順及び実施体制を定めた実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。                      (1)～(2) (略)                      2 事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会に<u>諮問し、核燃料取扱主任者の確認を受ける。</u></p>	<p>・記載の適正化 (その他記載の適正化)</p> <p>・記載の適正化 (当社他施設保安規定との整合を踏ま</p>

濃縮・埋設事業所加工施設保安規定 新旧対照表 ( 20 / 85 )

現行	変更後	変更理由
<p>3 各課長は、第1項の実施計画に基づき、評価を実施する。</p> <p>4 運営管理課長は、前項の評価結果を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>5 事業部長は、前項の評価の結果、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>6 事業部長は、第4項の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会に<u>おける審議及び</u>核燃料取扱主任者の確認<u>がされていることを確認する。</u></p>	<p>3～5 (略)</p> <p>6 事業部長は、第4項の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会に<u>諮問し、品質・保安会議の審議を受け、</u>核燃料取扱主任者の確認<u>を受ける。</u></p>	<p>えた記載の適正化)</p>
<p>(略) 第15章 記録及び報告</p>	<p>(略) 第12章 記録及び報告</p>	<p>・記載の適正化(その他記載の適正化)</p>

濃縮・埋設事業所加工施設保安規定 新旧対照表 ( 21 / 85 )

現行	変更後	変更理由
	<p><u>附 則 (令和 年 月 日 原規規発第 号)</u></p> <p><u>1. この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。</u></p> <p><u>2. 本規定施行の際、第6条(品質マネジメントシステム計画)5.5.2(品質マネジメントシステム管理責任者)、第8条(職務)第2項第5号の安全・品質本部長に係る規定、同条同項第6号の安全・品質本部副本部長に係る規定、第11条(品質・保安会議の審議事項、構成等)及び別図1(保安に関する組織(第7条関係))のうち安全・品質本部副本部長に係る規定については、品質・保安会議に係る事項の変更が可能となった日以降、社長が指定する日より適用し、それまでの間は従前の例による。</u></p> <p><u>3. 本規定施行の際、以下の工事や運用上の制約がある事項に係る規定については、当該すべての規定に係る工事等が完了し運用可能となった日以降、社長が指定する日より適用し、それまでの間は別紙1による。</u></p> <p><u>(1) 第21条の2(火災発生時の体制の整備)のうち初期消火活動のために必要な要員の濃縮・埋設事業所常駐</u></p> <p><u>(2) 別表4の2(初期消火活動に係る設備等(第21条の2関係))のうち濃縮・埋設事業所への配備</u></p> <p><u>(3) 添付1(火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準(第21条の2、第21条の3関連))のうち放射性固体廃棄物のドラム缶等の容器の固縛による飛散防止</u></p> <p><u>(4) 添付2(重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準(第21条の4関連))表-1(重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な資機材等)のうちモニタリングカー、風向風速計、消防自動車(化学消防自動車)、可搬消防ポンプ、可搬消防ポンプ運搬車両及び泡消火剤の車庫1又は車庫2への配備、屋上放水装置の2号発回均質棟への配備</u></p> <p><u>4. 本規定施行の際、使用前検査又は使用前事業者検査の対象となる各設備に係る規定については、工事や運用上の制約がない規定を除き加工施設に係る使用前検査又は使用前事業者検査終了日の翌日より適用し、それまでの間は従前の例による。ただし、以下の規定については、使用前検査又は使用前事業者検査終了日の翌日より適用するまでは別紙2による。</u></p> <p><u>(1) 第23条(臨界安全管理)のうち新型遠心機の運転条件</u></p> <p><u>(2) 第25条(均質槽において核燃料物質を大気圧以上で取扱う場合の措置)のうち均質槽防護カバー</u></p> <p><u>(3) 第44条(放射性固体廃棄物)のうちCウラン貯蔵室(使用済遠心機保管エリア)</u></p> <p><u>(4) 別図2(1/3)(ウラン濃縮建屋1階 管理区域図(第45、49、54、55条関係))のうちモニタエリア(モニタ室)</u></p> <p><u>(5) 別表1(施設の管理及び点検・工事等に関する業務の担当課長(第8条関係))のうち放射線監視・測定設備(HFセンサ)、溢水防護設備、竜巻防護設備、重大事故等対処資機材</u></p> <p><u>(6) 別表3(巡視点検を行う設備等(第16条関係))のうち放射線監視・測定設備(HFセンサ)、溢水防護設備、竜巻防護設備</u></p> <p><u>(7) 別表5(保安上特に管理を必要とする設備(第22条関係))のうち放射線監視・測定設備(HFセンサ)</u></p> <p><u>(8) 別表16(放射性廃棄物の保管廃棄能力(第43、44、45、48、50、52条関係))のうちCウラン貯蔵室(使用済遠心機保管エリア)</u></p> <p><u>(9) 別表28(放射線測定器類(第66条関係))のうちHFセンサ</u></p> <p><u>(10) 添付1(火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準(第21条の2、第21条の3関連))のうち遠隔消火設備</u></p> <p><u>(11) 添付2(重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準(第21条の4関連))表-1(重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な資機材等)のうち貯水槽</u></p>	

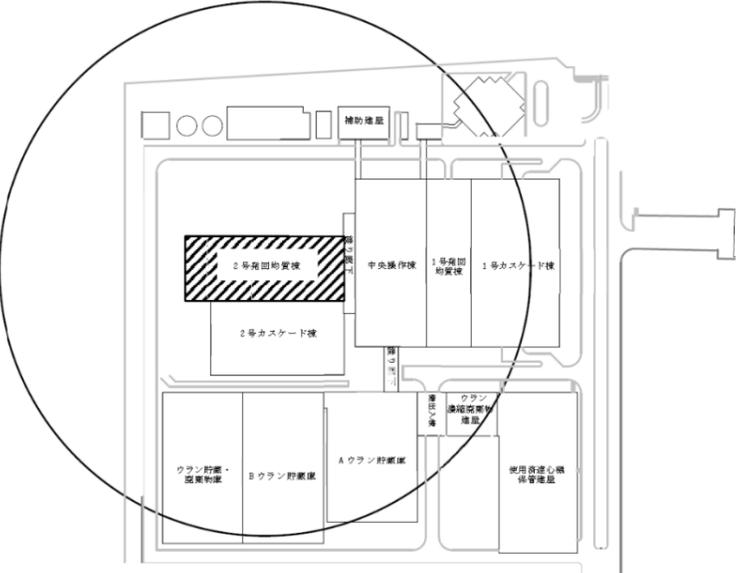
現行	変更後	変更理由				
	<p><u>&lt;附則第3項 別紙1&gt;</u></p> <p><u>(火災発生時の体制の整備)</u></p> <p><u>第21条の2 運営管理課長は、火災発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む第6条の表1に掲げる文書(「火災防護計画」)を作成し、事業部長の承認を得る。</u></p> <p><u>また、本文書は、添付1「火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準」に従い作成する。</u></p> <p><u>(1) 火災発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な要員を第75条により配置する。</u></p> <p><u>また、初期消火活動のために必要な要員を第75条により9名以上(事業所常駐2名以上、隣接する自社の他の事業所常駐7名以上)を配置する。</u></p> <p><u>(2) 火災発生時における加工施設の保全のための活動を行う要員に対する教育・訓練を第87条及び第88条により実施する。</u></p> <p><u>(3) 火災発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な資機材を配備する。</u></p> <p><u>また、初期消火活動のために必要な通報設備として専用回線を使用した通報設備又は衛星電話を中央制御室等に配備するとともに、泡消火剤、別表4の2に示す化学消防自動車等を配備する。</u></p> <p><u>2 各課長は、前項の文書に基づき、火災発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順書の整備を実施するとともに、火災発生時において加工施設の保全のための活動を行う。</u></p> <p><u>また、巡視点検担当課長は、第16条に定める巡視点検により火災の早期発見に努める。</u></p> <p><u>3 運営管理課長は、前項の活動の結果を取りまとめ、定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</u></p> <p><u>4 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</u></p> <p><u>5 工場長は、火災の影響により、加工施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い関係各職位に連絡させるとともに、カスケード設備のUF<sub>6</sub>排気回収等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</u></p>					
	<p><u>別表4の2 初期消火活動に係る設備等(第21条の2関係)</u></p> <table border="1" data-bbox="1353 1257 2383 1362"> <thead> <tr> <th data-bbox="1353 1257 1789 1310">設備等</th> <th data-bbox="1789 1257 2383 1310">数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1353 1310 1789 1362">化学消防自動車*1、3</td> <td data-bbox="1789 1310 2383 1362">1台*2</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>*1：400リットル毎分の泡放射を同時に2口行うことが可能な能力を有すること。</u></p> <p><u>*2：点検又は故障の場合には、*1に示す能力を有する可搬消防ポンプ及び可搬消防ポンプ運搬用車両で代替する。</u></p> <p><u>*3：隣接する自社の他の事業所に配備しているものを使用する。</u></p>	設備等	数量	化学消防自動車*1、3	1台*2	
設備等	数量					
化学消防自動車*1、3	1台*2					
	<p><u>添付1 火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準</u> <u>(第21条の2、第21条の3関連)</u></p> <p><u>火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準</u></p> <p><u>1. 火災</u></p> <p><u>運営管理課長は、火災防護活動の体制の整備として、次の1.1から1.4を含む第6条の表1に掲げる文書(「火災防護計画」)を作成し、事業部長の承認を得る。</u></p> <p><u>1.1 要員の配置</u></p> <p><u>運営管理課長は、火災が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第21条の2に基</u></p>					

現行	変更後	変更理由
	<p><u>づく初期消火活動を行う要員及び自衛消防隊（第 74 条に定める非常時対策組織に同じ）に必要な要員を選任し、事業部長の承認を得る。</u></p> <p><u>なお、自衛消防隊の構成、要員の職務については、添付 2「重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準」1.1（体制の整備）に示す。</u></p> <p><u>1.2 教育・訓練の実施</u></p> <p><u>運営管理課長は、該当する要員に対して、第 87 条に基づき火災防護活動に関する教育・訓練の計画を作成し、事業部長の承認を得る。</u></p> <p><u>各課長は、第 87 条及び第 88 条に基づき教育・訓練を実施する。</u></p> <p><u>1.3 資機材の配備</u></p> <p><u>各課長は、火災防護活動に必要な化学消防自動車、泡消火剤、防火服、空気呼吸器等の資機材を配備し、定期的に保守点検を行い、その機能を常に確保する。</u></p> <p><u>1.4 手順書の整備</u></p> <p><u>運営管理課長は、火災防護活動を実施するため、以下の項目を含む第 6 条の表 1 に掲げる文書（「火災防護計画」）を整備する。各課長は、具体的な実施内容等を手順書等として整備する。</u></p> <p><u>なお、内部火災については、UF<sub>6</sub>を内包する機器を設置する 2 号発回均質室（2 号 Q マス室を含む）、2 号中間室（搬入室を含む）、1 号均質室、2 号カスケード室、A ウラン貯蔵室、B ウラン貯蔵室及び C ウラン貯蔵室・B ウラン濃縮廃棄物室を火災区域とした火災防護活動とする。</u></p> <p><u>(1) 内部火災</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li><u>1) 火災の発生防止として、防火対策及び消火設備に対する考え方、目的、運用方法に関すること。</u></li> <li><u>2) 可燃物管理として、火災区域内に持ち込んだ可燃物の数量及び保管方法、アセトン等の取扱量制限に関すること。</u></li> <li><u>3) 管理区域内における火気の使用制限に関すること。</u></li> <li><u>4) 火災の早期感知を行うための対応方針に関すること。</u></li> <li><u>5) 火災発生時の消火活動における初動対応（通報・連絡、初期消火を含む）に関すること。</u></li> <li><u>6) 管理区域内での火災発生時における消火活動のための管理区域入域時の装備・出入管理方法、管理区域からの避難対応、負傷者の搬出に関すること。</u></li> <li><u>7) 火災発生時の消火の方法に関すること。</u></li> <li><u>8) 火災発生時に現場へ急行するために保安上必要な経路には、アクセスを阻害する要因となる障害物を設置しないことに関すること。</u></li> <li><u>9) 火災発生時に加工施設へ影響を与えると判断した場合において実施するカスケード設備の UF<sub>6</sub>排気回収、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転停止、各設備の槽類及びサンプル小分け装置の加熱停止並びに核燃料物質の取扱い操作停止の措置を講じるための管理体制、判断基準及び対処（操作）に関すること。</u></li> <li><u>また、状況に応じて実施する送排風機の停止・ダンパの閉止の措置に関すること。</u></li> <li><u>10) 火災影響評価の概要及び再評価の条件に関すること。</u></li> <li><u>11) 防火対策を実施する組織の責任の所在、各職務の権限、要員の選任に関する事項に関すること。</u></li> <li><u>12) 火災発生時において消火活動等の対応を実施する組織（自衛消防隊）の責任の所在、各職務の権限、要員の選任に関する事項に関すること。</u></li> </ol> <p><u>(2) 外部火災</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li><u>1) 防火帯の維持及び管理に関すること。</u></li> <li><u>2) 外部火災発生時の連絡体制、防護対応の内容に関すること。</u></li> <li><u>3) 外部火災評価に係る以下の条件変更等の影響評価の実施に関すること。</u> <ol style="list-style-type: none"> <li><u>① 防護対象施設及び屋外危険物貯蔵施設の設計変更による影響評価の確認</u></li> <li><u>② FARSITE の入力条件である植生に大きな変化があった場合の再解析等の実施</u></li> </ol> </li> </ol>	

現行	変更後	変更理由
	<p><u>③ 上記以外の外部火災の評価の条件等に変更があった場合の影響評価の実施</u></p> <p><u>4) 敷地周辺及び敷地内の植生の定期的な現場確認に関すること。</u></p> <p><u>5) 外部火災発生時には、加工施設への影響を軽減するため、事前散水を含む消火活動の実施に関すること。</u>  <u>また、加工施設構外より入所してくる燃料補充用のタンクローリに対して、燃料補充時は監視人の立会い、タンクローリ火災発生時の消火活動の実施に関すること。</u></p> <p><u>6) 外部火災発生時に必要となる通報連絡者及び初期消火活動に必要な要員の配置、自衛消防隊の設置に関すること。</u></p> <p><u>7) 外部火災発生時に加工施設へ影響を与えると判断した場合において実施するカスケード設備のUF<sub>6</sub>排気回収、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転停止、各設備の槽類及びサンプル小分け装置の加熱停止並びに核燃料物質の取扱い操作停止の措置を講じるための管理体制、判断基準及び対処（操作）に関すること。</u>  <u>また、ばい煙等が予想される場合において実施する送排風機の停止・ダンパ閉止の措置に関すること。</u></p> <p><u>8) 外部火災発生時の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。</u></p> <p><u>1.5 定期的な評価</u></p> <p><u>1) 各課長は、1.1 から 1.4 の活動の実施結果について、運営管理課長に報告する。</u></p> <p><u>2) 運営管理課長は、1)の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</u></p> <p><u>3) 事業部長は、2)の報告の内容を確認し、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、火災防護計画の見直し等必要な措置を講じる。</u></p> <p><u>2. 自然災害等</u></p> <p><u>運営管理課長は、自然災害等発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の 2.1 から 2.4 を含む第 6 条の表 1 に掲げる文書（「加工施設 異常事象対策要領」）を作成し、事業部長の承認を得る。</u></p> <p><u>2.1 要員の配置</u></p> <p><u>運営管理課長は、自然災害等が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、自然災害等発生時における加工施設の保全のための活動を行う要員及び第 74 条に定める非常時対策組織に必要な要員を選任し、事業部長の承認を得る。</u>  <u>なお、非常時対策組織の構成、要員の職務については、添付 2 「重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準」 1.1（体制の整備）に示す。</u></p> <p><u>2.2 教育・訓練の実施</u></p> <p><u>運営管理課長は、該当する要員に対して、第 87 条に基づき自然災害等発生時の対応に関する教育・訓練の計画を作成し、事業部長の承認を得る。</u>  <u>各課長は、第 87 条及び第 88 条に基づき教育・訓練を実施する。</u></p> <p><u>2.3 資機材の配備</u></p> <p><u>各課長は、自然災害等発生時の対応に必要な資機材を配備し、定期的に保守点検を行い、その機能を常に確保する。</u></p> <p><u>2.4 手順書の整備</u></p> <p><u>(1) 運営管理課長は、自然災害等発生時における加工施設の保全のための活動を行うため、以下の項目を含む第 6 条の表 1 に掲げる文書（「加工施設 異常事象対策要領」）を整備する。各課長は、</u></p>	

現行	変更後	変更理由
	<p><u>具体的な実施内容等を手順書等として整備する。また、各課長は、自然災害等に係る新たな知見を収集し、必要に応じて手順書等へ反映する。</u></p> <p>1) 地震</p> <p>① <u>地震の発生又は発生が予測される場合の放射線業務従事者への退避指示に関すること。</u></p> <p>② <u>地震発生時に加工施設へ影響を与えると判断した場合において実施するカスケード設備のUF<sub>6</sub>排気回収、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転停止、各設備の槽類及びサンプル小分け装置の加熱停止並びに核燃料物質の取扱い操作停止の措置を講じるための管理体制、判断基準及び対処（操作）に関すること。</u></p> <p><u>また、地震の発生が予測される場合において実施する均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転の停止に関すること。</u></p> <p>③ <u>地震発生時の認知方法、事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。</u></p> <p>2) 竜巻</p> <p>① <u>UF<sub>6</sub>を取り扱う設備及び機器が収容されている建屋を防護施設として設定することに関すること。</u></p> <p>② <u>資機材等で飛来物となる可能性のあるものは、飛来時の運動エネルギー及び貫通力が設計飛来物である鋼製材よりも大きなものについて、設置場所に応じた固縛、建屋内収納又は敷地からの撤去の実施に関すること。</u></p> <p>③ <u>敷地内への車両の入構を管理するとともに、固縛又は退避を必要とする区域（以下「飛来対策区域」という。）を設定し、竜巻の襲来が予想される場合には、停車又は走行している状況に応じて固縛又は飛来対策区域外への退避による飛来物とならない管理に関すること。</u></p> <p><u>なお、飛来対策区域は、建屋により防護する施設を収納する2号発回均質棟と車両との間に取るべき離隔距離（200m）を考慮し図-1のとおりとする。</u></p> <p>④ <u>竜巻の発生又は発生予想により、加工施設へ影響を与えると判断した場合において実施するカスケード設備のUF<sub>6</sub>排気回収、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転停止、各設備の槽類及びサンプル小分け装置の加熱停止並びに核燃料物質の取扱い操作停止の措置を講じるための管理体制、判断基準及び対処（操作）に関すること。</u></p> <p>⑤ <u>竜巻襲来の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。</u></p> <p>3) 火山（降灰）</p> <p>① <u>UF<sub>6</sub>を取り扱う設備及び機器が収容されている建屋を防護施設として設定することに関すること。</u></p> <p>② <u>防護施設に降下火砕物の堆積が確認された場合の除去作業及び防護施設への影響を確認するための点検に関すること。また、防護施設以外の建屋に降下火砕物の堆積が確認された場合の除去作業に関すること。</u></p> <p>③ <u>火山事象の発生又は発生予想により、加工施設へ影響を与えると判断した場合において実施するカスケード設備のUF<sub>6</sub>排気回収、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転停止、各設備の槽類及びサンプル小分け装置の加熱停止並びに核燃料物質の取扱い操作停止の措置を講じるための管理体制、判断基準及び対処（操作）に関すること。</u></p> <p><u>また、火山事象が予想される場合において実施する送排風機の停止・ダンパ閉止の措置に関すること。</u></p> <p>④ <u>火山噴火の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。</u></p> <p>4) 溢水</p> <p>① <u>被水により短絡火災等が発生するおそれがある場合の計装盤等の電源の遮断に関すること。</u></p> <p>② <u>溢水の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。</u></p> <p>5) 積雪</p> <p>① <u>屋外軽油タンク及び配管の上部に積雪が確認された場合の除去作業に関すること。</u></p>	

現行	変更後	変更理由
	<p><u>② 積雪の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。</u></p> <p>6) <u>化学物質の放出</u></p> <p><u>① 敷地内においてUF<sub>6</sub>等の化学物質の放出又は放出のおそれにより、加工施設へ影響を与える</u> <u>と判断した場合において実施するカスケード設備のUF<sub>6</sub>排気回収、均質・ブレンディング設備</u> <u>の均質槽の液化運転停止、各設備の槽類及びサンプル小分け装置の加熱停止並びに核燃料物</u> <u>質の取扱い操作停止の措置を講じるための管理体制、判断基準及び対処（操作）に関するこ</u> <u>と。</u></p> <p><u>また、化学物質の放出が予想される場合において実施する送排風機の停止・ダンパ閉止の</u> <u>措置に関すること。</u></p> <p><u>② 化学物質の放出の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に</u> <u>関すること。</u></p> <p>7) <u>台風等</u></p> <p><u>① 六ヶ所村への大型台風の上陸等により、大気圧が960hPaを下回るおそれがある場合におい</u> <u>て実施する気圧の監視強化、各設備の槽類の加熱停止の措置に関すること。</u></p> <p><u>② 台風等の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関するこ</u> <u>と。</u></p> <p>2.5 <u>定期的な評価</u></p> <p><u>1) 各課長は、2.1から2.4の活動の実施結果について、運営管理課長に報告する。</u></p> <p><u>2) 運営管理課長は、1)の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価するとともに、事</u> <u>業部長に報告する。</u></p> <p><u>3) 事業部長は、2)の報告の内容を確認し、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要</u> <u>に応じて、「火災防護計画」及び「加工施設 異常事象対策要領」の見直し等必要な措置を講じ</u> <u>る。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>図表一覧</u></p> <p><u>図-1 飛来対策区域</u></p>	

現行	変更後	変更理由
	 <p data-bbox="1795 1150 2332 1178"> <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background: repeating-linear-gradient(45deg, transparent, transparent 2px, black 2px, black 4px); border: 1px solid black;"></span> : 建屋により防護する施設を収納する2号発回均質棟  <span style="display: inline-block; width: 10px; height: 10px; border: 1px solid black; border-radius: 50%;"></span> : 飛来対策区域         </p> <p data-bbox="1774 1402 1976 1430">図-1 飛来対策区域</p>	

現行	変更後	変更理由
	<p style="text-align: center;"><u>添付2 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準 (第21条の4関連)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準</u></p> <p><u>1. 重大事故に至るおそれがある事故</u>  <u>運営管理課長は、重大事故に至るおそれがある事故として、火災の複数同時発生及び室内並びに建物外へのUF<sub>6</sub>漏えい事象を想定し、加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、次の1.1から1.4を含む第6条の表1に掲げる文書(「加工施設 異常事象対策要領」)を作成し、事業部長の承認を得る。</u></p> <p><u>1.1 体制の整備</u>  <u>運営管理課長は、重大事故に至るおそれがある事故に対処するための体制として、以下の事項を考慮した第74条に定める非常時対策組織に必要な要員を選任し、事業部長の承認を得る。</u></p> <p><u>(1) 非常時対策組織</u>  <u>非常時対策組織は、実施組織及び支援組織で構成し、その役割、責任者(本部長、班長及び代理者)を定める。</u></p> <p><u>1) 非常時対策組織は、事業部長を本部長とし、実施組織(運転管理班、設備応急班、消火班、総務班、放射線管理班)及び支援組織(技術支援班、本部事務局、広報班、救護班、資材班、厚生班)で構成する。</u></p> <p><u>また、本部長の代行者を定めるとともに、各班に責任者として班長及び副班長を配置する。</u></p> <p><u>① 本部長は、実施組織、支援組織を指揮し、非常時対策組織を統括する。</u>  <u>② 運転管理班長は、加工施設の状態監視、運転操作、初期対応を行う。</u>  <u>③ 設備応急班長は、漏えい箇所の閉止処置等の応急措置を行う。</u>  <u>④ 消火班長は、消火活動及び気体状のUF<sub>6</sub>等の工場等周辺への拡散抑制のための放水活動を行う。</u>  <u>⑤ 総務班長は、避難誘導や被災者の救助等を行う。</u>  <u>⑥ 放射線管理班長は、施設周辺の環境測定、被ばく管理等を行う。</u>  <u>⑦ 技術支援班長は、技術的検討や資料作成を行う。</u>  <u>⑧ 本部事務局班長は、運営支援組織として情報の収集・整理、本部決定事項の指示・伝達等を行う。</u>  <u>⑨ 広報班長は、社外への広報活動を行う。</u>  <u>⑩ 救護班長は、被災者の救護活動を行う。</u>  <u>⑪ 資材班長は、必要な応急資機材の調達を行う。</u>  <u>⑫ 厚生班長は、活動期間中に必要な食料の手配等を行う。</u></p> <p><u>(2) 非常時対策組織要員の確保</u>  <u>実施組織には、複数機器の同時損傷及び火災の複数同時発生時において、工場等周辺への気体状のUF<sub>6</sub>等の拡散を抑制することを最優先に施設内外での活動が実施できる要員数を確保する(図-1参照)。</u>  <u>また、非常時対策組織の要員が揃うまでの間、事故発生直後の初動対応のために要員数を確保する。</u>  <u>重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合には、連絡責任者による召集等により必要な要員が参集し、非常時対策組織(実施組織及び支援組織)を立ち上げる(図-1参照)。</u></p> <p><u>(3) 社外組織からの支援</u>  <u>加工施設において原子力災害が発生した場合に備えて、他の原子力事業者から要員の派遣、資機材の貸与、その他当該緊急事態応急対策の実施に必要な協力を得られる体制を整備する。</u>  <u>また、当社の他事業部間においても、同様の対応を図る。</u></p> <p><u>(4) 非常時対策組織の活動拠点</u></p>	

現行	変更後	変更理由
	<p><u>非常時対策組織の活動拠点として、各班の活動情報が集約でき、内外に指揮・情報連絡ができる機能を備えた緊急時対策所を設けるとともに、必要な通信連絡設備等の資機材を備える。</u></p> <p><u>1.2 教育・訓練の実施</u>  <u>運営管理課長は、重大事故に至るおそれがある事故に対処するため、第87条に基づき以下の事項を含む教育・訓練の計画を作成し、事業部長の承認を得る。</u>  <u>各課長は、第87条及び第88条に基づき教育・訓練を実施する。</u></p> <p><u>① 複数機器の同時損傷及び火災の複数同時発生並びにこれらの重量を想定し、UF<sub>6</sub>の特性及びUF<sub>6</sub>の漏えい時の挙動並びに化学的毒性による作業環境の悪化を含む重大事故に至るおそれがある事故発生時の加工施設の挙動に関する知識の維持・向上を図るための教育・訓練を年1回以上実施する。</u></p> <p><u>② 非常時対策組織の活動に係る机上教育を実施するとともに、非常時対策組織の各班にて通報、避難誘導、救護、モニタリング、運転管理及び設備応急活動に係る個別訓練及び非常時対策組織全体で連携した総合訓練をそれぞれ年1回以上実施する。</u>  <u>なお、訓練は、気体状のUF<sub>6</sub>等の化学的影響下での活動、夜間の視界不良、悪天候下等の厳しい環境を考慮して実施する。</u>  <u>また、定期的に要員の召集訓練を実施する。</u></p> <p><u>③ 事故対処に使用する資機材等の繰り返しの取り扱いによる習熟、汎用機器の予備品交換等の経験等を積み、事故の対策に必要な資機材及び手順書を即時に使用可能なように整備し、それらを用いた事故時の対応の訓練を行う。</u></p> <p><u>1.3 資機材の配備</u>  <u>各課長は、UF<sub>6</sub>漏えいに対処するために必要な資機材及び火災に対処するために必要な資機材を表-1に示すとおり配備し、定期的に保守点検を行い、その機能を常に確保する。</u>  <u>また、表-1に示す資機材の保管場所に対する要件及び事故時の活動拠点の要件を考慮して、事故時の活動拠点及び資機材の保管場所を整備する。</u>  <u>なお、資機材の保管場所に対する要件として、以下の事項を考慮する。</u></p> <p><u>① 大地震等の自然現象、航空機落下等の人為事象の影響を考慮した分散配置、離隔配置及び固縛等の転倒・飛散防止対策</u></p> <p><u>② 事故対処が必要なときに短時間で資機材等が使用可能である場所への保管</u></p> <p><u>③ 屋内保管の資機材等は保管容器へ収納又は保管棚へ保管及び内部飛来物の影響を受けないための考慮</u></p> <p><u>④ 屋外保管庫は保管庫の損傷及び降雪・降灰した場合における資機材等の取出しに考慮すべき対応及び浸水に考慮すべき対応</u></p> <p><u>1.4 手順書の整備</u>  <u>運営管理課長は、重大事故に至るおそれがある事故へ対処するため、以下の事項を含む第6条の表1に掲げる文書（「加工施設 異常事象対策要領」）を整備する。各課長は、具体的な実施内容等を手順書等として整備する。</u></p> <p><u>① UF<sub>6</sub>の漏えいと火災の重量時には、工場等周辺への気体状のUF<sub>6</sub>等の拡散を抑制することを最優先にし、事故対処の優先順位を決定するための判断基準に関すること。</u></p> <p><u>② 非常時対策組織の要員・体制が整い次第、対応要員の安全を確保できる範囲で漏えい発生箇所における閉止処置等の設備応急活動に関すること。</u></p> <p><u>③ 非常時対策組織の要員・体制が整い次第、対応要員の安全を確保できる範囲で火災発生箇所において消火器による本格消火に関すること。</u></p> <p><u>④ 現場の作業環境等の必要な情報の種類（プロセスパラメータ、HF濃度及び火災の有無等）、入手方法（検知器等）及び判断基準（警報設定値等）に関すること。</u></p> <p><u>⑤ 重大事故に至るおそれがある事故の発生が予測できる場合又は発生した場合に、安全を最</u></p>	

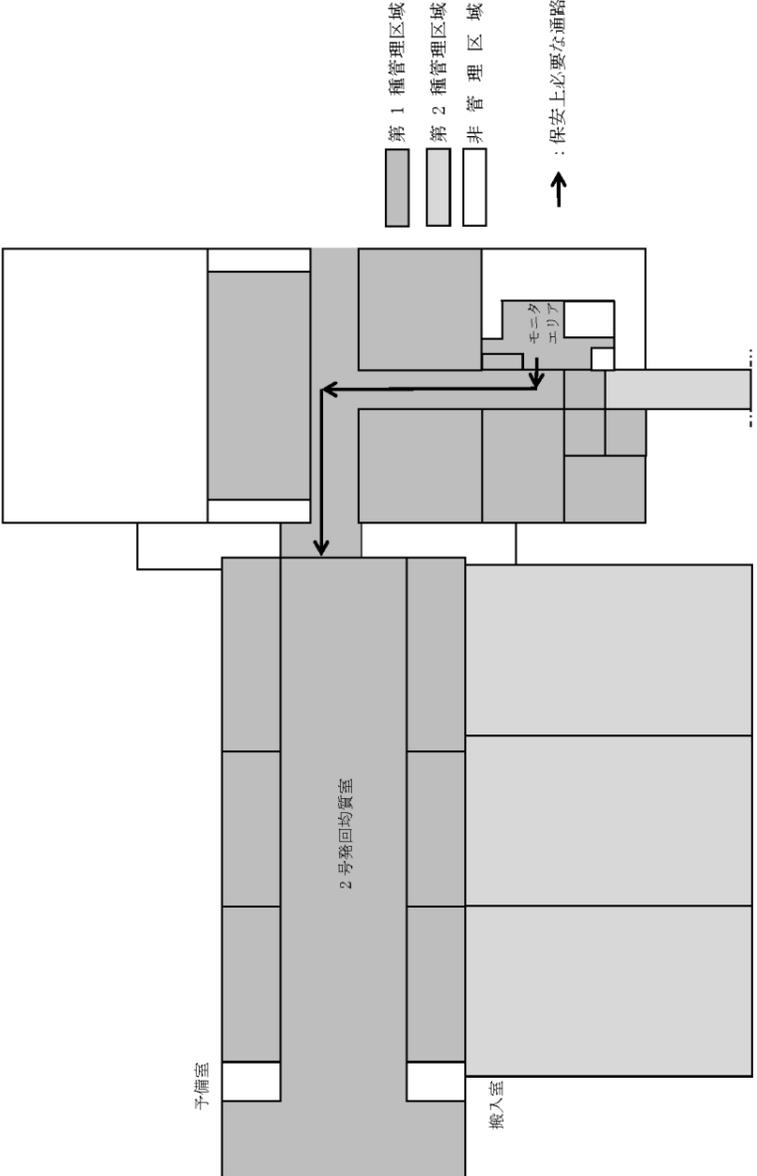
現行	変更後	変更理由
	<p><u>優先にカスケード設備のUF<sub>6</sub>排気回収、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転停止、各設備の槽類の加熱停止及びサンプル小分け装置の加熱停止並びに核燃料物質の取扱い操作停止の措置を講じるための管理体制、判断基準及び対処（操作）に関すること。</u></p> <p><u>⑥ UF<sub>6</sub>が機器から漏えいした場合又はそのおそれがある場合に、建屋内に気体状のUF<sub>6</sub>等を閉じ込めるための送排風機の停止・ダンパ閉止に関すること。</u></p> <p><u>⑦ 保安上必要な通路は、十分な広さを有し、落下物等の障害物のないルートを確認し、屋内の通路から事故発生現場へアクセスすることが困難な場合に、非常扉から屋内へアクセスする等の複数ルートの確保に関すること（図-2参照）。</u></p> <p><u>⑧ 重大事故に至るおそれがある事故として、液化中の均質槽（中間製品容器）からの漏えいと火災による大気圧未満でUF<sub>6</sub>を取り扱う機器からの漏えいが同時発生することを想定すること、複数機器の同時損傷及び火災の複数同時発生並びにこれらの重畳を想定した建屋の周囲で実施する放水等の事故対処の手順に関すること。</u></p> <p><u>また、これらの想定事象に加え、全交流電源喪失及び中央制御室の監視機能の喪失を考慮した手順に関すること。</u></p> <p><u>⑨ 大規模な自然災害が発生した場合、加工施設内外で大きな事故が発生した場合及びそのおそれがある場合には、生産運転停止等の措置を講じるものとし、安全を最優先に対応する対処の手順に関すること。</u></p> <p><u>2. 大規模損壊への対応</u></p> <p><u>運営管理課長は、想定を上回る自然現象等による外力により、加工施設が大規模な損壊に至る場合に対処するための体制として、次の事項を含む第6条の表1に掲げる文書（「加工施設 異常事象対策要領」）を作成し、事業部長の承認を得る。各課長は、具体的な実施内容等を手順書等として整備する。</u></p> <p><u>また、運営管理課長は、大規模損壊が発生した場合の対策活動に係る知識及び技能の維持・向上のため、第87条に基づき総合訓練、非常時対策組織各班による個別訓練及び大規模損壊における加工施設の挙動に関する教育を年1回以上行う計画を作成し、事業部長の承認を得る。各課長は、第87条及び第88条に基づき教育・訓練を実施する。</u></p> <p><u>① 大型航空機の衝突により大規模な火災が発生した場合には、化学消防自動車により消火活動に当たる。</u></p> <p><u>② 建屋が大規模な損壊に至った場合には、消防自動車による建屋周囲への放水及び漏えい発生箇所周辺へ直接放水することにより、工場等周辺への気体状のUF<sub>6</sub>等の拡散を抑制する。</u></p> <p><u>③ 工場及び周囲の状況を把握可能なように、可搬式の放射線測定器、半導体材料ガス検知器（HF 検知器）、モニタリングカー、照明、化学防護服等の資機材、装備品を配備し、定期的に保守点検を行い、その機能を常に確保する。</u></p> <p><u>④ 濃縮事業部単独での対処が困難な場合は、他事業部及び他事業者へ協力要請を行い、必要な要員及び資機材、装備品の提供を受けて対策活動に当たる。</u></p> <p><u>⑤ 大規模損壊が発生した場合の対策活動に係る知識及び技能の維持・向上のため、総合訓練、非常時対策組織各班による個別訓練及び大規模損壊における加工施設の挙動に関する教育を年1回以上実施する。</u></p> <p><u>3. 定期的な評価</u></p> <p><u>1) 各課長は、1及び2の活動の実施結果について、運営管理課長に報告する。</u></p> <p><u>2) 運営管理課長は、1)の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</u></p> <p><u>3) 事業部長は、2)の報告の内容を確認し、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、「加工施設 異常事象対策要領」の見直し等必要な措置を講じる。</u></p>	

濃縮・埋設事業所加工施設保安規定 新旧対照表 ( 31 / 85 )

現行	変更後	変更理由
	<p style="text-align: center;"><u>図表一覧</u></p> <p><u>図-1 非常時対策組織（実施組織）の役割分担と要員数</u></p> <p><u>図-2 保安上必要な通路</u></p> <p><u>表-1 重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な資機材等</u></p>	

現行	変更後	変更理由																								
	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">                     本部長 副本部長 本部員                 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対策活動の統括管理</li> <li>・ 事象全般の状況把握及び拡大可能性の評価</li> <li>・ 応急、復旧計画の決定</li> <li>・ 復旧状況の把握、評価</li> </ul> </td> </tr> </table>   <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">本部事務局</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発生事象に対する情報の収集・整理</li> <li>・ 本部決定事項の指示及び伝達</li> <li>・ 通報文作成、関係機関への通報連絡の総括</li> <li>・ 各対策本部との連絡・調整、本部支援</li> <li>・ 対策本部要員の把握及び本部運営</li> </ul> </td> </tr> </table> </div> <div style="width: 65%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 2px;">技術支援班</td> <td style="padding: 2px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対外対応資料作成</li> <li>・ 設計、許認可上の評価</li> <li>・ 通報文添付資料の作成</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">総務班※1 (6名以上)</td> <td style="padding: 2px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所内通話制限</li> <li>・ 避難誘導</li> <li>・ 事業所内警備</li> <li>・ その他庶務事項</li> <li>・ 被災者の救助</li> <li>・ 工場内作業者の避難誘導、安否確認※2</li> <li>・ 工場内の要救助者救出活動※2</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">厚生班</td> <td style="padding: 2px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食料、被服類の調達</li> <li>・ 宿泊関係の手配</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">救護班</td> <td style="padding: 2px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災者の救護</li> <li>・ 緊急被ばく医療の実施</li> <li>・ 医師、病院の手配</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">資材班</td> <td style="padding: 2px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応急資機材の調達及び輸送</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">広報班</td> <td style="padding: 2px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 報道機関対応</li> <li>・ 隣接市町村対応</li> <li>・ 発生事象に関する広報</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">設備応急班※1 (19名以上)</td> <td style="padding: 2px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害状況、周辺環境の把握</li> <li>・ 応急復旧対策の策定及び実施</li> <li>・ 復旧状況の確認</li> <li>・ 放射性物質による汚染の拡大防止</li> <li>・ 被災者の救助の助勢</li> <li>・ 屋内活動：工場内の漏えい箇所閉止作業等の応急復旧活動※2</li> <li>・ 屋外活動：工場建屋からの漏えい箇所閉止作業等の応急復旧活動※2</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">運転管理班※1 (2名以上)</td> <td style="padding: 2px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害の発生又は拡大防止に必要な運転管理対策の策定及び実施</li> <li>・ プラント状態監視、運転操作</li> <li>・ 漏えい対処：事故発生初期の段階で工場内のUF<sub>6</sub>漏えい状況確認、2号発回均質室入口シャッター前カーテン封鎖※2</li> <li>・ 消火活動：消火器による工場内の初期消火活動（UF<sub>6</sub>漏えいがない場合）※2</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">放射線管理班※1 (16名以上)</td> <td style="padding: 2px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放射性物質の放出状況の把握・評価</li> <li>・ 環境放射線等の測定</li> <li>・ 放射線影響範囲の推定・評価</li> <li>・ 除染作業等に係る放射線管理</li> <li>・ 被ばく管理</li> <li>・ 避難誘導</li> <li>・ モニタリングカーによる工場周辺のモニタリング※2</li> <li>・ 放射線管理、作業環境測定等※2</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">消火班※1 (19名以上)</td> <td style="padding: 2px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消火活動</li> <li>・ 被災者の救助</li> <li>・ UF<sub>6</sub>拡散抑制のための放水活動</li> <li>・ 消防自動車（化学消防自動車）（屋外）、消火器（工場内）による本格消火活動（UF<sub>6</sub>漏えいがない場合）※2</li> <li>・ 事故発生初期の段階で工場建屋からのUF<sub>6</sub>、HF漏えい拡大を防止するため消防自動車（化学消防自動車）等による放水※2</li> </ul> </td> </tr> </table> </div> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <p>※1：非常時対策組織の実施組織を示す。</p> <p>※2：重大事故に至るおそれがある事故への対応を示す。</p> </div>	本部長 副本部長 本部員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対策活動の統括管理</li> <li>・ 事象全般の状況把握及び拡大可能性の評価</li> <li>・ 応急、復旧計画の決定</li> <li>・ 復旧状況の把握、評価</li> </ul>	本部事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発生事象に対する情報の収集・整理</li> <li>・ 本部決定事項の指示及び伝達</li> <li>・ 通報文作成、関係機関への通報連絡の総括</li> <li>・ 各対策本部との連絡・調整、本部支援</li> <li>・ 対策本部要員の把握及び本部運営</li> </ul>	技術支援班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対外対応資料作成</li> <li>・ 設計、許認可上の評価</li> <li>・ 通報文添付資料の作成</li> </ul>	総務班※1 (6名以上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所内通話制限</li> <li>・ 避難誘導</li> <li>・ 事業所内警備</li> <li>・ その他庶務事項</li> <li>・ 被災者の救助</li> <li>・ 工場内作業者の避難誘導、安否確認※2</li> <li>・ 工場内の要救助者救出活動※2</li> </ul>	厚生班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食料、被服類の調達</li> <li>・ 宿泊関係の手配</li> </ul>	救護班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災者の救護</li> <li>・ 緊急被ばく医療の実施</li> <li>・ 医師、病院の手配</li> </ul>	資材班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応急資機材の調達及び輸送</li> </ul>	広報班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 報道機関対応</li> <li>・ 隣接市町村対応</li> <li>・ 発生事象に関する広報</li> </ul>	設備応急班※1 (19名以上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害状況、周辺環境の把握</li> <li>・ 応急復旧対策の策定及び実施</li> <li>・ 復旧状況の確認</li> <li>・ 放射性物質による汚染の拡大防止</li> <li>・ 被災者の救助の助勢</li> <li>・ 屋内活動：工場内の漏えい箇所閉止作業等の応急復旧活動※2</li> <li>・ 屋外活動：工場建屋からの漏えい箇所閉止作業等の応急復旧活動※2</li> </ul>	運転管理班※1 (2名以上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害の発生又は拡大防止に必要な運転管理対策の策定及び実施</li> <li>・ プラント状態監視、運転操作</li> <li>・ 漏えい対処：事故発生初期の段階で工場内のUF<sub>6</sub>漏えい状況確認、2号発回均質室入口シャッター前カーテン封鎖※2</li> <li>・ 消火活動：消火器による工場内の初期消火活動（UF<sub>6</sub>漏えいがない場合）※2</li> </ul>	放射線管理班※1 (16名以上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放射性物質の放出状況の把握・評価</li> <li>・ 環境放射線等の測定</li> <li>・ 放射線影響範囲の推定・評価</li> <li>・ 除染作業等に係る放射線管理</li> <li>・ 被ばく管理</li> <li>・ 避難誘導</li> <li>・ モニタリングカーによる工場周辺のモニタリング※2</li> <li>・ 放射線管理、作業環境測定等※2</li> </ul>	消火班※1 (19名以上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消火活動</li> <li>・ 被災者の救助</li> <li>・ UF<sub>6</sub>拡散抑制のための放水活動</li> <li>・ 消防自動車（化学消防自動車）（屋外）、消火器（工場内）による本格消火活動（UF<sub>6</sub>漏えいがない場合）※2</li> <li>・ 事故発生初期の段階で工場建屋からのUF<sub>6</sub>、HF漏えい拡大を防止するため消防自動車（化学消防自動車）等による放水※2</li> </ul>	
本部長 副本部長 本部員																										
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対策活動の統括管理</li> <li>・ 事象全般の状況把握及び拡大可能性の評価</li> <li>・ 応急、復旧計画の決定</li> <li>・ 復旧状況の把握、評価</li> </ul>																										
本部事務局																										
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発生事象に対する情報の収集・整理</li> <li>・ 本部決定事項の指示及び伝達</li> <li>・ 通報文作成、関係機関への通報連絡の総括</li> <li>・ 各対策本部との連絡・調整、本部支援</li> <li>・ 対策本部要員の把握及び本部運営</li> </ul>																										
技術支援班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対外対応資料作成</li> <li>・ 設計、許認可上の評価</li> <li>・ 通報文添付資料の作成</li> </ul>																									
総務班※1 (6名以上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所内通話制限</li> <li>・ 避難誘導</li> <li>・ 事業所内警備</li> <li>・ その他庶務事項</li> <li>・ 被災者の救助</li> <li>・ 工場内作業者の避難誘導、安否確認※2</li> <li>・ 工場内の要救助者救出活動※2</li> </ul>																									
厚生班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食料、被服類の調達</li> <li>・ 宿泊関係の手配</li> </ul>																									
救護班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災者の救護</li> <li>・ 緊急被ばく医療の実施</li> <li>・ 医師、病院の手配</li> </ul>																									
資材班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応急資機材の調達及び輸送</li> </ul>																									
広報班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 報道機関対応</li> <li>・ 隣接市町村対応</li> <li>・ 発生事象に関する広報</li> </ul>																									
設備応急班※1 (19名以上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害状況、周辺環境の把握</li> <li>・ 応急復旧対策の策定及び実施</li> <li>・ 復旧状況の確認</li> <li>・ 放射性物質による汚染の拡大防止</li> <li>・ 被災者の救助の助勢</li> <li>・ 屋内活動：工場内の漏えい箇所閉止作業等の応急復旧活動※2</li> <li>・ 屋外活動：工場建屋からの漏えい箇所閉止作業等の応急復旧活動※2</li> </ul>																									
運転管理班※1 (2名以上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害の発生又は拡大防止に必要な運転管理対策の策定及び実施</li> <li>・ プラント状態監視、運転操作</li> <li>・ 漏えい対処：事故発生初期の段階で工場内のUF<sub>6</sub>漏えい状況確認、2号発回均質室入口シャッター前カーテン封鎖※2</li> <li>・ 消火活動：消火器による工場内の初期消火活動（UF<sub>6</sub>漏えいがない場合）※2</li> </ul>																									
放射線管理班※1 (16名以上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放射性物質の放出状況の把握・評価</li> <li>・ 環境放射線等の測定</li> <li>・ 放射線影響範囲の推定・評価</li> <li>・ 除染作業等に係る放射線管理</li> <li>・ 被ばく管理</li> <li>・ 避難誘導</li> <li>・ モニタリングカーによる工場周辺のモニタリング※2</li> <li>・ 放射線管理、作業環境測定等※2</li> </ul>																									
消火班※1 (19名以上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消火活動</li> <li>・ 被災者の救助</li> <li>・ UF<sub>6</sub>拡散抑制のための放水活動</li> <li>・ 消防自動車（化学消防自動車）（屋外）、消火器（工場内）による本格消火活動（UF<sub>6</sub>漏えいがない場合）※2</li> <li>・ 事故発生初期の段階で工場建屋からのUF<sub>6</sub>、HF漏えい拡大を防止するため消防自動車（化学消防自動車）等による放水※2</li> </ul>																									

図-1 非常時対策組織（実施組織）の役割分担と要員数

現行	変更後	変更理由
	 <p style="text-align: center;">図-2 (1/2) 保安上必要な通路</p>	

現行	変更後	変更理由
	<p style="text-align: center;">図-2 (2/2) 保安上必要な通路</p>	

濃縮・埋設事業所加工施設保安規定 新旧対照表 ( 35 / 85 )

現行	変更後					変更理由
	<b>表-1 重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な資機材等</b>					
	<u>資機材等</u>	<u>保有数※1</u>	<u>保管場所※1</u>	<u>点検頻度</u>	<u>点検内容</u>	
<u>通信連絡設備</u>	<u>ページング装置</u>	99 台	<u>事務所、工場、工場構内</u>	1回/年	<u>外観、機能</u>	
	<u>所内携帯電話</u>	187 台	<u>個人配付</u>	<u>訓練の都度</u>	<u>外観、機能</u>	
	<u>業務用無線設備 (アナログ式)</u>	33 台	<u>事務所、工場、屋外資機材置場</u>	1回/年	<u>外観、員数、機能</u>	
	<u>業務用無線設備 (デジタル式)</u>	35 台	<u>事務所、工場、屋外資機材置場</u>	1回/年	<u>外観、員数、機能</u>	
	<u>緊急時電話回線※2</u>	13 回線	<u>事務所</u>	1回/年	<u>外観、員数、機能</u>	
	《代替品》 <u>他の通信連絡設備</u>	<u>所内携帯電話、携帯電話、衛星電話を含む</u>	<u>所内携帯電話、携帯電話、衛星電話と同様</u>	<u>所内携帯電話、携帯電話、衛星電話と同様</u>	<u>所内携帯電話、携帯電話、衛星電話と同様</u>	
	<u>ファクシミリ装置※2</u>	4 台	<u>事務所、その他</u>	1回/年	<u>外観、員数、機能</u>	
	<u>携帯電話※2</u>	29 台	<u>個人配付</u>	1回/年	<u>外観、員数、機能</u>	
	<u>衛星電話※2</u>	5 台	<u>事務所、工場、その他</u>	1回/年	<u>外観、員数、機能</u>	
	<u>現場対処用資機材・装備品</u>	<u>汚染防護服 (PVA)</u>	38 着	<u>工場、事務所</u>	1回/年	<u>外観、員数</u>
<u>化学防護服 (簡易型)</u>		38 着	<u>工場、事務所、屋外資機材置場</u>	1回/年	<u>外観、員数</u>	
<u>化学防護服 (耐HF仕様)</u>		16 着	<u>工場、事務所</u>	1回/年	<u>外観、員数</u>	
<u>フィルター付き防護マスク (片面)</u>		22 個	<u>工場、事務所、屋外資機材置場</u>	1回/年	<u>外観、員数、機能</u>	
<u>フィルター付き防護マスク (全面)</u>		60 個	<u>工場、事務所、屋外資機材置場</u>	1回/年	<u>外観、員数、機能</u>	
<u>呼吸用ボンベ付一体型防護マスク</u>		28 個	<u>工場、事務所</u>	1回/年	<u>外観、員数、機能</u>	
<u>化学防護服用マイクスピーカ</u>		16 個	<u>工場、事務所</u>	1回/年	<u>外観、員数、機能</u>	
<u>携帯用照明器具</u>		60 台	<u>工場、事務所</u>	1回/6月	<u>外観、員数、機能</u>	
<u>ガンマ線測定用サーベイメータ</u>		7 台	<u>工場、事務所、屋外資機材置場</u>	1回/年	<u>外観、員数、機能</u>	
<u>表面汚染密度測定用サーベイメータ (α・β線)</u>		22 台	<u>工場、事務所、屋外資機材置場</u>	1回/年	<u>外観、員数、機能</u>	
<u>可搬式ダスト測定関連機器 (サンブラ)</u>		5 台	<u>工場、事務所、屋外資機材置場</u>	1回/年	<u>外観、員数、機能</u>	
<u>個人用外部被ばく線量測定器 (APD)</u>		126 台	<u>工場、事務所、屋外資機材置場</u>	1回/年	<u>外観、員数、機能</u>	
<u>モニタリングカー</u>		1 台	<u>濃縮・埋設事業所</u>	1回/年	<u>外観、員数、機能</u>	
《代替品》 <u>表面汚染密度測定用サーベイメータ (α・β線)</u> <u>可搬式ダスト測定関連機器 (サンブラ)</u>		各1台	<u>屋外資機材置場</u>	1回/年	<u>外観、員数、機能</u>	
<u>風向風速計</u>		1 台	<u>屋外資機材置場</u>	1回/年	<u>外観、員数、機能</u>	
《代替品》 <u>簡易風向風速計</u>		1 台	<u>屋外資機材置場</u>	1回/年	<u>外観、員数、機能</u>	
<u>半導体材料ガス検知器 (HF 検知器)</u>		11 台	<u>工場、事務所、屋外資機材置場</u>	1回/年	<u>外観、員数、機能</u>	
<u>ガス採取器</u>		5 台	<u>工場、事務所、屋外資機材置場</u>	1回/年	<u>外観、員数、機能</u>	
<u>監視カメラ</u>		8 台	<u>工場</u>	1回/年	<u>外観、員数、機能</u>	
<u>2号発回均質室前シャッター前カーテン</u>		1式	<u>工場</u>	1回/年	<u>外観、員数、機能</u>	

濃縮・埋設事業所加工施設保安規定 新旧対照表 ( 36 / 85 )

現行	変更後					変更理由
応急・復旧工具等 その他資機材	<u>資機材等</u>	<u>保有数※1</u>	<u>保管場所※1</u>	<u>点検頻度</u>	<u>点検内容</u>	
	閉止用資材 (バテ、木栓、鉛栓、ビニルシート)	5式	工場、事務所、屋外資機材置場	1回/年	外観、員数	
	消石灰	20袋	事務所、屋外資機材置場	1回/年	外観、員数	
	消石灰散布機	4台	事務所、屋外資機材置場	1回/年	外観、員数	
	担架	7台	工場、事務所	1回/年	外観、員数、機能	
	除染用具 (ハンドブラシ等)	3式	工場、事務所	1回/年	外観、員数	
	発電機	4台	事務所、屋外資機材置場	1回/年	外観、員数、機能	
	電工ドラム	10台	工場、事務所、屋外資機材置場	1回/年	外観、員数、機能	
	照明装置	36台	工場、事務所、屋外資機材置場	1回/年	外観、員数、機能	
	チェンジングルーム (テント)	1式	工場	1回/年	外観、員数	
	《代替品》 養生シート、パーティション	1式	事務所	1回/年	外観、員数	
	HF 対応薬品	20式	再処理事業所	1回/月	員数、機能	
	消防用資機材・ 装備品 (U.F <sub>2</sub> 及びHF 拡散抑制用の放水含む)	防火服	20着	工場、事務所	1回/6月	
	空気呼吸器	20台	工場、事務所	1回/6月	外観、員数、機能	
	携帯用照明器具	現場対処用資機材に含む	現場対処用資機材と同様	現場対処用資機材と同様	現場対処用資機材と同様	
	個人用外部被ばく線量測定器 (APD)	現場対処用資機材に含む	現場対処用資機材と同様	現場対処用資機材と同様	現場対処用資機材と同様	
	サーモグラフィ	2台	工場	1回/年	外観、員数、機能	
	消防自動車 (化学消防自動車)	1台	再処理事業所	1回/年	外観、員数、機能	
	《代替品》 (消火)可搬消防ポンプ、 可搬消防ポンプ運搬用車両	各1台	濃縮・埋設事業所	1回/年	外観、員数、機能	
	消火用水	320m <sup>3</sup>	工場構内	1回/6月	外観、員数	
	泡消火剤	500L	屋外資機材置場	1回/月	外観、員数	
	防火服	5着	再処理事業所	1回/6月	外観、員数	
	空気呼吸器	5台	再処理事業所	1回/6月	外観、員数、機能	
	携帯用照明器具	5台	再処理事業所	1回/6月	外観、員数、機能	
	消防自動車 (化学消防自動車)	1台	再処理事業所	1回/年	外観、員数、機能	
	《代替品》 動力ポンプ付き水槽車、可搬消防ポンプ	各1台	再処理事業所	1回/年	外観、員数、機能	
	消防用資機材・ 装備品 (U.F <sub>2</sub> 及びHF 拡散抑制用の放水含む)	<u>資機材等</u>	<u>保有数※1</u>	<u>保管場所※1</u>	<u>点検頻度</u>	
資機材搬送車	1台	再処理事業所	1回/年	外観、員数、機能		
《代替品》 一般車両等	1台	再処理事業所	1回/年	外観、員数、機能		
緊急搬送車	1台	再処理事業所	1回/年	外観、員数、機能		
《代替品》 一般車両等	1台	再処理事業所	1回/年	外観、員数、機能		
泡消火剤	1500L	再処理事業所	1回/月	外観、員数		
※1：保有数及び保管場所は、必要に応じ適宜改善する。 ※2：廃棄物埋設施設と一部を共用する。						

濃縮・埋設事業所加工施設保安規定 新旧対照表 ( 37 / 85 )

現行	変更後	変更理由
	<p><u>&lt;附則第4項 別紙2&gt;</u></p> <p><u>(臨界安全管理)</u></p> <p><u>第23条 運営管理課長は、別表6に定める濃縮度制限値以上とならないようにするため、あらかじめ</u>  <u>によるカスケード設備の運転条件を定め、事業部長の承認</u>  <u>を得た上で運転管理課長に通知する。</u>  <u>ただし、新素材を用いた遠心分離機（以下「新型遠心機」という。）のみを運転する場合は、</u>  <u>による運転条件とすることができる。</u></p> <p><u>2 事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会に諮問し、核燃料取扱主任者の確認</u>  <u>を受ける。</u></p> <p><u>3 運転管理課長は、カスケード設備の操作を行う場合は、第1項の運転条件を遵守する。</u></p> <p><u>4 運転管理課長は、毎日1回以上及び濃縮度変更の都度、濃縮度測定装置によるカスケード設備の濃</u>  <u>縮ウランの濃縮度測定結果を確認し、カスケード設備の濃縮度管理が適切に行われていることを確認</u>  <u>する。</u>  <u>なお、濃縮度測定装置の保守点検等によりカスケード設備の濃縮度測定ができない場合は、直ちに</u>  <u>生産を停止する。</u></p> <p><u>5 運転管理課長は、中間製品容器の濃縮ウランの濃縮度を測定し、濃縮度管理が適切に行われている</u>  <u>ことを確認する。</u></p> <p><u>6 運転管理課長は、原料ウランを供給する場合は、あらかじめ原料シリンダ内圧力を確認し、脱気の</u>  <u>措置を講じる。</u></p> <p><u>7 運転管理課長は、濃縮ウランを収納又は充填する場合は、別表7に示す設備及び容器を使用する。</u></p> <p><u>8 廃棄物管理課長は、使用済みNaF、スラッジ又は分析済ウラン溶液の沈殿処理により発生する沈殿</u>  <u>物（以下「分析沈殿物」という。）をドラム缶に封入する場合は、ドラム缶が別表8に定める仕様を</u>  <u>満足していることを確認した上で、その容器中に含まれるウラン量を別表8に定める最大ウラン含有</u>  <u>量以下にする。</u></p> <p><u>9 運転管理課長は、ANSI又はISO規格30B（製品シリンダ）及び中間製品容器を洗缶する場合は、当</u>  <u>該容器内の核燃料物質が16kg-U以下であることを確認する。</u></p> <p><u>10 運転管理課長及び廃棄物管理課長は、前各項に定める事項のほか、少量のウランを取扱う設備にお</u>  <u>いて、使用済NaF、スラッジ等を取扱う場合は、取扱うウラン量を別表9に定める最大取扱ウラン量</u>  <u>以下とするとともに、取扱う設備の管理状態を維持する等、適切に取扱う。</u></p> <p><u>11 運転管理課長は、臨界警報装置の保守点検等を行っているときに臨界を検知した場合には、ペー</u>  <u>ジング装置により代替し、速やかに従業員の避難指示等の必要な措置を講じる。</u></p>	
	<p><u>(均質槽において核燃料物質を大気圧以上で取扱う場合の措置)</u></p> <p><u>第25条 事業部長は、次に掲げる均質槽において核燃料物質を大気圧以上で取扱う操作（以下「液化」</u>  <u>という。）を行う場合の措置を含む第6条の表1に掲げる文書（「加工施設 運転総括要領」）を承認</u>  <u>し、各職位に実施させる。</u></p> <p><u>(1) 運営管理課長は、均質槽における液化回数が必要最低限となるよう年間液化回数を設定し、事業</u>  <u>部長の承認を得る。</u></p> <p><u>(2) 事業部長は、前号の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会に諮問し、核燃料取扱主任者の確</u>  <u>認を受ける。</u></p> <p><u>(3) 運転管理課長は、均質槽において液化を行う場合は、第1号の年間液化回数を遵守するととも</u>  <u>に、均質槽における液化は1基のみで実施する。</u></p> <p><u>(4) 運転管理課長は、均質槽において液化を行う場合は、均質槽からの核燃料物質の漏えいにより放</u>  <u>射線業務従事者が直接曝露することを防止するため、均質槽周りをシートで囲う等の措置を講じ</u>  <u>るとともに、立ち入り禁止区域を設定する。</u></p> <p><u>(5) 運転管理課長は、均質槽において液化を行っているときに、放射線業務従事者が2号発回均質室</u>  <u>に入室することを限定するため、あらかじめ実施可能な保安上必要な定常作業を第6条の表1に掲</u>  <u>げる文書（「加工施設 運転総括要領」）に定め、事業部長の承認を得る。</u></p>	

濃縮・埋設事業所加工施設保安規定 新旧対照表 ( 38 / 85 )

現行	変更後	変更理由
	<p><u>(6) 各課長は、均質槽において液化を行っているときに、前号の作業以外で放射線業務従事者を2号発回均質室に入室させない。</u>  <u>ただし、事業部長の承認を得た場合は、その限りではない。</u></p> <p><u>(7) 各課長は、均質槽において液化を行っているときに、第5号の作業及び前号により事業部長の承認を得た作業（以下「保安上必要な定常作業等」という。）を行うため、放射線業務従事者が2号発回均質室に入室する場合は、単独で入室させない。</u></p> <p><u>(8) 運転管理課長は、均質槽において液化を行う場合は、均質槽の監視を強化する。</u></p>	
	<p><u>(放射性固体廃棄物)</u></p> <p><u>第44条 廃棄物管理課長は、前条第2項及び第49条第12項により搬入された放射性固体廃棄物を別表16の放射性固体廃棄物の保管廃棄場所に搬出するまでの間、次の各号に定める事項を講じた廃棄物前処理室で可燃性及び不燃性の分別並びにドラム缶等の容器への封入を行い、保管する。</u>  <u>また、廃棄物前処理室における放射線防護上の措置について、放射線管理課長と協議する。</u></p> <p><u>(1) 放射線管理上の支障を及ぼさない。</u>  <u>(2) 放射性固体廃棄物への延焼のおそれがある火災源が存在しない。</u>  <u>また、必要な火災感知設備及び消火設備を配備している。</u></p> <p><u>(3) 安全避難通路及び保安上必要な通路の妨げにならない。</u>  <u>(4) 本規定に基づく監視、操作等に対して支障を及ぼさない。</u>  <u>また、地震により放射性固体廃棄物を収納する容器の転倒等が生じても加工施設の安全機能、監視、操作等に対して支障を及ぼさない。</u></p> <p><u>(5) 通信連絡設備の使用に支障を及ぼさない。</u></p> <p><u>2 廃棄物管理課長は、廃棄物前処理室において、次の各号に定める措置を講じ、放射性固体廃棄物を可燃性及び不燃性の分別並びにドラム缶等の容器への封入を行い、保管する。</u>  <u>なお、廃棄物前処理室内で放射性固体廃棄物を梱包した難燃性の袋等を開封する場合は、必要に応じてエリア設定等の汚染拡大を防止する措置を講じる。</u></p> <p><u>(1) 周辺の目につきやすい場所に、管理上の注意事項を掲示する。</u>  <u>(2) 可燃性の放射性固体廃棄物を保管する場合は、原則として金属製の容器に収納又はドラム缶等の容器に封入する。</u>  <u>(3) 原則として放射性固体廃棄物への延焼のおそれのある火災源を持ち込ませない。</u>  <u>なお、工事等により火災源の持ち込みが必要な場合は、不燃性材料で養生する等の火災防護措置を講じさせる。</u></p> <p><u>(4) 必要な放射線防護上の措置を講じる。</u>  <u>(5) 溢水により流出した放射性固体廃棄物が保安上必要な通路の妨げになるおそれがある場合は、放射性固体廃棄物を収納及び封入する容器の固縛又は床等へ係留する措置を講じる。</u>  <u>(6) 前各号のほか、前項各号の状態を維持する。</u></p> <p><u>3 廃棄物管理課長は、廃棄物前処理室における放射性固体廃棄物の保管状況を確認する。</u>  <u>また、第16条に定める巡視点検により、前項第6号の状態が維持されていることを確認する。</u></p> <p><u>4 廃棄物管理課長は、放射性固体廃棄物を廃棄物前処理室に保管するに当たり、あらかじめ放射性固体廃棄物の発生量等を踏まえた必要最低限の期間及び保管量を設定するとともに、設定した期間及び保管量を超えないよう管理する。</u>  <u>なお、あらかじめ設定した期間及び保管量を超える場合は、搬出計画を作成し、事業部長の承認を得る。</u></p> <p><u>5 前項のあらかじめ設定する保管量及び搬出計画において設定する保管量の上限は70本（200リットルドラム缶換算）とする。</u></p> <p><u>6 事業部長は、第4項の承認を行うに当たっては、核燃料取扱主任者の確認がされていることを確認する。</u></p> <p><u>7 廃棄物管理課長は、放射性固体廃棄物をドラム缶等の容器に封入し、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、第90条に基づく記録と照合できる整理番号を付した上で、必要により保管した後、別表16の放射性固体廃棄物の保管廃棄場所へ搬出する。</u></p>	

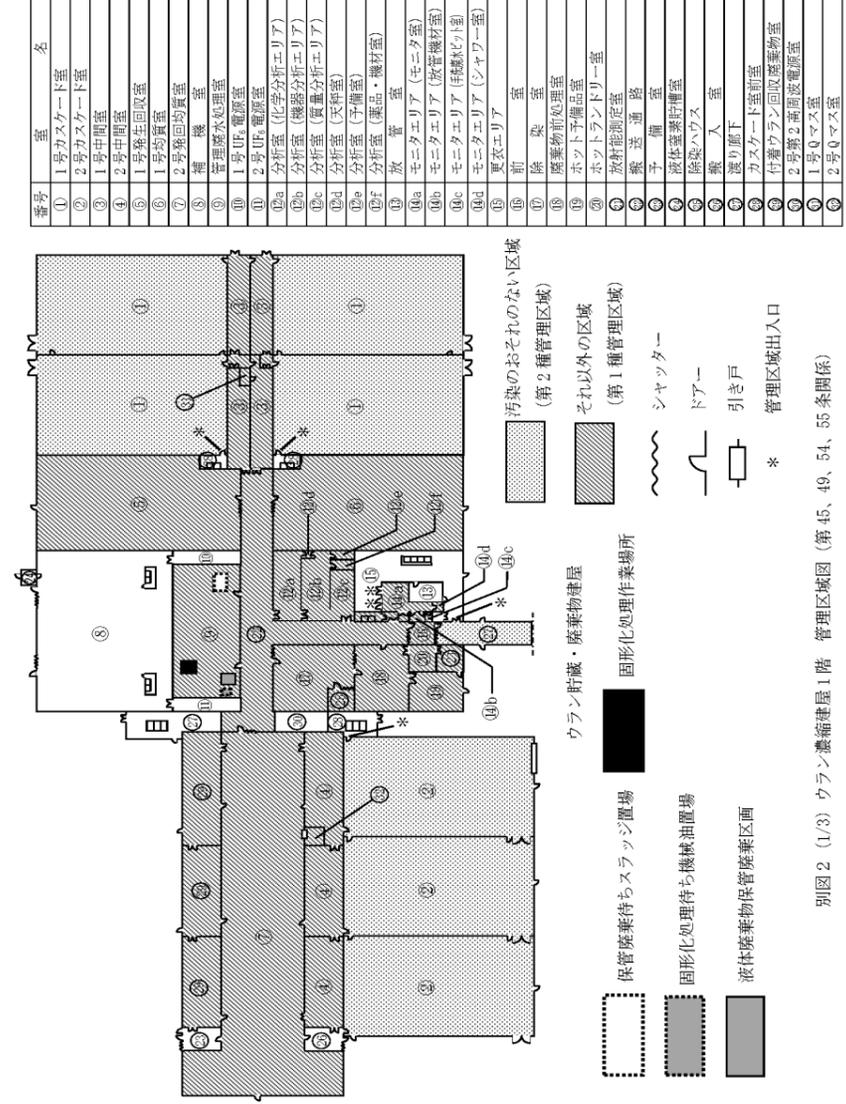
濃縮・埋設事業所加工施設保安規定 新旧対照表 ( 39 / 85 )

現行	変更後	変更理由
	<p><u>なお、液体と接触し水切りを実施した使用済みの活性炭、樹脂等の放射性固体廃棄物は、プラスチック容器を装填したドラム缶に封入する。</u></p> <p>8 <u>廃棄物管理課長は、第 43 条第 2 項及び前項により、別表 16 の放射性固体廃棄物の保管廃棄場所に搬入された放射性固体廃棄物を保管廃棄する場合は、次の事項に基づき別表 16 に定める保管廃棄能力を超えないことを確認する。</u></p> <p>(1) <u>使用済み NaF 及び分析沈殿物の保管廃棄場所については、B ウラン濃縮廃棄物室とする。</u></p> <p>(2) <u>撤去した金属洞遠心機の保管廃棄場所については、使用済遠心機保管室又は C ウラン貯蔵室使用済遠心機保管エリアとする。</u></p> <p>(3) <u>第 1 号及び前号以外の放射性固体廃棄物の保管廃棄場所については、A ウラン濃縮廃棄物室、B ウラン濃縮廃棄物室、C ウラン濃縮廃棄物室又は D ウラン濃縮廃棄物室とする。</u></p> <p>9 <u>廃棄物管理課長は、別表 16 の放射性固体廃棄物の保管廃棄場所に搬入された放射性固体廃棄物を保管廃棄する場合は、次の各号の措置のほか、核燃料物質の加工の事業に関する規則（以下「加工規則」という。）第 7 条の 8 に規定されている必要な措置を講じ、廃棄前にこれらの実施状況を確認する。</u></p> <p><u>なお、保管廃棄したドラム缶等の容器は、必要に応じて別表 16 の放射性固体廃棄物の保管廃棄場所内で移動することができる。</u></p> <p>(1) <u>ドラム缶等の容器に収納不可能な大型の放射性固体廃棄物については、溶接等により開口部が閉止されていることを確認するとともに、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、第 90 条に基づく記録と照合できる整理番号を付した上で、保管廃棄する。</u></p> <p>(2) <u>公衆の実効線量への寄与を無視できない高線量の放射性固体廃棄物が発生した場合は、放射線管理課長と協議した上で、他の放射性固体廃棄物を封入したドラム缶等の容器による遮蔽効果を期待できる配置又は距離による減衰効果を期待できる配置で保管廃棄するか、若しくは建物の遮蔽効果が高い B ウラン濃縮廃棄物室に保管廃棄する。</u></p> <p>10 <u>廃棄物管理課長は、A ウラン濃縮廃棄物室、B ウラン濃縮廃棄物室、C ウラン濃縮廃棄物室、D ウラン濃縮廃棄物室、使用済遠心機保管室及び C ウラン貯蔵室使用済遠心機保管エリアにおける放射性固体廃棄物の保管廃棄区画、保管量及び転倒の有無等の保管状況を確認する。</u></p> <p><u>なお、ドラム缶等の容器の表面状態について、定期的を目視又はファイバースコープ等にて確認する。</u></p> <p>11 <u>廃棄物管理課長は、A ウラン濃縮廃棄物室、B ウラン濃縮廃棄物室、C ウラン濃縮廃棄物室、D ウラン濃縮廃棄物室、使用済遠心機保管室及び C ウラン貯蔵室使用済遠心機保管エリアの入口付近に管理上の注意事項を掲示する。</u></p> <p><u>また、A ウラン濃縮廃棄物室、B ウラン濃縮廃棄物室及び C ウラン貯蔵室を施錠し、人の接近を防止する。</u></p> <p><u>ただし、放射性固体廃棄物が保管廃棄されていない場合は除く。</u></p>	

現行

変更後

変更理由



濃縮・埋設事業所加工施設保安規定 新旧対照表 ( 41 / 85 )

現行	変更後	変更理由																																																																																																																								
	<p>別表1 施設の管理及び点検、工事等に関する業務の担当課長 (第8条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1308 252 2478 1785"> <thead> <tr> <th data-bbox="1308 252 1893 283">施設等</th> <th data-bbox="1893 252 2139 283">管理担当課長</th> <th data-bbox="2139 252 2478 283">保修担当課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1308 283 1893 315">1. 濃縮施設</td> <td data-bbox="1893 283 2139 315">—</td> <td data-bbox="2139 283 2478 315">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1308 315 1893 367">(1) カスケード設備</td> <td data-bbox="1893 315 2139 367">運転管理課長</td> <td data-bbox="2139 315 2478 367">機械保全課長及び電気計装保全課長*</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1308 367 1893 420">(2) UF<sub>6</sub>処理設備</td> <td data-bbox="1893 367 2139 420">運転管理課長</td> <td data-bbox="2139 367 2478 420">機械保全課長及び電気計装保全課長*</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1308 420 1893 472">(3) 均質・プレンドイング設備</td> <td data-bbox="1893 420 2139 472">運転管理課長</td> <td data-bbox="2139 420 2478 472">機械保全課長及び電気計装保全課長*</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1308 472 1893 514">(4) 高周波電源設備</td> <td data-bbox="1893 472 2139 514">運転管理課長</td> <td data-bbox="2139 472 2478 514">電気計装保全課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1308 514 1893 567">(5) 付着ウラン回収設備</td> <td data-bbox="1893 514 2139 567">運転管理課長</td> <td data-bbox="2139 514 2478 567">機械保全課長及び電気計装保全課長*</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1308 567 1893 609">2. 核燃料物質の貯蔵施設</td> <td data-bbox="1893 567 2139 609">—</td> <td data-bbox="2139 567 2478 609">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1308 609 1893 640">(1) 貯蔵設備</td> <td data-bbox="1893 609 2139 640">運転管理課長</td> <td data-bbox="2139 609 2478 640">機械保全課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1308 640 1893 672">(2) 搬送設備</td> <td data-bbox="1893 640 2139 672">運転管理課長</td> <td data-bbox="2139 640 2478 672">機械保全課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1308 672 1893 703">3. 放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td data-bbox="1893 672 2139 703">—</td> <td data-bbox="2139 672 2478 703">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1308 703 1893 735">(1) 気体廃棄物の廃棄設備</td> <td data-bbox="1893 703 2139 735">—</td> <td data-bbox="2139 703 2478 735">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1308 735 1893 766">① 付着ウラン回収廃棄物室、IF<sub>7</sub>ポンベ (保管廃棄用)</td> <td data-bbox="1893 735 2139 766">廃棄物管理課長</td> <td data-bbox="2139 735 2478 766">機械保全課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1308 766 1893 819">② 上記以外の気体廃棄物の廃棄設備</td> <td data-bbox="1893 766 2139 819">運転管理課長</td> <td data-bbox="2139 766 2478 819">機械保全課長及び電気計装保全課長*</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1308 819 1893 850">(2) 液体廃棄物の廃棄設備</td> <td data-bbox="1893 819 2139 850">—</td> <td data-bbox="2139 819 2478 850">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1308 850 1893 945">① 付着ウラン回収廃棄物室、液体廃棄物保管廃棄区画 (IF<sub>5</sub>ポンベ置台)、液体廃棄物保管廃棄区画、固形化処理待ち機械油置場、固形化処理作業場所</td> <td data-bbox="1893 850 2139 945">廃棄物管理課長</td> <td data-bbox="2139 850 2478 945">機械保全課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1308 945 1893 997">② 上記以外の液体廃棄物の廃棄設備</td> <td data-bbox="1893 945 2139 997">運転管理課長</td> <td data-bbox="2139 945 2478 997">機械保全課長及び電気計装保全課長*</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1308 997 1893 1029">(3) 固体廃棄物の廃棄設備</td> <td data-bbox="1893 997 2139 1029">—</td> <td data-bbox="2139 997 2478 1029">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1308 1029 1893 1060">① 保管廃棄待ちスラッジ置場</td> <td data-bbox="1893 1029 2139 1060">廃棄物管理課長</td> <td data-bbox="2139 1029 2478 1060">機械保全課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1308 1060 1893 1092">② 上記以外の固体廃棄物の廃棄設備</td> <td data-bbox="1893 1060 2139 1092">廃棄物管理課長</td> <td data-bbox="2139 1060 2478 1092">機械保全課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1308 1092 1893 1123">4. 放射線管理施設</td> <td data-bbox="1893 1092 2139 1123">—</td> <td data-bbox="2139 1092 2478 1123">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1308 1123 1893 1155">(1) 放射線監視・測定設備</td> <td data-bbox="1893 1123 2139 1155">—</td> <td data-bbox="2139 1123 2478 1155">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1308 1155 1893 1207">① 排気用HFモニタ、換気用モニタ、排気用モニタ、臨界警報装置</td> <td data-bbox="1893 1155 2139 1207">運転管理課長</td> <td data-bbox="2139 1155 2478 1207">電気計装保全課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1308 1207 1893 1260">② エアスニッフア</td> <td data-bbox="1893 1207 2139 1260">運転管理課長</td> <td data-bbox="2139 1207 2478 1260">機械保全課長及び電気計装保全課長*</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1308 1260 1893 1291">③ モニタリングポスト</td> <td data-bbox="1893 1260 2139 1291">放射線管理課長</td> <td data-bbox="2139 1260 2478 1291">電気計装保全課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1308 1291 1893 1323">④ 上記①、②、③以外の放射線監視・測定設備</td> <td data-bbox="1893 1291 2139 1323">放射線管理課長</td> <td data-bbox="2139 1291 2478 1323">放射線管理課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1308 1323 1893 1354">(2) 放出管理分析設備</td> <td data-bbox="1893 1323 2139 1354">放射線管理課長</td> <td data-bbox="2139 1323 2478 1354">放射線管理課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1308 1354 1893 1386">(3) 試料分析関係設備</td> <td data-bbox="1893 1354 2139 1386">放射線管理課長</td> <td data-bbox="2139 1354 2478 1386">放射線管理課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1308 1386 1893 1417">(4) 出入管理関係設備</td> <td data-bbox="1893 1386 2139 1417">—</td> <td data-bbox="2139 1386 2478 1417">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1308 1417 1893 1449">① シャワー</td> <td data-bbox="1893 1417 2139 1449">放射線管理課長</td> <td data-bbox="2139 1417 2478 1449">機械保全課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1308 1449 1893 1480">② 上記以外の出入管理設備</td> <td data-bbox="1893 1449 2139 1480">放射線管理課長</td> <td data-bbox="2139 1449 2478 1480">放射線管理課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1308 1480 1893 1512">(5) その他設備</td> <td data-bbox="1893 1480 2139 1512">放射線管理課長</td> <td data-bbox="2139 1480 2478 1512">放射線管理課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1308 1512 1893 1543">5. その他の加工施設</td> <td data-bbox="1893 1512 2139 1543">—</td> <td data-bbox="2139 1512 2478 1543">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1308 1543 1893 1575">(1) 非常用設備</td> <td data-bbox="1893 1543 2139 1575">運転管理課長</td> <td data-bbox="2139 1543 2478 1575">機械保全課長及び電気計装保全課長*</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1308 1575 1893 1606">(2) 核燃料物質の検査設備</td> <td data-bbox="1893 1575 2139 1606">運転管理課長</td> <td data-bbox="2139 1575 2478 1606">機械保全課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1308 1606 1893 1638">(3) 核燃料物質の計量設備</td> <td data-bbox="1893 1606 2139 1638">運転管理課長</td> <td data-bbox="2139 1606 2478 1638">電気計装保全課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1308 1638 1893 1669">(4) 洗缶設備</td> <td data-bbox="1893 1638 2139 1669">運転管理課長</td> <td data-bbox="2139 1638 2478 1669">機械保全課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1308 1669 1893 1701">(5) 除染設備</td> <td data-bbox="1893 1669 2139 1701">運転管理課長</td> <td data-bbox="2139 1669 2478 1701">機械保全課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1308 1701 1893 1732">(6) 通信連絡設備</td> <td data-bbox="1893 1701 2139 1732">運転管理課長</td> <td data-bbox="2139 1701 2478 1732">電気計装保全課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1308 1732 1893 1764">(7) 建物</td> <td data-bbox="1893 1732 2139 1764">運転管理課長</td> <td data-bbox="2139 1732 2478 1764">機械保全課長</td> </tr> </tbody> </table>	施設等	管理担当課長	保修担当課長	1. 濃縮施設	—	—	(1) カスケード設備	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*	(2) UF <sub>6</sub> 処理設備	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*	(3) 均質・プレンドイング設備	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*	(4) 高周波電源設備	運転管理課長	電気計装保全課長	(5) 付着ウラン回収設備	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*	2. 核燃料物質の貯蔵施設	—	—	(1) 貯蔵設備	運転管理課長	機械保全課長	(2) 搬送設備	運転管理課長	機械保全課長	3. 放射性廃棄物の廃棄施設	—	—	(1) 気体廃棄物の廃棄設備	—	—	① 付着ウラン回収廃棄物室、IF <sub>7</sub> ポンベ (保管廃棄用)	廃棄物管理課長	機械保全課長	② 上記以外の気体廃棄物の廃棄設備	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*	(2) 液体廃棄物の廃棄設備	—	—	① 付着ウラン回収廃棄物室、液体廃棄物保管廃棄区画 (IF <sub>5</sub> ポンベ置台)、液体廃棄物保管廃棄区画、固形化処理待ち機械油置場、固形化処理作業場所	廃棄物管理課長	機械保全課長	② 上記以外の液体廃棄物の廃棄設備	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*	(3) 固体廃棄物の廃棄設備	—	—	① 保管廃棄待ちスラッジ置場	廃棄物管理課長	機械保全課長	② 上記以外の固体廃棄物の廃棄設備	廃棄物管理課長	機械保全課長	4. 放射線管理施設	—	—	(1) 放射線監視・測定設備	—	—	① 排気用HFモニタ、換気用モニタ、排気用モニタ、臨界警報装置	運転管理課長	電気計装保全課長	② エアスニッフア	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*	③ モニタリングポスト	放射線管理課長	電気計装保全課長	④ 上記①、②、③以外の放射線監視・測定設備	放射線管理課長	放射線管理課長	(2) 放出管理分析設備	放射線管理課長	放射線管理課長	(3) 試料分析関係設備	放射線管理課長	放射線管理課長	(4) 出入管理関係設備	—	—	① シャワー	放射線管理課長	機械保全課長	② 上記以外の出入管理設備	放射線管理課長	放射線管理課長	(5) その他設備	放射線管理課長	放射線管理課長	5. その他の加工施設	—	—	(1) 非常用設備	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*	(2) 核燃料物質の検査設備	運転管理課長	機械保全課長	(3) 核燃料物質の計量設備	運転管理課長	電気計装保全課長	(4) 洗缶設備	運転管理課長	機械保全課長	(5) 除染設備	運転管理課長	機械保全課長	(6) 通信連絡設備	運転管理課長	電気計装保全課長	(7) 建物	運転管理課長	機械保全課長	
施設等	管理担当課長	保修担当課長																																																																																																																								
1. 濃縮施設	—	—																																																																																																																								
(1) カスケード設備	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*																																																																																																																								
(2) UF <sub>6</sub> 処理設備	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*																																																																																																																								
(3) 均質・プレンドイング設備	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*																																																																																																																								
(4) 高周波電源設備	運転管理課長	電気計装保全課長																																																																																																																								
(5) 付着ウラン回収設備	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*																																																																																																																								
2. 核燃料物質の貯蔵施設	—	—																																																																																																																								
(1) 貯蔵設備	運転管理課長	機械保全課長																																																																																																																								
(2) 搬送設備	運転管理課長	機械保全課長																																																																																																																								
3. 放射性廃棄物の廃棄施設	—	—																																																																																																																								
(1) 気体廃棄物の廃棄設備	—	—																																																																																																																								
① 付着ウラン回収廃棄物室、IF <sub>7</sub> ポンベ (保管廃棄用)	廃棄物管理課長	機械保全課長																																																																																																																								
② 上記以外の気体廃棄物の廃棄設備	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*																																																																																																																								
(2) 液体廃棄物の廃棄設備	—	—																																																																																																																								
① 付着ウラン回収廃棄物室、液体廃棄物保管廃棄区画 (IF <sub>5</sub> ポンベ置台)、液体廃棄物保管廃棄区画、固形化処理待ち機械油置場、固形化処理作業場所	廃棄物管理課長	機械保全課長																																																																																																																								
② 上記以外の液体廃棄物の廃棄設備	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*																																																																																																																								
(3) 固体廃棄物の廃棄設備	—	—																																																																																																																								
① 保管廃棄待ちスラッジ置場	廃棄物管理課長	機械保全課長																																																																																																																								
② 上記以外の固体廃棄物の廃棄設備	廃棄物管理課長	機械保全課長																																																																																																																								
4. 放射線管理施設	—	—																																																																																																																								
(1) 放射線監視・測定設備	—	—																																																																																																																								
① 排気用HFモニタ、換気用モニタ、排気用モニタ、臨界警報装置	運転管理課長	電気計装保全課長																																																																																																																								
② エアスニッフア	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*																																																																																																																								
③ モニタリングポスト	放射線管理課長	電気計装保全課長																																																																																																																								
④ 上記①、②、③以外の放射線監視・測定設備	放射線管理課長	放射線管理課長																																																																																																																								
(2) 放出管理分析設備	放射線管理課長	放射線管理課長																																																																																																																								
(3) 試料分析関係設備	放射線管理課長	放射線管理課長																																																																																																																								
(4) 出入管理関係設備	—	—																																																																																																																								
① シャワー	放射線管理課長	機械保全課長																																																																																																																								
② 上記以外の出入管理設備	放射線管理課長	放射線管理課長																																																																																																																								
(5) その他設備	放射線管理課長	放射線管理課長																																																																																																																								
5. その他の加工施設	—	—																																																																																																																								
(1) 非常用設備	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*																																																																																																																								
(2) 核燃料物質の検査設備	運転管理課長	機械保全課長																																																																																																																								
(3) 核燃料物質の計量設備	運転管理課長	電気計装保全課長																																																																																																																								
(4) 洗缶設備	運転管理課長	機械保全課長																																																																																																																								
(5) 除染設備	運転管理課長	機械保全課長																																																																																																																								
(6) 通信連絡設備	運転管理課長	電気計装保全課長																																																																																																																								
(7) 建物	運転管理課長	機械保全課長																																																																																																																								
	<p>* : 機械設備は機械保全課長、電気設備及び計装設備は電気計装保全課長</p>																																																																																																																									

現行	変更後	変更理由																																																								
	<p>別表3 巡視点検を行う設備等 (第16条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1323 258 2101 289">巡視点検を行う設備等</th> <th data-bbox="2101 258 2398 289">巡視点検担当課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1323 296 2101 327">1. 濃縮施設</td> <td data-bbox="2101 296 2398 327">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1323 333 2101 365">(1) カスケード設備</td> <td data-bbox="2101 333 2398 365">運転管理課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1323 371 2101 403">(2) UF<sub>6</sub>処理設備</td> <td data-bbox="2101 371 2398 403">運転管理課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1323 409 2101 441">(3) 均質・ブレンディング設備</td> <td data-bbox="2101 409 2398 441">運転管理課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1323 447 2101 478">(4) 付着ウラン回収設備</td> <td data-bbox="2101 447 2398 478">運転管理課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1323 485 2101 516">(5) 高周波電源設備</td> <td data-bbox="2101 485 2398 516">運転管理課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1323 522 2101 554">2. 核燃料物質の貯蔵施設</td> <td data-bbox="2101 522 2398 554">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1323 560 2101 592">(1) 貯蔵設備</td> <td data-bbox="2101 560 2398 592">運転管理課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1323 598 2101 630">3. 放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td data-bbox="2101 598 2398 630">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1323 636 2101 667">(1) 気体廃棄物の廃棄設備</td> <td data-bbox="2101 636 2398 667">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1323 674 2101 705">① 付着ウラン回収廃棄物室、IF<sub>7</sub>ボンベ (保管廃棄用)</td> <td data-bbox="2101 674 2398 705">廃棄物管理課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1323 711 2101 743">② 上記以外の気体廃棄物の廃棄設備</td> <td data-bbox="2101 711 2398 743">運転管理課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1323 749 2101 781">(2) 液体廃棄物の廃棄設備</td> <td data-bbox="2101 749 2398 781">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1323 787 2101 861">① 付着ウラン回収廃棄物室、液体廃棄物保管廃棄区画 (IF<sub>5</sub>ボンベ置台)、液体廃棄物保管廃棄区画、固形化処理待ち機械油置場、固形化処理作業場所</td> <td data-bbox="2101 787 2398 861">廃棄物管理課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1323 867 2101 898">② 上記以外の液体廃棄物の廃棄設備</td> <td data-bbox="2101 867 2398 898">運転管理課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1323 905 2101 936">(3) 固体廃棄物の廃棄設備</td> <td data-bbox="2101 905 2398 936">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1323 942 2101 974">① 保管廃棄待ちスラッジ置場</td> <td data-bbox="2101 942 2398 974">廃棄物管理課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1323 980 2101 1012">② 上記以外の固体廃棄物の廃棄設備</td> <td data-bbox="2101 980 2398 1012">廃棄物管理課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1323 1018 2101 1050">4. 放射線管理施設</td> <td data-bbox="2101 1018 2398 1050">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1323 1056 2101 1087">(1) 放射線監視・測定設備</td> <td data-bbox="2101 1056 2398 1087">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1323 1094 2101 1167">① 臨界警報装置、排気用モニタ、排気用 HF モニタ、換気用モニタ、エアスニッフア</td> <td data-bbox="2101 1094 2398 1167">運転管理課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1323 1173 2101 1205">5. その他の加工施設</td> <td data-bbox="2101 1173 2398 1205">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1323 1211 2101 1243">(1) 非常用設備</td> <td data-bbox="2101 1211 2398 1243">運転管理課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1323 1249 2101 1281">(2) 核燃料物質の検査設備</td> <td data-bbox="2101 1249 2398 1281">運転管理課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1323 1287 2101 1318">(3) 洗缶設備</td> <td data-bbox="2101 1287 2398 1318">運転管理課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1323 1325 2101 1356">(4) 除染設備</td> <td data-bbox="2101 1325 2398 1356">運転管理課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1323 1362 2101 1394">(5) 建物</td> <td data-bbox="2101 1362 2398 1394">運転管理課長</td> </tr> </tbody> </table>	巡視点検を行う設備等	巡視点検担当課長	1. 濃縮施設	—	(1) カスケード設備	運転管理課長	(2) UF <sub>6</sub> 処理設備	運転管理課長	(3) 均質・ブレンディング設備	運転管理課長	(4) 付着ウラン回収設備	運転管理課長	(5) 高周波電源設備	運転管理課長	2. 核燃料物質の貯蔵施設	—	(1) 貯蔵設備	運転管理課長	3. 放射性廃棄物の廃棄施設	—	(1) 気体廃棄物の廃棄設備	—	① 付着ウラン回収廃棄物室、IF <sub>7</sub> ボンベ (保管廃棄用)	廃棄物管理課長	② 上記以外の気体廃棄物の廃棄設備	運転管理課長	(2) 液体廃棄物の廃棄設備	—	① 付着ウラン回収廃棄物室、液体廃棄物保管廃棄区画 (IF <sub>5</sub> ボンベ置台)、液体廃棄物保管廃棄区画、固形化処理待ち機械油置場、固形化処理作業場所	廃棄物管理課長	② 上記以外の液体廃棄物の廃棄設備	運転管理課長	(3) 固体廃棄物の廃棄設備	—	① 保管廃棄待ちスラッジ置場	廃棄物管理課長	② 上記以外の固体廃棄物の廃棄設備	廃棄物管理課長	4. 放射線管理施設	—	(1) 放射線監視・測定設備	—	① 臨界警報装置、排気用モニタ、排気用 HF モニタ、換気用モニタ、エアスニッフア	運転管理課長	5. その他の加工施設	—	(1) 非常用設備	運転管理課長	(2) 核燃料物質の検査設備	運転管理課長	(3) 洗缶設備	運転管理課長	(4) 除染設備	運転管理課長	(5) 建物	運転管理課長	
巡視点検を行う設備等	巡視点検担当課長																																																									
1. 濃縮施設	—																																																									
(1) カスケード設備	運転管理課長																																																									
(2) UF <sub>6</sub> 処理設備	運転管理課長																																																									
(3) 均質・ブレンディング設備	運転管理課長																																																									
(4) 付着ウラン回収設備	運転管理課長																																																									
(5) 高周波電源設備	運転管理課長																																																									
2. 核燃料物質の貯蔵施設	—																																																									
(1) 貯蔵設備	運転管理課長																																																									
3. 放射性廃棄物の廃棄施設	—																																																									
(1) 気体廃棄物の廃棄設備	—																																																									
① 付着ウラン回収廃棄物室、IF <sub>7</sub> ボンベ (保管廃棄用)	廃棄物管理課長																																																									
② 上記以外の気体廃棄物の廃棄設備	運転管理課長																																																									
(2) 液体廃棄物の廃棄設備	—																																																									
① 付着ウラン回収廃棄物室、液体廃棄物保管廃棄区画 (IF <sub>5</sub> ボンベ置台)、液体廃棄物保管廃棄区画、固形化処理待ち機械油置場、固形化処理作業場所	廃棄物管理課長																																																									
② 上記以外の液体廃棄物の廃棄設備	運転管理課長																																																									
(3) 固体廃棄物の廃棄設備	—																																																									
① 保管廃棄待ちスラッジ置場	廃棄物管理課長																																																									
② 上記以外の固体廃棄物の廃棄設備	廃棄物管理課長																																																									
4. 放射線管理施設	—																																																									
(1) 放射線監視・測定設備	—																																																									
① 臨界警報装置、排気用モニタ、排気用 HF モニタ、換気用モニタ、エアスニッフア	運転管理課長																																																									
5. その他の加工施設	—																																																									
(1) 非常用設備	運転管理課長																																																									
(2) 核燃料物質の検査設備	運転管理課長																																																									
(3) 洗缶設備	運転管理課長																																																									
(4) 除染設備	運転管理課長																																																									
(5) 建物	運転管理課長																																																									

現行	変更後	変更理由																								
	<p><u>別表5 保安上特に管理を必要とする設備 (第22条関係)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>設備・機器等</u></p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2"><u>カスケード設備</u></td> </tr> <tr> <td><u>UF<sub>6</sub>処理設備</u></td> <td> <u>槽</u>  <u>コールドトラップ</u>  <u>ロータリポンプ</u> </td> </tr> <tr> <td><u>均質・ブレンディング設備</u></td> <td> <u>槽</u>  <u>コールドトラップ</u>  <u>サンプル小分け装置</u>  <u>局所排気装置</u>  <u>ロータリポンプ</u> </td> </tr> <tr> <td><u>付着ウラン回収設備</u></td> <td> <u>槽</u>  <u>コールドトラップ</u> </td> </tr> <tr> <td><u>高周波電源設備</u></td> <td><u>高周波インバータ装置</u></td> </tr> <tr> <td><u>シリンダ類 (過充填防止)</u></td> <td> <u>ANSI 又は ISO 規格 30B (製品シリンダ及び廃品シリンダ)</u>  <u>ANSI 又は ISO 規格 48Y (原料シリンダ及び廃品シリンダ)</u>  <u>中間製品容器</u>  <u>付着ウラン回収容器</u> </td> </tr> <tr> <td><u>シリンダ類 (熱的制限)</u></td> <td> <u>ANSI 又は ISO 規格 30B (製品シリンダ及び廃品シリンダ)</u>  <u>ANSI 又は ISO 規格 48Y (原料シリンダ及び廃品シリンダ) (注)</u>  <u>中間製品容器</u>  <u>付着ウラン回収容器</u> </td> </tr> <tr> <td><u>シリンダ類 (吊上げ高さ制限)</u></td> <td> <u>ANSI 又は ISO 規格 30B (製品シリンダ及び廃品シリンダ)</u>  <u>ANSI 又は ISO 規格 48Y (原料シリンダ及び廃品シリンダ)</u>  <u>中間製品容器</u>  <u>付着ウラン回収容器</u> </td> </tr> <tr> <td><u>非常用設備</u></td> <td> <u>ディーゼル発電機</u>  <u>直流電源設備</u>  <u>無停電電源装置</u> </td> </tr> <tr> <td><u>気体廃棄物の廃棄設備</u></td> <td><u>排風機</u></td> </tr> <tr> <td><u>液体廃棄物の廃棄設備</u></td> <td><u>槽類</u></td> </tr> <tr> <td><u>放射線監視・測定設備</u></td> <td> <u>排気用モニタ</u>  <u>換気用モニタ</u>  <u>排気用 HF モニタ</u>  <u>モニタリングポスト</u> </td> </tr> </table> <p><u>(注) 劣化ウランの詰替えに用いる ANSI 又は ISO 規格 48Y (廃品シリンダ) に限る。</u></p>	<u>カスケード設備</u>		<u>UF<sub>6</sub>処理設備</u>	<u>槽</u> <u>コールドトラップ</u> <u>ロータリポンプ</u>	<u>均質・ブレンディング設備</u>	<u>槽</u> <u>コールドトラップ</u> <u>サンプル小分け装置</u> <u>局所排気装置</u> <u>ロータリポンプ</u>	<u>付着ウラン回収設備</u>	<u>槽</u> <u>コールドトラップ</u>	<u>高周波電源設備</u>	<u>高周波インバータ装置</u>	<u>シリンダ類 (過充填防止)</u>	<u>ANSI 又は ISO 規格 30B (製品シリンダ及び廃品シリンダ)</u> <u>ANSI 又は ISO 規格 48Y (原料シリンダ及び廃品シリンダ)</u> <u>中間製品容器</u> <u>付着ウラン回収容器</u>	<u>シリンダ類 (熱的制限)</u>	<u>ANSI 又は ISO 規格 30B (製品シリンダ及び廃品シリンダ)</u> <u>ANSI 又は ISO 規格 48Y (原料シリンダ及び廃品シリンダ) (注)</u> <u>中間製品容器</u> <u>付着ウラン回収容器</u>	<u>シリンダ類 (吊上げ高さ制限)</u>	<u>ANSI 又は ISO 規格 30B (製品シリンダ及び廃品シリンダ)</u> <u>ANSI 又は ISO 規格 48Y (原料シリンダ及び廃品シリンダ)</u> <u>中間製品容器</u> <u>付着ウラン回収容器</u>	<u>非常用設備</u>	<u>ディーゼル発電機</u> <u>直流電源設備</u> <u>無停電電源装置</u>	<u>気体廃棄物の廃棄設備</u>	<u>排風機</u>	<u>液体廃棄物の廃棄設備</u>	<u>槽類</u>	<u>放射線監視・測定設備</u>	<u>排気用モニタ</u> <u>換気用モニタ</u> <u>排気用 HF モニタ</u> <u>モニタリングポスト</u>	
<u>カスケード設備</u>																										
<u>UF<sub>6</sub>処理設備</u>	<u>槽</u> <u>コールドトラップ</u> <u>ロータリポンプ</u>																									
<u>均質・ブレンディング設備</u>	<u>槽</u> <u>コールドトラップ</u> <u>サンプル小分け装置</u> <u>局所排気装置</u> <u>ロータリポンプ</u>																									
<u>付着ウラン回収設備</u>	<u>槽</u> <u>コールドトラップ</u>																									
<u>高周波電源設備</u>	<u>高周波インバータ装置</u>																									
<u>シリンダ類 (過充填防止)</u>	<u>ANSI 又は ISO 規格 30B (製品シリンダ及び廃品シリンダ)</u> <u>ANSI 又は ISO 規格 48Y (原料シリンダ及び廃品シリンダ)</u> <u>中間製品容器</u> <u>付着ウラン回収容器</u>																									
<u>シリンダ類 (熱的制限)</u>	<u>ANSI 又は ISO 規格 30B (製品シリンダ及び廃品シリンダ)</u> <u>ANSI 又は ISO 規格 48Y (原料シリンダ及び廃品シリンダ) (注)</u> <u>中間製品容器</u> <u>付着ウラン回収容器</u>																									
<u>シリンダ類 (吊上げ高さ制限)</u>	<u>ANSI 又は ISO 規格 30B (製品シリンダ及び廃品シリンダ)</u> <u>ANSI 又は ISO 規格 48Y (原料シリンダ及び廃品シリンダ)</u> <u>中間製品容器</u> <u>付着ウラン回収容器</u>																									
<u>非常用設備</u>	<u>ディーゼル発電機</u> <u>直流電源設備</u> <u>無停電電源装置</u>																									
<u>気体廃棄物の廃棄設備</u>	<u>排風機</u>																									
<u>液体廃棄物の廃棄設備</u>	<u>槽類</u>																									
<u>放射線監視・測定設備</u>	<u>排気用モニタ</u> <u>換気用モニタ</u> <u>排気用 HF モニタ</u> <u>モニタリングポスト</u>																									

濃縮・埋設事業所加工施設保安規定 新旧対照表 ( 44 / 85 )

現行	変更後	変更理由																																
	<p data-bbox="1323 226 2139 258">別表 16 放射性廃棄物の保管廃棄能力 (第 43、44、45、48、50、52 条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1347 260 2451 1037"> <thead> <tr> <th data-bbox="1347 260 1659 296">保管廃棄場所</th> <th data-bbox="1659 260 2050 296">保管廃棄区画</th> <th data-bbox="2050 260 2451 296">保管廃棄能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1347 296 1659 373">A ウラン濃縮廃棄物室</td> <td data-bbox="1659 296 2050 373">固体廃棄物保管廃棄区画 (A ウラン濃縮廃棄物室)</td> <td data-bbox="2050 296 2451 373">5,500 本 (200 リットルドラム缶 換算) * 1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1347 373 1659 451">B ウラン濃縮廃棄物室</td> <td data-bbox="1659 373 2050 451">固体廃棄物保管廃棄区画 (B ウラン濃縮廃棄物室)</td> <td data-bbox="2050 373 2451 451">4,400 本 (200 リットルドラム缶 換算)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1347 451 1659 529">C ウラン濃縮廃棄物室</td> <td data-bbox="1659 451 2050 529">固体廃棄物保管廃棄区画 (C ウラン濃縮廃棄物室)</td> <td data-bbox="2050 451 2451 529">2,800 本 (200 リットルドラム缶 換算)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1347 529 1659 606">D ウラン濃縮廃棄物室</td> <td data-bbox="1659 529 2050 606">固体廃棄物保管廃棄区画 (D ウラン濃縮廃棄物室)</td> <td data-bbox="2050 529 2451 606">4,200 本 (200 リットルドラム缶 換算)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1347 606 1659 684">使用済遠心機保管室</td> <td data-bbox="1659 606 2050 684">固体廃棄物保管廃棄区画 (使用済遠心機保管室)</td> <td data-bbox="2050 606 2451 684">555tSWU/y 相当分の金属胴遠心機</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1347 684 1659 762">C ウラン貯蔵室</td> <td data-bbox="1659 684 2050 762">使用済遠心機保管エリア</td> <td data-bbox="2050 684 2451 762">75tSWU/y 相当分の金属胴遠心機* 2</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1347 762 1659 819">管理廃水処理室</td> <td data-bbox="1659 762 2050 819">液体廃棄物保管廃棄区画</td> <td data-bbox="2050 762 2451 819">160 本 (20 リットルドラム缶換 算)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1347 819 1659 896" rowspan="2">A 付着ウラン回収廃棄物室</td> <td data-bbox="1659 819 2050 896">液体廃棄物保管廃棄区画 (IF<sub>6</sub> ボンベ置台)</td> <td data-bbox="2050 819 2451 896">80 本</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1659 896 2050 974">気体廃棄物保管廃棄区画 (IF<sub>7</sub> ボンベ置台)</td> <td data-bbox="2050 896 2451 974">27 本</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1347 974 1659 1037">B 付着ウラン回収廃棄物室</td> <td data-bbox="1659 974 2050 1037">液体廃棄物保管廃棄区画 (IF<sub>6</sub> ボンベ置台)</td> <td data-bbox="2050 974 2451 1037">36 本</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1368 1041 2466 1142">* 1 : 固体廃棄物保管廃棄区画 (A ウラン濃縮廃棄物室) に保管廃棄中の使用済み NaF、スラッジ及び分 析沈殿物を封入したドラム缶は、順次、固体廃棄物保管廃棄区画 (B ウラン濃縮廃棄物室) に移動す る。</p> <p data-bbox="1368 1146 2466 1213">* 2 : C ウラン貯蔵室 (使用済遠心機保管エリア) に保管廃棄中の金属胴遠心機は、順次、使用済遠心機 保管室に移動する。</p>	保管廃棄場所	保管廃棄区画	保管廃棄能力	A ウラン濃縮廃棄物室	固体廃棄物保管廃棄区画 (A ウラン濃縮廃棄物室)	5,500 本 (200 リットルドラム缶 換算) * 1	B ウラン濃縮廃棄物室	固体廃棄物保管廃棄区画 (B ウラン濃縮廃棄物室)	4,400 本 (200 リットルドラム缶 換算)	C ウラン濃縮廃棄物室	固体廃棄物保管廃棄区画 (C ウラン濃縮廃棄物室)	2,800 本 (200 リットルドラム缶 換算)	D ウラン濃縮廃棄物室	固体廃棄物保管廃棄区画 (D ウラン濃縮廃棄物室)	4,200 本 (200 リットルドラム缶 換算)	使用済遠心機保管室	固体廃棄物保管廃棄区画 (使用済遠心機保管室)	555tSWU/y 相当分の金属胴遠心機	C ウラン貯蔵室	使用済遠心機保管エリア	75tSWU/y 相当分の金属胴遠心機* 2	管理廃水処理室	液体廃棄物保管廃棄区画	160 本 (20 リットルドラム缶換 算)	A 付着ウラン回収廃棄物室	液体廃棄物保管廃棄区画 (IF <sub>6</sub> ボンベ置台)	80 本	気体廃棄物保管廃棄区画 (IF <sub>7</sub> ボンベ置台)	27 本	B 付着ウラン回収廃棄物室	液体廃棄物保管廃棄区画 (IF <sub>6</sub> ボンベ置台)	36 本	
保管廃棄場所	保管廃棄区画	保管廃棄能力																																
A ウラン濃縮廃棄物室	固体廃棄物保管廃棄区画 (A ウラン濃縮廃棄物室)	5,500 本 (200 リットルドラム缶 換算) * 1																																
B ウラン濃縮廃棄物室	固体廃棄物保管廃棄区画 (B ウラン濃縮廃棄物室)	4,400 本 (200 リットルドラム缶 換算)																																
C ウラン濃縮廃棄物室	固体廃棄物保管廃棄区画 (C ウラン濃縮廃棄物室)	2,800 本 (200 リットルドラム缶 換算)																																
D ウラン濃縮廃棄物室	固体廃棄物保管廃棄区画 (D ウラン濃縮廃棄物室)	4,200 本 (200 リットルドラム缶 換算)																																
使用済遠心機保管室	固体廃棄物保管廃棄区画 (使用済遠心機保管室)	555tSWU/y 相当分の金属胴遠心機																																
C ウラン貯蔵室	使用済遠心機保管エリア	75tSWU/y 相当分の金属胴遠心機* 2																																
管理廃水処理室	液体廃棄物保管廃棄区画	160 本 (20 リットルドラム缶換 算)																																
A 付着ウラン回収廃棄物室	液体廃棄物保管廃棄区画 (IF <sub>6</sub> ボンベ置台)	80 本																																
	気体廃棄物保管廃棄区画 (IF <sub>7</sub> ボンベ置台)	27 本																																
B 付着ウラン回収廃棄物室	液体廃棄物保管廃棄区画 (IF <sub>6</sub> ボンベ置台)	36 本																																

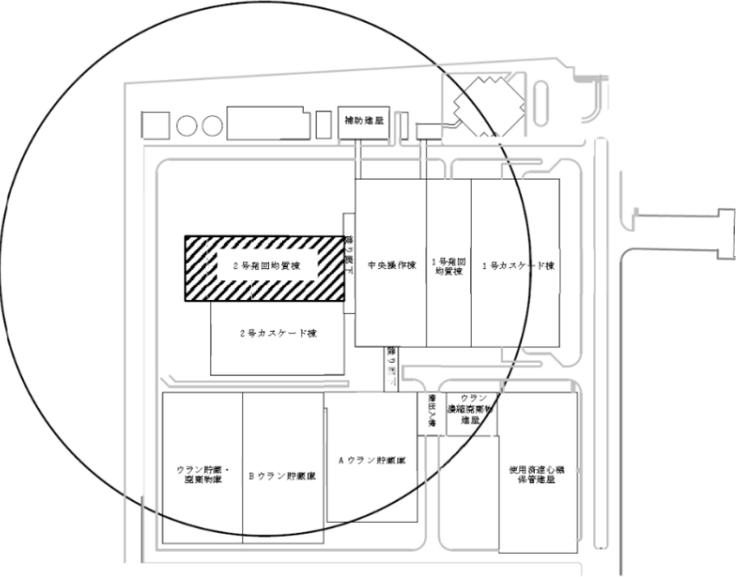
現行	変更後	変更理由																																						
	<p>別表 28 放射線測定器類 (第66条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1338 260 1801 296">測定器名</th> <th data-bbox="1801 260 1958 296">数量</th> <th data-bbox="1958 260 2243 296">点検責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1338 296 1801 331">・線量当量率サーベイメータ</td> <td data-bbox="1801 296 1958 331">6台</td> <td data-bbox="1958 296 2243 331" rowspan="10">放射線管理課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1338 331 1801 367">・汚染サーベイメータ</td> <td data-bbox="1801 331 1958 367">10台</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1338 367 1801 403">・ダストサンプラ</td> <td data-bbox="1801 367 1958 403">7台</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1338 403 1801 438">・可搬式HF 検知警報装置</td> <td data-bbox="1801 403 1958 438">7台</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1338 438 1801 474">・退出モニタ</td> <td data-bbox="1801 438 1958 474">1台</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1338 474 1801 510">・放射能測定装置</td> <td data-bbox="1801 474 1958 510">3台</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1338 510 1801 546">・積算線量計*3</td> <td data-bbox="1801 510 1958 546">1式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1338 546 1801 581">・個人線量計 (警報付電子線量計)</td> <td data-bbox="1801 546 1958 581">1式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1338 581 1801 617">・気象観測機器*1*3</td> <td data-bbox="1801 581 1958 617">1式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1338 617 1801 653">・放射能観測車*3</td> <td data-bbox="1801 617 1958 653">1台</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1338 653 1801 737">・エアスニッファ</td> <td data-bbox="1801 653 1958 737">採取口 65</td> <td data-bbox="1958 653 2243 737">機械保全課長及び 電気計装保全課長*2</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1338 737 1801 772">・排気用HF モニタ</td> <td data-bbox="1801 737 1958 772">2台</td> <td data-bbox="1958 737 2243 772" rowspan="6">電気計装保全課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1338 772 1801 808">・排気用モニタ</td> <td data-bbox="1801 772 1958 808">2台</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1338 808 1801 844">・換気用モニタ</td> <td data-bbox="1801 808 1958 844">2台</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1338 844 1801 879">・臨界警報装置</td> <td data-bbox="1801 844 1958 879">1式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1338 879 1801 915">・モニタリングポスト*3</td> <td data-bbox="1801 879 1958 915">3台</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1368 915 2021 951">* 1 : 風向風速計、温度計、雨雪量計、日射計、放射収支計</p> <p data-bbox="1368 951 2184 987">* 2 : 機械設備は機械保全課長、電気設備及び計装設備は電気計装保全課長</p> <p data-bbox="1368 987 1754 1022">* 3 : 廃棄物埋設施設と共用する。</p>	測定器名	数量	点検責任者	・線量当量率サーベイメータ	6台	放射線管理課長	・汚染サーベイメータ	10台	・ダストサンプラ	7台	・可搬式HF 検知警報装置	7台	・退出モニタ	1台	・放射能測定装置	3台	・積算線量計*3	1式	・個人線量計 (警報付電子線量計)	1式	・気象観測機器*1*3	1式	・放射能観測車*3	1台	・エアスニッファ	採取口 65	機械保全課長及び 電気計装保全課長*2	・排気用HF モニタ	2台	電気計装保全課長	・排気用モニタ	2台	・換気用モニタ	2台	・臨界警報装置	1式	・モニタリングポスト*3	3台	
測定器名	数量	点検責任者																																						
・線量当量率サーベイメータ	6台	放射線管理課長																																						
・汚染サーベイメータ	10台																																							
・ダストサンプラ	7台																																							
・可搬式HF 検知警報装置	7台																																							
・退出モニタ	1台																																							
・放射能測定装置	3台																																							
・積算線量計*3	1式																																							
・個人線量計 (警報付電子線量計)	1式																																							
・気象観測機器*1*3	1式																																							
・放射能観測車*3	1台																																							
・エアスニッファ	採取口 65	機械保全課長及び 電気計装保全課長*2																																						
・排気用HF モニタ	2台	電気計装保全課長																																						
・排気用モニタ	2台																																							
・換気用モニタ	2台																																							
・臨界警報装置	1式																																							
・モニタリングポスト*3	3台																																							

現行	変更後	変更理由
	<p style="text-align: center;"><u>添付1 火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準</u> (第21条の2、第21条の3関連)</p> <p style="text-align: center;"><u>火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準</u></p> <p><u>1. 火災</u>  <u>運営管理課長は、火災防護活動の体制の整備として、次の1.1から1.4を含む第6条の表1に掲げる文書（「火災防護計画」）を作成し、事業部長の承認を得る。</u></p> <p><u>1.1 要員の配置</u>  <u>運営管理課長は、火災が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第21条の2に基づく初期消火活動を行う要員及び自衛消防隊（第74条に定める非常時対策組織に同じ）に必要な要員を選任し、事業部長の承認を得る。</u>  <u>なお、自衛消防隊の構成、要員の職務については、添付2「重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準」1.1（体制の整備）に示す。</u></p> <p><u>1.2 教育・訓練の実施</u>  <u>運営管理課長は、該当する要員に対して、第87条に基づき火災防護活動に関する教育・訓練の計画を作成し、事業部長の承認を得る。</u>  <u>各課長は、第87条及び第88条に基づき教育・訓練を実施する。</u></p> <p><u>1.3 資機材の配備</u>  <u>各課長は、火災防護活動に必要な化学消防自動車、泡消火剤、防火服、空気呼吸器等の資機材を配備し、定期的に保守点検を行い、その機能を常に確保する。</u></p> <p><u>1.4 手順書の整備</u>  <u>運営管理課長は、火災防護活動を実施するため、以下の項目を含む第6条の表1に掲げる文書（「火災防護計画」）を整備する。各課長は、具体的な実施内容等を手順書等として整備する。</u>  <u>なお、内部火災については、UF<sub>6</sub>を内包する機器を設置する2号発回均質室（2号Qマス室を含む）、2号中間室（搬入室を含む）、1号均質室、2号カスケード室、Aウラン貯蔵室、Bウラン貯蔵室及びCウラン貯蔵室・Bウラン濃縮廃棄物室を火災区域とした火災防護活動とする。</u></p> <p><u>(1) 内部火災</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li><u>1) 火災の発生防止として、防火対策及び消火設備に対する考え方、目的、運用方法に関すること。</u></li> <li><u>2) 可燃物管理として、火災区域内に持ち込んだ可燃物の数量及び保管方法、アセトン等の取扱量制限に関すること。</u></li> <li><u>3) 管理区域内における火気の使用制限に関すること。</u></li> <li><u>4) 火災の早期感知を行うための対応方針に関すること。</u></li> <li><u>5) 火災発生時の消火活動における初動対応（通報・連絡、初期消火を含む）に関すること。</u></li> <li><u>6) 管理区域内での火災発生時における消火活動のための管理区域入域時の装備・出入管理方法、管理区域からの避難対応、負傷者の搬出に関すること。</u></li> <li><u>7) 火災発生時の消火の方法に関すること。</u></li> <li><u>8) 火災発生時に現場へ急行するために保安上必要な経路には、アクセスを阻害する要因となる障害物を設置しないことに関すること。</u></li> <li><u>9) 火災発生時に加工施設へ影響を与えると判断した場合において実施するカスケード設備のUF<sub>6</sub>排気回収、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転停止、各設備の槽類及びサンプル小分け装置の加熱停止並びに核燃料物質の取扱い・操作停止の措置を講じるための管理体制、判断基準及び対処（操作）に関すること。</u></li> </ol>	

現行	変更後	変更理由
	<p style="text-align: center;"><u>また、状況に応じて実施する送排風機の停止・ダンパの閉止の措置に関すること。</u></p> <p>10) <u>火災影響評価の概要及び再評価の条件に関すること。</u></p> <p>11) <u>防火対策を実施する組織の責任の所在、各職務の権限、要員の選任に関する事項に関すること。</u></p> <p>12) <u>火災発生時において消火活動等の対応を実施する組織（自衛消防隊）の責任の所在、各職務の権限、要員の選任に関する事項に関すること。</u></p> <p><u>(2) 外部火災</u></p> <p>1) <u>防火帯の維持及び管理に関すること。</u></p> <p>2) <u>外部火災発生時の連絡体制、防護対応の内容に関すること。</u></p> <p>3) <u>外部火災評価に係る以下の条件変更等の影響評価の実施に関すること。</u></p> <p style="margin-left: 20px;">① <u>防護対象施設及び屋外危険物貯蔵施設の設計変更による影響評価の確認</u></p> <p style="margin-left: 20px;">② <u>FARSITE の入力条件である植生に大きな変化があった場合の再解析等の実施</u></p> <p style="margin-left: 20px;">③ <u>上記以外の外部火災の評価の条件等に変更があった場合の影響評価の実施</u></p> <p>4) <u>敷地周辺及び敷地内の植生の定期的な現場確認に関すること。</u></p> <p>5) <u>外部火災発生時には、加工施設への影響を軽減するため、事前散水を含む消火活動の実施に関すること。</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>また、加工施設構外より入所してくる燃料補充用のタンクローリに対して、燃料補充時は監視人の立会い、タンクローリ火災発生時の消火活動の実施に関すること。</u></p> <p>6) <u>外部火災発生時に必要となる通報連絡者及び初期消火活動に必要な要員の配置、自衛消防隊の設置に関すること。</u></p> <p>7) <u>外部火災発生時に加工施設へ影響を与えると判断した場合において実施するカスケード設備のUF、排気回収、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転停止、各設備の槽類及びサンプル小分け装置の加熱停止並びに核燃料物質の取扱い操作停止の措置を講じるための管理体制、判断基準及び対処（操作）に関すること。</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>また、ばい煙等が予想される場合において実施する送排風機の停止・ダンパ閉止の措置に関すること。</u></p> <p>8) <u>外部火災発生の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。</u></p> <p><u>1.5 定期的な評価</u></p> <p>1) <u>各課長は、1.1 から 1.4 の活動の実施結果について、運営管理課長に報告する。</u></p> <p>2) <u>運営管理課長は、1)の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</u></p> <p>3) <u>事業部長は、2)の報告の内容を確認し、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、火災防護計画の見直し等必要な措置を講じる。</u></p> <p><u>2. 自然災害等</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>運営管理課長は、自然災害等発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の 2.1 から 2.4 を含む第 6 条の表 1 に掲げる文書（「加工施設 異常事象対策要領」）を作成し、事業部長の承認を得る。</u></p> <p><u>2.1 要員の配置</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>運営管理課長は、自然災害等が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、自然災害等発生時における加工施設の保全のための活動を行う要員及び第 74 条に定める非常時対策組織に必要な要員を選任し、事業部長の承認を得る。</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>なお、非常時対策組織の構成、要員の職務については、添付 2 「重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準」 1.1（体制の整備）に示す。</u></p>	

現行	変更後	変更理由
	<p><u>2.2 教育・訓練の実施</u>  <u>運営管理課長は、該当する要員に対して、第 87 条に基づき自然災害等発生時の対応に関する教育・訓練の計画を作成し、事業部長の承認を得る。</u>  <u>各課長は、第 87 条及び第 88 条に基づき教育・訓練を実施する。</u></p> <p><u>2.3 資機材の配備</u>  <u>各課長は、自然災害等発生時の対応に必要な資機材を配備し、定期的に保守点検を行い、その機能を常に確保する。</u></p> <p><u>2.4 手順書の整備</u>  <u>(1) 運営管理課長は、自然災害等発生時における加工施設の保全のための活動を行うため、以下の項目を含む第 6 条の表 1 に掲げる文書（「加工施設 異常事象対策要領」）を整備する。各課長は、具体的な実施内容等を手順書等として整備する。また、各課長は、自然災害等に係る新たな知見を収集し、必要に応じて手順書等へ反映する。</u></p> <p><u>1) 地震</u>  <u>① 地震の発生又は発生が予測される場合の放射線業務従事者への退避指示に関すること。</u>  <u>② 地震発生時に加工施設へ影響を与えると判断した場合において実施するカスケード設備の UF<sub>6</sub> 排気回収、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転停止、各設備の槽類及びサンプル小分け装置の加熱停止並びに核燃料物質の取扱い操作停止の措置を講じるための管理体制、判断基準及び対処（操作）に関すること。</u>  <u>また、地震の発生が予測される場合において実施する均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転の停止に関すること。</u>  <u>③ 地震発生時の認知方法、事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。</u></p> <p><u>2) 竜巻</u>  <u>① UF<sub>6</sub> を取り扱う設備及び機器が収容されている建屋を防護施設として設定することに関すること。</u>  <u>② 資機材等で飛来物となる可能性のあるものは、飛来時の運動エネルギー及び貫通力が設計飛来物である鋼製材よりも大きなものについて、設置場所に応じた固縛、建屋内収納又は敷地からの撤去の実施に関すること。</u>  <u>③ 敷地内への車両の入構を管理するとともに、固縛又は退避を必要とする区域（以下「飛来対策区域」という。）を設定し、竜巻の襲来が予想される場合には、停車又は走行している状況に応じて固縛又は飛来対策区域外への退避による飛来物とならない管理に関すること。</u>  <u>なお、飛来対策区域は、建屋により防護する施設を収納する 2 号発回均質棟と車両との間に取るべき離隔距離（200m）を考慮し図-1 のとおりとする。</u>  <u>④ 放射性固体廃棄物のドラム缶等の容器の固縛による飛散防止に関すること。</u>  <u>⑤ 竜巻の発生又は発生予想により、加工施設へ影響を与えると判断した場合において実施するカスケード設備の UF<sub>6</sub> 排気回収、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転停止、各設備の槽類及びサンプル小分け装置の加熱停止並びに核燃料物質の取扱い操作停止の措置を講じるための管理体制、判断基準及び対処（操作）に関すること。</u>  <u>⑥ 竜巻襲来の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。</u></p> <p><u>3) 火山（降灰）</u>  <u>① UF<sub>6</sub> を取り扱う設備及び機器が収容されている建屋を防護施設として設定することに関すること。</u>  <u>② 防護施設に降下火砕物の堆積が確認された場合の除去作業及び防護施設への影響を確認するための点検に関すること。また、防護施設以外の建屋に降下火砕物の堆積が確認された場合の除去作業に関すること。</u>  <u>③ 火山事象の発生又は発生予想により、加工施設へ影響を与えると判断した場合において実</u></p>	

現行	変更後	変更理由
	<p><u>施するカスケード設備のUF<sub>6</sub>排気回収、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転停止、各設備の槽類及びサンプル小分け装置の加熱停止並びに核燃料物質の取扱い操作停止の措置を講じるための管理体制、判断基準及び対処（操作）に関すること。</u></p> <p><u>また、火山事象が予想される場合において実施する送排風機の停止・ダンパ閉止の措置に関すること。</u></p> <p><u>④ 火山噴火の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。</u></p> <p><u>4) 溢水</u></p> <p><u>① 被水により短絡火災等が発生するおそれがある場合の計装盤等の電源の遮断に関すること。</u></p> <p><u>② 溢水の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。</u></p> <p><u>5) 積雪</u></p> <p><u>① 屋外軽油タンク及び配管の上部に積雪が確認された場合の除去作業に関すること。</u></p> <p><u>② 積雪の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。</u></p> <p><u>6) 化学物質の放出</u></p> <p><u>① 敷地内においてUF<sub>6</sub>等の化学物質の放出又は放出のおそれにより、加工施設へ影響を与えると判断した場合において実施するカスケード設備のUF<sub>6</sub>排気回収、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転停止、各設備の槽類及びサンプル小分け装置の加熱停止並びに核燃料物質の取扱い操作停止の措置を講じるための管理体制、判断基準及び対処（操作）に関すること。</u></p> <p><u>また、化学物質の放出が予想される場合において実施する送排風機の停止・ダンパ閉止の措置に関すること。</u></p> <p><u>② 化学物質の放出の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。</u></p> <p><u>7) 台風等</u></p> <p><u>① 六ヶ所村への大型台風の上陸等により、大気圧が960hPaを下回るおそれがある場合において実施する気圧の監視強化、各設備の槽類の加熱停止の措置に関すること。</u></p> <p><u>② 台風等の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。</u></p> <p><u>2.5 定期的な評価</u></p> <p><u>1) 各課長は、2.1から2.4の活動の実施結果について、運営管理課長に報告する。</u></p> <p><u>2) 運営管理課長は、1)の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</u></p> <p><u>3) 事業部長は、2)の報告の内容を確認し、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、「火災防護計画」及び「加工施設 異常事象対策要領」の見直し等必要な措置を講じる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>図表一覧</u></p> <p><u>図-1 飛来対策区域</u></p>	

現行	変更後	変更理由
	 <p data-bbox="1795 1150 2332 1213"> <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background: repeating-linear-gradient(45deg, transparent, transparent 2px, black 2px, black 4px); border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> : 建屋により防護する施設を収納する2号発回均質棟  <span style="display: inline-block; width: 10px; height: 10px; border: 1px solid black; border-radius: 50%; margin-right: 5px;"></span> : 飛来対策区域         </p> <p data-bbox="1774 1402 1976 1430">図-1 飛来対策区域</p>	

現行	変更後	変更理由
	<p style="text-align: center;"><u>添付2 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準 (第21条の4関連)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準</u></p> <p><u>1. 重大事故に至るおそれがある事故</u>  <u>運営管理課長は、重大事故に至るおそれがある事故として、火災の複数同時発生及び室内並びに建物外へのUF<sub>6</sub>漏えい事象を想定し、加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、次の1.1から1.4を含む第6条の表1に掲げる文書(「加工施設 異常事象対策要領」)を作成し、事業部長の承認を得る。</u></p> <p><u>1.1 体制の整備</u>  <u>運営管理課長は、重大事故に至るおそれがある事故に対処するための体制として、以下の事項を考慮した第74条に定める非常時対策組織に必要な要員を選任し、事業部長の承認を得る。</u></p> <p><u>(1) 非常時対策組織</u>  <u>非常時対策組織は、実施組織及び支援組織で構成し、その役割、責任者(本部長、班長及び代理者)を定める。</u></p> <p><u>1) 非常時対策組織は、事業部長を本部長とし、実施組織(運転管理班、設備応急班、消火班、総務班、放射線管理班)及び支援組織(技術支援班、本部事務局、広報班、救護班、資材班、厚生班)で構成する。</u></p> <p><u>また、本部長の代行者を定めるとともに、各班に責任者として班長及び副班長を配置する。</u></p> <p><u>① 本部長は、実施組織、支援組織を指揮し、非常時対策組織を統括する。</u>  <u>② 運転管理班長は、加工施設の状態監視、運転操作、初期対応を行う。</u>  <u>③ 設備応急班長は、漏えい箇所の閉止処置等の応急措置を行う。</u>  <u>④ 消火班長は、消火活動及び気体状のUF<sub>6</sub>等の工場等周辺への拡散抑制のための放水活動を行う。</u>  <u>⑤ 総務班長は、避難誘導や被災者の救助等を行う。</u>  <u>⑥ 放射線管理班長は、施設周辺の環境測定、被ばく管理等を行う。</u>  <u>⑦ 技術支援班長は、技術的検討や資料作成を行う。</u>  <u>⑧ 本部事務局班長は、運営支援組織として情報の収集・整理、本部決定事項の指示・伝達等を行う。</u>  <u>⑨ 広報班長は、社外への広報活動を行う。</u>  <u>⑩ 救護班長は、被災者の救護活動を行う。</u>  <u>⑪ 資材班長は、必要な応急資機材の調達を行う。</u>  <u>⑫ 厚生班長は、活動期間中に必要な食料の手配等を行う。</u></p> <p><u>(2) 非常時対策組織要員の確保</u>  <u>実施組織には、複数機器の同時損傷及び火災の複数同時発生時において、工場等周辺への気体状のUF<sub>6</sub>等の拡散を抑制することを最優先に施設内外での活動が実施できる要員数を確保する(図-1参照)。</u>  <u>また、非常時対策組織の要員が揃うまでの間、事故発生直後の初動対応のために要員数を確保する。</u>  <u>重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合には、連絡責任者による召集等により必要な要員が参集し、非常時対策組織(実施組織及び支援組織)を立ち上げる(図-1参照)。</u></p> <p><u>(3) 社外組織からの支援</u>  <u>加工施設において原子力災害が発生した場合に備えて、他の原子力事業者から要員の派遣、資機材の貸与、その他当該緊急事態応急対策の実施に必要な協力を得られる体制を整備する。</u>  <u>また、当社の他事業部間においても、同様の対応を図る。</u></p> <p><u>(4) 非常時対策組織の活動拠点</u></p>	

現行	変更後	変更理由
	<p><u>非常時対策組織の活動拠点として、各班の活動情報が集約でき、内外に指揮・情報連絡ができる機能を備えた緊急時対策所を設けるとともに、必要な通信連絡設備等の資機材を備える。</u></p> <p><u>1.2 教育・訓練の実施</u>  <u>運営管理課長は、重大事故に至るおそれがある事故に対処するため、第87条に基づき以下の事項を含む教育・訓練の計画を作成し、事業部長の承認を得る。</u>  <u>各課長は、第87条及び第88条に基づき教育・訓練を実施する。</u></p> <p>① <u>複数機器の同時損傷及び火災の複数同時発生並びにこれらの重量を想定し、UF<sub>6</sub>の特性及びUF<sub>6</sub>の漏えい時の挙動並びに化学的毒性による作業環境の悪化を含む重大事故に至るおそれがある事故発生時の加工施設の挙動に関する知識の維持・向上を図るための教育・訓練を年1回以上実施する。</u></p> <p>② <u>非常時対策組織の活動に係る机上教育を実施するとともに、非常時対策組織の各班にて通報、避難誘導、救護、モニタリング、運転管理及び設備応急活動に係る個別訓練及び非常時対策組織全体で連携した総合訓練をそれぞれ年1回以上実施する。</u>  <u>なお、訓練は、気体状のUF<sub>6</sub>等の化学的影響下での活動、夜間の視界不良、悪天候下等の厳しい環境を考慮して実施する。</u>  <u>また、定期的に要員の召集訓練を実施する。</u></p> <p>③ <u>事故対処に使用する資機材等の繰り返しの取り扱いによる習熟、汎用機器の予備品交換等の経験等を積み、事故の対策に必要な資機材及び手順書を即時に使用可能なように整備し、それらを用いた事故時の対応の訓練を行う。</u></p> <p><u>1.3 資機材の配備</u>  <u>各課長は、UF<sub>6</sub>漏えいに対処するために必要な資機材及び火災に対処するために必要な資機材を表-1に示すとおり配備し、定期的に保守点検を行い、その機能を常に確保する。</u>  <u>また、表-1に示す資機材の保管場所に対する要件及び事故時の活動拠点の要件を考慮して、事故時の活動拠点及び資機材の保管場所を整備する。</u>  <u>なお、資機材の保管場所に対する要件として、以下の事項を考慮する。</u></p> <p>① <u>大地震等の自然現象、航空機落下等の人為事象の影響を考慮した分散配置、離隔配置及び固縛等の転倒・飛散防止対策</u></p> <p>② <u>事故対処が必要なときに短時間で資機材等が使用可能である場所への保管</u></p> <p>③ <u>屋内保管の資機材等は保管容器へ収納又は保管棚へ保管及び内部飛来物の影響を受けないための考慮</u></p> <p>④ <u>屋外保管庫は保管庫の損傷及び降雪・降灰した場合における資機材等の取出しに考慮すべき対応及び浸水に考慮すべき対応</u></p> <p><u>1.4 手順書の整備</u>  <u>運営管理課長は、重大事故に至るおそれがある事故へ対処するため、以下の事項を含む第6条の表1に掲げる文書（「加工施設 異常事象対策要領」）を整備する。各課長は、具体的な実施内容等を手順書等として整備する。</u></p> <p>① <u>UF<sub>6</sub>の漏えいと火災の重量時には、工場等周辺への気体状のUF<sub>6</sub>等の拡散を抑制することを最優先にし、事故対処の優先順位を決定するための判断基準に関すること。</u></p> <p>② <u>非常時対策組織の要員・体制が整い次第、対応要員の安全を確保できる範囲で漏えい発生箇所における閉止処置等の設備応急活動に関すること。</u></p> <p>③ <u>非常時対策組織の要員・体制が整い次第、対応要員の安全を確保できる範囲で火災発生箇所において消火器による本格消火に関すること。</u></p> <p>④ <u>現場の作業環境等の必要な情報の種類（プロセスパラメータ、HF濃度及び火災の有無等）、入手方法（検知器等）及び判断基準（警報設定値等）に関すること。</u></p> <p>⑤ <u>重大事故に至るおそれがある事故の発生が予測できる場合又は発生した場合に、安全を最</u></p>	

現行	変更後	変更理由
	<p><u>優先にカスケード設備のUF<sub>6</sub>排気回収、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転停止、各設備の槽類の加熱停止及びサンプル小分け装置の加熱停止並びに核燃料物質の取扱い操作停止の措置を講じるための管理体制、判断基準及び対処（操作）に関すること。</u></p> <p><u>⑥ UF<sub>6</sub>が機器から漏えいした場合又はそのおそれがある場合に、建屋内に気体状のUF<sub>6</sub>等を閉じ込めるための送排風機の停止・ダンパ閉止に関すること。</u></p> <p><u>⑦ 保安上必要な通路は、十分な広さを有し、落下物等の障害物のないルートを確認し、屋内の通路から事故発生現場へアクセスすることが困難な場合に、非常扉から屋内へアクセスする等の複数ルートの確保に関すること（図-2参照）。</u></p> <p><u>⑧ 重大事故に至るおそれがある事故として、液化中の均質槽（中間製品容器）からの漏えいと火災による大気圧未満でUF<sub>6</sub>を取り扱う機器からの漏えいが同時発生することを想定すること、複数機器の同時損傷及び火災の複数同時発生並びにこれらの重畳を想定した建屋の周囲で実施する放水等の事故対処の手順に関すること。</u></p> <p><u>また、これらの想定事象に加え、全交流電源喪失及び中央制御室の監視機能の喪失を考慮した手順に関すること。</u></p> <p><u>⑨ 大規模な自然災害が発生した場合、加工施設内外で大きな事故が発生した場合及びそのおそれがある場合には、生産運転停止等の措置を講じるものとし、安全を最優先に対応する対処の手順に関すること。</u></p> <p><u>2. 大規模損壊への対応</u></p> <p><u>運営管理課長は、想定を上回る自然現象等による外力により、加工施設が大規模な損壊に至る場合に対処するための体制として、次の事項を含む第6条の表1に掲げる文書（「加工施設 異常事象対策要領」）を作成し、事業部長の承認を得る。各課長は、具体的な実施内容等を手順書等として整備する。</u></p> <p><u>また、運営管理課長は、大規模損壊が発生した場合の対策活動に係る知識及び技能の維持・向上のため、第87条に基づき総合訓練、非常時対策組織各班による個別訓練及び大規模損壊における加工施設の挙動に関する教育を年1回以上行う計画を作成し、事業部長の承認を得る。各課長は、第87条及び第88条に基づき教育・訓練を実施する。</u></p> <p><u>① 大型航空機の衝突により大規模な火災が発生した場合には、化学消防自動車により消火活動に当たる。</u></p> <p><u>② 建屋が大規模な損壊に至った場合には、消防自動車による建屋周囲への放水及び漏えい発生箇所周辺へ直接放水することにより、工場等周辺への気体状のUF<sub>6</sub>等の拡散を抑制する。</u></p> <p><u>③ 工場及び周囲の状況を把握可能なように、可搬式の放射線測定器、半導体材料ガス検知器（HF検知器）、モニタリングカー、照明、化学防護服等の資機材、装備品を配備し、定期的に保守点検を行い、その機能を常に確保する。</u></p> <p><u>④ 濃縮事業部単独での対処が困難な場合は、他事業部及び他事業者へ協力要請を行い、必要な要員及び資機材、装備品の提供を受けて対策活動に当たる。</u></p> <p><u>⑤ 大規模損壊が発生した場合の対策活動に係る知識及び技能の維持・向上のため、総合訓練、非常時対策組織各班による個別訓練及び大規模損壊における加工施設の挙動に関する教育を年1回以上実施する。</u></p> <p><u>3. 定期的な評価</u></p> <p><u>1) 各課長は、1及び2の活動の実施結果について、運営管理課長に報告する。</u></p> <p><u>2) 運営管理課長は、1)の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</u></p> <p><u>3) 事業部長は、2)の報告の内容を確認し、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、「加工施設 異常事象対策要領」の見直し等必要な措置を講じる。</u></p>	

濃縮・埋設事業所加工施設保安規定 新旧対照表 ( 54 / 85 )

現行	変更後	変更理由
	<p style="text-align: center;"><u>図表一覧</u></p> <p><u>図-1 非常時対策組織（実施組織）の役割分担と要員数</u></p> <p><u>図-2 保安上必要な通路</u></p> <p><u>表-1 重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な資機材等</u></p>	

現行	変更後	変更理由												
	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">                     本部長 副本部長 本部員                      ・ 対策活動の統括管理                      ・ 事象全般の状況把握及び拡大可能性の評価                      ・ 応急、復旧計画の決定                      ・ 復旧状況の把握、評価                 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">                     本部事務局                      ・ 発生事象に対する情報の収集・整理                      ・ 本部決定事項の指示及び伝達                      ・ 通報文作成、関係機関への通報連絡の総括                      ・ 各対策本部との連絡・調整、本部支援                      ・ 対策本部要員の把握及び本部運営                 </td> </tr> </table> </div> <div style="width: 50%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">                     技術支援班                      ・ 対外対応資料作成                      ・ 設計、許認可上の評価                      ・ 通報文添付資料の作成                 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">                     総務班※1 (6名以上)                      ・ 事業所内通話制限                      ・ 避難誘導                      ・ 事業所内警備                      ・ その他庶務事項                      ・ 被災者の救助                      ・ 工場内作業者の避難誘導、安否確認※2                      ・ 工場内の要救助者救出活動※2                 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">                     厚生班                      ・ 食料、被服類の調達                      ・ 宿泊関係の手配                 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">                     救護班                      ・ 被災者の救護                      ・ 緊急被ばく医療の実施                      ・ 医師、病院の手配                 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">                     資材班                      ・ 応急資機材の調達及び輸送                 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">                     広報班                      ・ 報道機関対応                      ・ 隣接市町村対応                      ・ 発生事象に関する広報                 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">                     設備応急班※1 (19名以上)                      ・ 被害状況、周辺環境の把握                      ・ 応急復旧対策の策定及び実施                      ・ 復旧状況の確認                      ・ 放射性物質による汚染の拡大防止                      ・ 被災者の救助の助勢                      ・ 屋内活動：工場内の漏えい箇所閉止作業等の応急復旧活動※2                      ・ 屋外活動：工場建屋からの漏えい箇所閉止作業等の応急復旧活動※2                 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">                     運転管理班※1 (2名以上)                      ・ 災害の発生又は拡大防止に必要な運転管理対策の策定及び実施                      ・ プラント状態監視、運転操作                      ・ 漏えい対処：事故発生初期の段階で工場内のUF<sub>6</sub>漏えい状況確認、2号発回均質室入口シャッター前カーテン封鎖※2                      ・ 消火活動：消火器による工場内の初期消火活動(UF<sub>6</sub>漏えいがない場合)※2                 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">                     放射線管理班※1 (16名以上)                      ・ 放射性物質の放出状況の把握・評価                      ・ 環境放射線等の測定                      ・ 放射線影響範囲の推定・評価                      ・ 除染作業等に係る放射線管理                      ・ 被ばく管理                      ・ 避難誘導                      ・ モニタリングカーによる工場周辺のモニタリング※2                      ・ 放射線管理、作業環境測定等※2                 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">                     消火班※1 (19名以上)                      ・ 消火活動                      ・ 被災者の救助                      ・ UF<sub>6</sub>拡散抑制のための放水活動                      ・ 消防自動車(化学消防自動車)(屋外)、消火器(工場内)による本格消火活動(UF<sub>6</sub>漏えいがない場合)※2                      ・ 事故発生初期の段階で工場建屋からのUF<sub>6</sub>、HF漏えい拡大を防止するため消防自動車(化学消防自動車)等による放水※2                 </td> </tr> </table> </div> </div> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">                 ※1：非常時対策組織の実施組織を示す。                  ※2：重大事故に至るおそれがある事故への対応を示す。             </p>	本部長 副本部長 本部員 ・ 対策活動の統括管理 ・ 事象全般の状況把握及び拡大可能性の評価 ・ 応急、復旧計画の決定 ・ 復旧状況の把握、評価	本部事務局 ・ 発生事象に対する情報の収集・整理 ・ 本部決定事項の指示及び伝達 ・ 通報文作成、関係機関への通報連絡の総括 ・ 各対策本部との連絡・調整、本部支援 ・ 対策本部要員の把握及び本部運営	技術支援班 ・ 対外対応資料作成 ・ 設計、許認可上の評価 ・ 通報文添付資料の作成	総務班※1 (6名以上) ・ 事業所内通話制限 ・ 避難誘導 ・ 事業所内警備 ・ その他庶務事項 ・ 被災者の救助 ・ 工場内作業者の避難誘導、安否確認※2 ・ 工場内の要救助者救出活動※2	厚生班 ・ 食料、被服類の調達 ・ 宿泊関係の手配	救護班 ・ 被災者の救護 ・ 緊急被ばく医療の実施 ・ 医師、病院の手配	資材班 ・ 応急資機材の調達及び輸送	広報班 ・ 報道機関対応 ・ 隣接市町村対応 ・ 発生事象に関する広報	設備応急班※1 (19名以上) ・ 被害状況、周辺環境の把握 ・ 応急復旧対策の策定及び実施 ・ 復旧状況の確認 ・ 放射性物質による汚染の拡大防止 ・ 被災者の救助の助勢 ・ 屋内活動：工場内の漏えい箇所閉止作業等の応急復旧活動※2 ・ 屋外活動：工場建屋からの漏えい箇所閉止作業等の応急復旧活動※2	運転管理班※1 (2名以上) ・ 災害の発生又は拡大防止に必要な運転管理対策の策定及び実施 ・ プラント状態監視、運転操作 ・ 漏えい対処：事故発生初期の段階で工場内のUF <sub>6</sub> 漏えい状況確認、2号発回均質室入口シャッター前カーテン封鎖※2 ・ 消火活動：消火器による工場内の初期消火活動(UF <sub>6</sub> 漏えいがない場合)※2	放射線管理班※1 (16名以上) ・ 放射性物質の放出状況の把握・評価 ・ 環境放射線等の測定 ・ 放射線影響範囲の推定・評価 ・ 除染作業等に係る放射線管理 ・ 被ばく管理 ・ 避難誘導 ・ モニタリングカーによる工場周辺のモニタリング※2 ・ 放射線管理、作業環境測定等※2	消火班※1 (19名以上) ・ 消火活動 ・ 被災者の救助 ・ UF <sub>6</sub> 拡散抑制のための放水活動 ・ 消防自動車(化学消防自動車)(屋外)、消火器(工場内)による本格消火活動(UF <sub>6</sub> 漏えいがない場合)※2 ・ 事故発生初期の段階で工場建屋からのUF <sub>6</sub> 、HF漏えい拡大を防止するため消防自動車(化学消防自動車)等による放水※2	
本部長 副本部長 本部員 ・ 対策活動の統括管理 ・ 事象全般の状況把握及び拡大可能性の評価 ・ 応急、復旧計画の決定 ・ 復旧状況の把握、評価														
本部事務局 ・ 発生事象に対する情報の収集・整理 ・ 本部決定事項の指示及び伝達 ・ 通報文作成、関係機関への通報連絡の総括 ・ 各対策本部との連絡・調整、本部支援 ・ 対策本部要員の把握及び本部運営														
技術支援班 ・ 対外対応資料作成 ・ 設計、許認可上の評価 ・ 通報文添付資料の作成														
総務班※1 (6名以上) ・ 事業所内通話制限 ・ 避難誘導 ・ 事業所内警備 ・ その他庶務事項 ・ 被災者の救助 ・ 工場内作業者の避難誘導、安否確認※2 ・ 工場内の要救助者救出活動※2														
厚生班 ・ 食料、被服類の調達 ・ 宿泊関係の手配														
救護班 ・ 被災者の救護 ・ 緊急被ばく医療の実施 ・ 医師、病院の手配														
資材班 ・ 応急資機材の調達及び輸送														
広報班 ・ 報道機関対応 ・ 隣接市町村対応 ・ 発生事象に関する広報														
設備応急班※1 (19名以上) ・ 被害状況、周辺環境の把握 ・ 応急復旧対策の策定及び実施 ・ 復旧状況の確認 ・ 放射性物質による汚染の拡大防止 ・ 被災者の救助の助勢 ・ 屋内活動：工場内の漏えい箇所閉止作業等の応急復旧活動※2 ・ 屋外活動：工場建屋からの漏えい箇所閉止作業等の応急復旧活動※2														
運転管理班※1 (2名以上) ・ 災害の発生又は拡大防止に必要な運転管理対策の策定及び実施 ・ プラント状態監視、運転操作 ・ 漏えい対処：事故発生初期の段階で工場内のUF <sub>6</sub> 漏えい状況確認、2号発回均質室入口シャッター前カーテン封鎖※2 ・ 消火活動：消火器による工場内の初期消火活動(UF <sub>6</sub> 漏えいがない場合)※2														
放射線管理班※1 (16名以上) ・ 放射性物質の放出状況の把握・評価 ・ 環境放射線等の測定 ・ 放射線影響範囲の推定・評価 ・ 除染作業等に係る放射線管理 ・ 被ばく管理 ・ 避難誘導 ・ モニタリングカーによる工場周辺のモニタリング※2 ・ 放射線管理、作業環境測定等※2														
消火班※1 (19名以上) ・ 消火活動 ・ 被災者の救助 ・ UF <sub>6</sub> 拡散抑制のための放水活動 ・ 消防自動車(化学消防自動車)(屋外)、消火器(工場内)による本格消火活動(UF <sub>6</sub> 漏えいがない場合)※2 ・ 事故発生初期の段階で工場建屋からのUF <sub>6</sub> 、HF漏えい拡大を防止するため消防自動車(化学消防自動車)等による放水※2														

図-1 非常時対策組織(実施組織)の役割分担と要員数

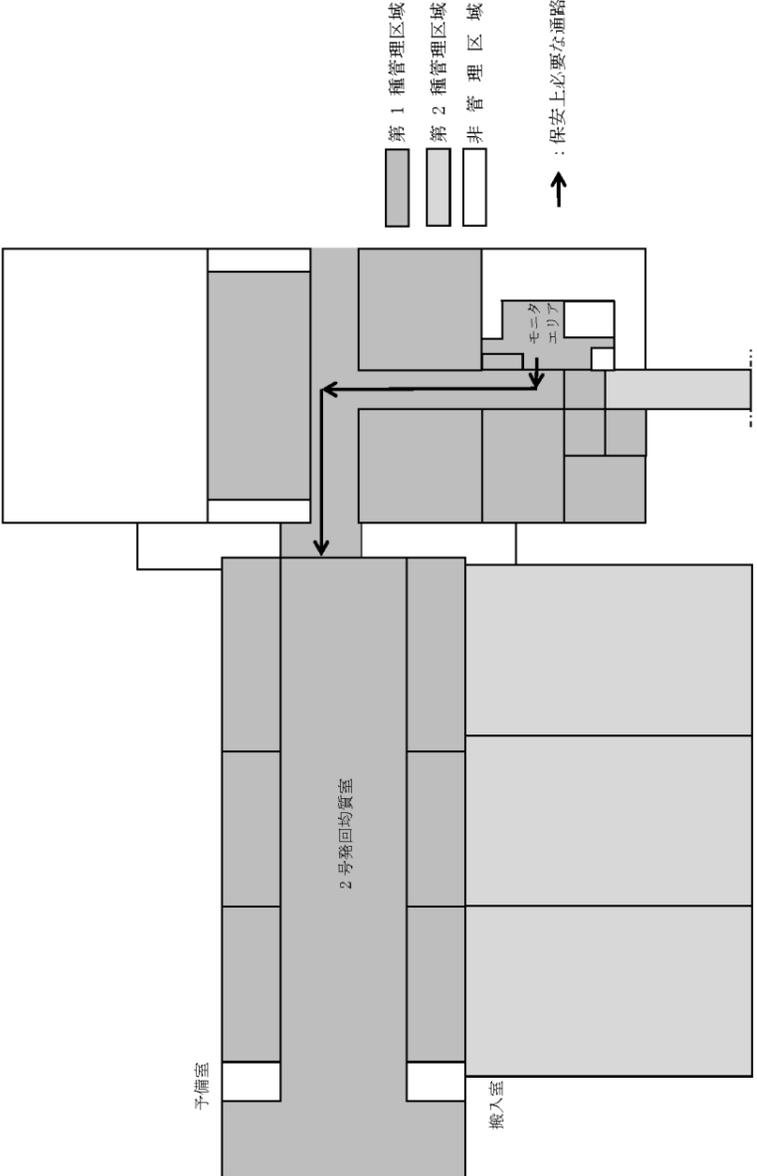
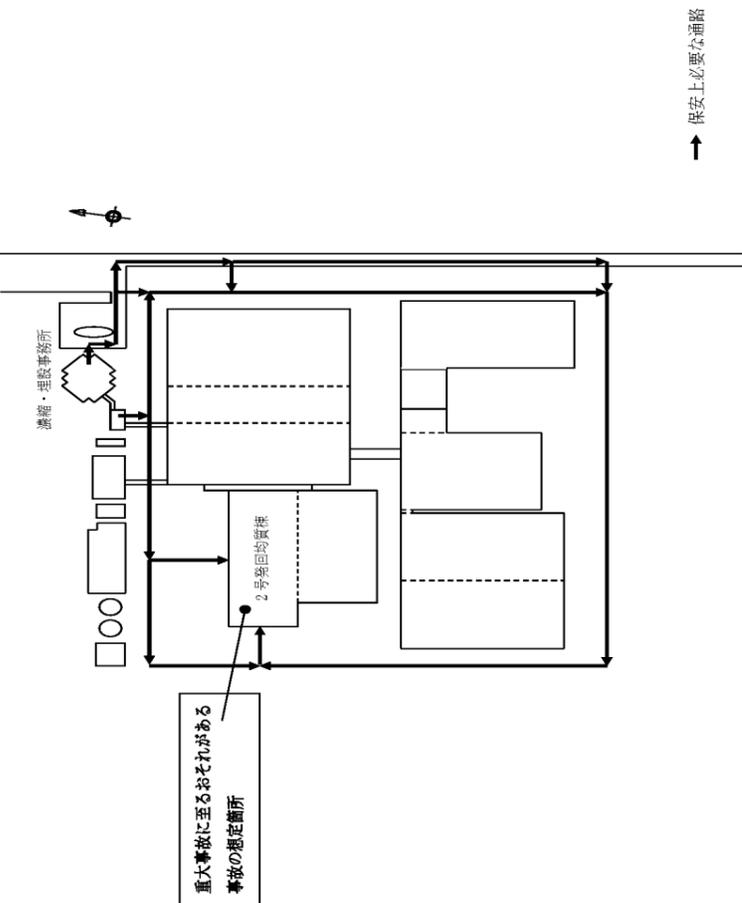
現行	変更後	変更理由
	 <p>第1種管理区域 第2種管理区域 非管理区域</p> <p>↑ : 保安上必要な通路</p> <p>予備室 搬入室 2号粉回均質室 モニターエリア</p>	

図-2 (1/2) 保安上必要な通路

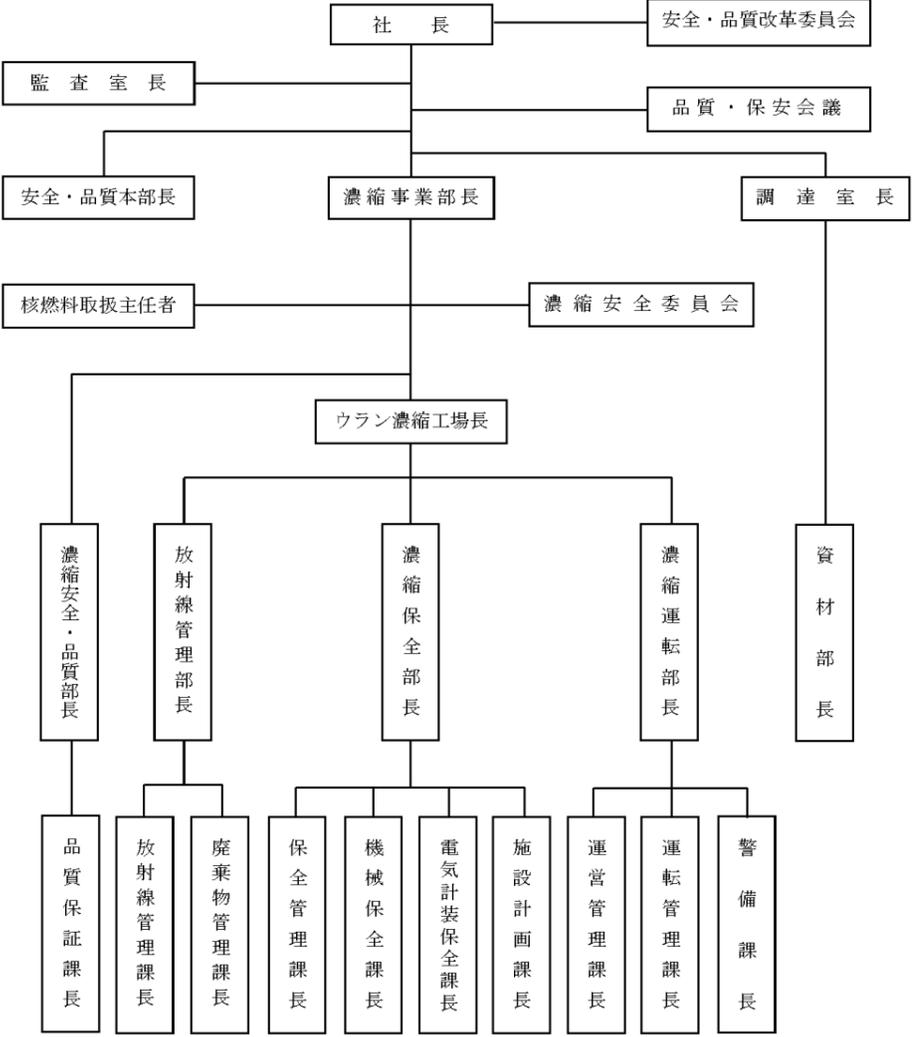
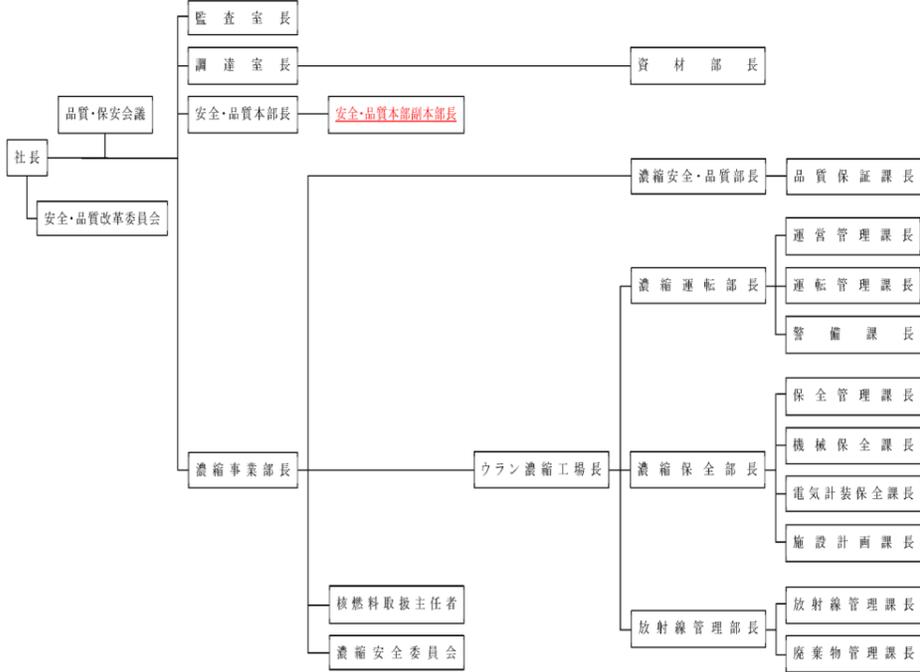
現行	変更後	変更理由
	 <p style="text-align: center;">図-2 (2/2) 保安上必要な通路</p>	

濃縮・埋設事業所加工施設保安規定 新旧対照表 ( 58 / 85 )

現行	変更後					変更理由
	<b>表-1 重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な資機材等</b>					
	<u>資機材等</u>	<u>保有数※1</u>	<u>保管場所※1</u>	<u>点検頻度</u>	<u>点検内容</u>	
<u>通信連絡設備</u>	<u>ページング装置</u>	99 台	<u>事務所、工場、工場構内</u>	1回/年	<u>外観、機能</u>	
	<u>所内携帯電話</u>	187 台	<u>個人配付</u>	<u>訓練の都度</u>	<u>外観、機能</u>	
	<u>業務用無線設備 (アナログ式)</u>	33 台	<u>事務所、工場、屋外資機材置場</u>	1回/年	<u>外観、員数、機能</u>	
	<u>業務用無線設備 (デジタル式)</u>	35 台	<u>事務所、工場、屋外資機材置場</u>	1回/年	<u>外観、員数、機能</u>	
	<u>緊急時電話回線※2</u>	13 回線	<u>事務所</u>	1回/年	<u>外観、員数、機能</u>	
	<u>《代替品》 他の通信連絡設備</u>	<u>所内携帯電話、携帯電話、衛星電話に含む</u>	<u>所内携帯電話、携帯電話、衛星電話と同様</u>	<u>所内携帯電話、携帯電話、衛星電話と同様</u>	<u>所内携帯電話、携帯電話、衛星電話と同様</u>	
	<u>ファクシミリ装置※2</u>	4 台	<u>事務所、その他</u>	1回/年	<u>外観、員数、機能</u>	
	<u>携帯電話※2</u>	29 台	<u>個人配付</u>	1回/年	<u>外観、員数、機能</u>	
	<u>衛星電話※2</u>	5 台	<u>事務所、工場、その他</u>	1回/年	<u>外観、員数、機能</u>	
	<u>現場対処用資機材・装備品</u>	<u>汚染防護服 (PVA)</u>	38 着	<u>工場、事務所</u>	1回/年	<u>外観、員数</u>
<u>化学防護服 (簡易型)</u>		38 着	<u>工場、事務所、屋外資機材置場</u>	1回/年	<u>外観、員数</u>	
<u>化学防護服 (耐HF仕様)</u>		16 着	<u>工場、事務所</u>	1回/年	<u>外観、員数</u>	
<u>フィルター付き防護マスク (片面)</u>		22 個	<u>工場、事務所、屋外資機材置場</u>	1回/年	<u>外観、員数、機能</u>	
<u>フィルター付き防護マスク (全面)</u>		60 個	<u>工場、事務所、屋外資機材置場</u>	1回/年	<u>外観、員数、機能</u>	
<u>呼吸用ボンベ付一体型防護マスク</u>		28 個	<u>工場、事務所</u>	1回/年	<u>外観、員数、機能</u>	
<u>化学防護服用マイクスピーカ</u>		16 個	<u>工場、事務所</u>	1回/年	<u>外観、員数、機能</u>	
<u>携帯用照明器具</u>		60 台	<u>工場、事務所</u>	1回/6月	<u>外観、員数、機能</u>	
<u>ガンマ線測定用サーベイメータ</u>		7 台	<u>工場、事務所、屋外資機材置場</u>	1回/年	<u>外観、員数、機能</u>	
<u>表面汚染密度測定用サーベイメータ (α・β線)</u>		22 台	<u>工場、事務所、屋外資機材置場</u>	1回/年	<u>外観、員数、機能</u>	
<u>可搬式ダスト測定関連機器 (サンブラ)</u>		5 台	<u>工場、事務所、屋外資機材置場</u>	1回/年	<u>外観、員数、機能</u>	
<u>個人用外部被ばく線量測定器 (APD)</u>		126 台	<u>工場、事務所、屋外資機材置場</u>	1回/年	<u>外観、員数、機能</u>	
<u>モニタリングカー</u>		1 台	<u>車庫1</u>	1回/年	<u>外観、員数、機能</u>	
<u>《代替品》 表面汚染密度測定用サーベイメータ (α・β線) 可搬式ダスト測定関連機器 (サンブラ)</u>		各1台	<u>屋外資機材置場</u>	1回/年	<u>外観、員数、機能</u>	
<u>風向風速計</u>		1 台	<u>車庫1</u>	1回/年	<u>外観、員数、機能</u>	
<u>《代替品》 簡易風向風速計</u>		1 台	<u>屋外資機材置場</u>	1回/年	<u>外観、員数、機能</u>	
<u>半導体材料ガス検知器 (HF 検知器)</u>		11 台	<u>工場、事務所、屋外資機材置場</u>	1回/年	<u>外観、員数、機能</u>	
<u>ガス採取器</u>		5 台	<u>工場、事務所、屋外資機材置場</u>	1回/年	<u>外観、員数、機能</u>	
<u>監視カメラ</u>		8 台	<u>工場</u>	1回/年	<u>外観、員数、機能</u>	
<u>2号発回均質室前シャッター前カーテン</u>		1式	<u>工場</u>	1回/年	<u>外観、員数、機能</u>	



濃縮・埋設事業所加工施設保安規定 新旧対照表 ( 60 / 85 )

現行	変更後	変更理由
 <p style="text-align: center;">別図1 保安に関する組織 (第7条関係)</p>	 <p style="text-align: center;">別図1 保安に関する組織 (第7条関係)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・品質・保安会議に係る変更 (品質・保安会議議長の変更に伴う安全・品質本部副本部長の追加)</li> <li>・記載の適正化 (事業変更許可・設工認を踏まえた記載の適正化)</li> </ul>

現行

番号	室名
①	1号カスケード室
②	2号カスケード室
③	1号中間室
④	2号中間室
⑤	1号発生回収室
⑥	2号発生回収室
⑦	補機室
⑧	管理廃水処理室
⑨	1号UF <sub>2</sub> 電源室
⑩	2号UF <sub>2</sub> 電源室
⑪a	分析室(化学分析エリア)
⑪b	分析室(機器分析エリア)
⑪c	分析室(天棚室)
⑪d	分析室(予備室)
⑪e	分析室(薬品・機材室)
⑪f	放管室
⑫a	モニタエリア(モニタ室)
⑫b	モニタエリア(放管機材室)
⑫c	モニタエリア(計測機材室)
⑫d	更衣エリア
⑬	前室
⑭	除染室
⑮	廃棄物前処理室
⑯	ホット予備品室
⑰	放射能測定室
⑱	搬送通路
⑲	予備室
⑳	液体廃棄物貯留室
㉑	除染ハラス
㉒	搬入室
㉓	渡り廊下
㉔	カスケード室前室
㉕	付着ウラン回収廃棄物室
㉖	2号第2高周波電源室
㉗	1号Qマス室
㉘	2号Qマス室

別図 2 (1/3) ウラン濃縮建屋1階 管理区域図 (第45、49、54、55条関係)

変更後

番号	室名
①	1号カスケード室
②	2号カスケード室
③	1号中間室
④	2号中間室
⑤	1号発生回収室
⑥	2号発生回収室
⑦	補機室
⑧	管理廃水処理室
⑨	1号UF <sub>2</sub> 電源室
⑩	2号UF <sub>2</sub> 電源室
⑪a	分析室(化学分析エリア)
⑪b	分析室(機器分析エリア)
⑪c	分析室(質量分析エリア)
⑪d	分析室(天棚室)
⑪e	分析室(予備室)
⑪f	分析室(薬品・機材室)
⑫	放管室
⑬a	モニタエリア(モニタ室)
⑬b	モニタエリア(放管機材室)
⑬c	モニタエリア(計測機材室)
⑬d	モニタエリア(シャワー室)
⑭	更衣エリア
⑮	前室
⑯	除染室
⑰	廃棄物前処理室
⑱	ホット予備品室
⑲	ホットラントリー室
㉑	放射能測定室
㉒	搬送通路
㉓	予備室
㉔	液体廃棄物貯留室
㉕	除染ハラス
㉖	搬入室
㉗	渡り廊下
㉘	カスケード室前室
㉙	付着ウラン回収廃棄物室
㉚	2号第2高周波電源室
㉛	1号Qマス室
㉜	2号Qマス室

別図 2 (1/3) ウラン濃縮建屋1階 管理区域図 (第45、49、54、55条関係)

変更理由

- ・事業変更許可・設工認に係る事項 (モニタエリアの第1種管理区域に係る事項の一部変更)
- ・記載の適正化 (事業変更許可・設工認を踏まえ保管場所名称の記載適正化)

濃縮・埋設事業所加工施設保安規定 新旧対照表 ( 62 / 85 )

現行			変更後			変更理由
別表1 施設の管理及び <u>保守</u> に関する業務の担当課長 (第8条関係)			別表1 施設の管理及び <u>点検、工事等</u> に関する業務の担当課長 (第8条関係)			
施設等	管理担当課長	保守担当課長	施設等	管理担当課長	保守担当課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載の適正化 (当社他施設保安規定との整合を踏まえ表題の記載適正化)</li> <li>記載の適正化 (事業変更許可・設工認を踏まえ設備名称の記載適正化)</li> <li>事業変更許可・設工認に係る事項 (設備の新設等に伴う施設の管理、点検、工事等を行う設備の追加及び追加した設備の所掌明確化)</li> </ul>
1. 建物	運転管理課長	機械保全課長	1. 濃縮施設	—	—	
2. <u>上記1. 以外の加工施設</u>	—	—	(1) <u>カスケード設備</u>	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*	
(1) 濃縮施設	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*	(2) <u>UF<sub>6</sub>処理設備</u>	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*	
(2) 核燃料物質の貯蔵施設	—	—	(3) <u>均質・ブレンディング設備</u>	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*	
(1) <u>貯蔵専用区域</u>	運転管理課長	機械保全課長	(4) <u>高周波電源設備</u>	運転管理課長	電気計装保全課長	
(2) <u>加工工程内の保管区域</u>	運転管理課長	機械保全課長	(5) <u>付着ウラン回収設備</u>	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*	
(3) 放射性廃棄物の廃棄施設	—	—	2. 核燃料物質の貯蔵施設	—	—	
(1) 気体廃棄物廃棄設備	—	—	(1) <u>貯蔵設備</u>	運転管理課長	機械保全課長	
a. 付着ウラン回収廃棄物室及び <u>専用の容器</u>	廃棄物管理課長	機械保全課長	(2) <u>搬送設備</u>	<u>運転管理課長</u>	<u>機械保全課長</u>	
b. 上記以外の気体廃棄物廃棄設備	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*	3. 放射性廃棄物の廃棄施設	—	—	
(2) 液体廃棄物廃棄設備	—	—	(1) 気体廃棄物の廃棄設備	—	—	
a. 付着ウラン回収廃棄物室及び <u>専用の容器の置台</u>	廃棄物管理課長	機械保全課長	(1) 付着ウラン回収廃棄物室、 <u>UF<sub>6</sub>ボンベ (保管廃棄用)</u>	廃棄物管理課長	機械保全課長	
b. <u>廃油保管廃棄場所</u>			(2) 上記以外の気体廃棄物の廃棄設備	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*	
c. <u>固形化処理待ち機械油置場</u>			(2) 液体廃棄物の廃棄設備	—	—	
d. <u>固形化処理作業場所</u>			(1) 付着ウラン回収廃棄物室、 <u>液体廃棄物保管廃棄区画 (UF<sub>6</sub>ボンベ置台)、液体廃棄物保管廃棄区画、固形化処理待ち機械油置場、固形化処理作業場所</u>	廃棄物管理課長	機械保全課長	
e. 上記以外の液体廃棄物廃棄設備			運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*	(2) 上記以外の液体廃棄物の廃棄設備	運転管理課長
(3) 固体廃棄物廃棄設備	—	—	(3) 固体廃棄物の廃棄設備	—	—	
a. 保管廃棄待ちスラッジ置場	廃棄物管理課長	機械保全課長	(1) 保管廃棄待ちスラッジ置場	廃棄物管理課長	機械保全課長	
b. 上記以外の固体廃棄物廃棄設備	—	—	(2) 上記以外の固体廃棄物の廃棄設備	廃棄物管理課長	機械保全課長	
(4) 放射線管理施設	—	—	4. 放射線管理施設	—	—	
(1) 臨界警報装置、排気用モニタ	運転管理課長	電気計装保全課長	(1) <u>放射線監視・測定設備</u>	—	—	
(2) <u>排気用HFモニタ、換気用モニタ</u>	運転管理課長	電気計装保全課長	(1) <u>排気用HFモニタ、換気用モニタ、排気用モニタ、HFセンサ、臨界警報装置</u>	運転管理課長	電気計装保全課長	
(3) エアスニッフア	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*	(2) エアスニッフア	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*	
(4) 上記①、②、③以外の放射線管理施設	放射線管理課長	放射線管理課長	(3) <u>モニタリングポスト</u>	<u>放射線管理課長</u>	<u>電気計装保全課長</u>	
(5) その他加工設備の附属施設	—	—	(4) 上記①、②、③以外の放射線監視・測定設備	放射線管理課長	放射線管理課長	
(1) <u>非常用通報設備</u>	運転管理課長	電気計装保全課長	(2) <u>放出管理分析設備</u>	<u>放射線管理課長</u>	<u>放射線管理課長</u>	
(2) 非常用電源設備	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*	(3) <u>試料分析関係設備</u>	<u>放射線管理課長</u>	<u>放射線管理課長</u>	
(3) 分析設備	運転管理課長	機械保全課長	(4) 出入管理関係設備	—	—	
(4) 計量設備	運転管理課長	電気計装保全課長	(1) <u>シャワー</u>	<u>放射線管理課長</u>	<u>機械保全課長</u>	
(5) 洗缶設備	運転管理課長	機械保全課長	(2) 上記以外の出入管理設備	<u>放射線管理課長</u>	<u>放射線管理課長</u>	
(6) 除染設備	運転管理課長	機械保全課長	(5) その他設備	<u>放射線管理課長</u>	<u>放射線管理課長</u>	
			5. その他の加工施設	—	—	
			(1) 非常用設備	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*	
			(2) 核燃料物質の検査設備	運転管理課長	機械保全課長	
			(3) 核燃料物質の計量設備	運転管理課長	電気計装保全課長	
			(4) 洗缶設備	運転管理課長	機械保全課長	
			(5) 除染設備	運転管理課長	機械保全課長	
			(6) <u>通信連絡設備</u>	運転管理課長	電気計装保全課長	
			(7) <u>溢水防護設備</u>	<u>運転管理課長</u>	<u>機械保全課長</u>	
			(8) <u>竜巻防護設備</u>	<u>運転管理課長</u>	<u>機械保全課長</u>	
			(9) <u>重大事故等対処資機材</u>	<u>機械保全課長</u>	<u>機械保全課長</u>	
			(10) 建物	運転管理課長	機械保全課長	

\* : 機械設備は機械保全課長、電気設備及び計装設備は電気計装保全課長

\* : 機械設備は機械保全課長、電気設備及び計装設備は電気計装保全課長

濃縮・埋設事業所加工施設保安規定 新旧対照表 ( 63 / 85 )

現行	変更後	変更理由												
<p>別表2 加工施設 (第14条関係)</p> <table border="1" data-bbox="186 306 750 569"> <thead> <tr> <th>加工施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 濃縮施設</td> </tr> <tr> <td>(2) 核燃料物質の貯蔵施設</td> </tr> <tr> <td>(3) 放射性廃棄物の廃棄施設</td> </tr> <tr> <td>(4) 放射線管理施設</td> </tr> <tr> <td>(5) その他加工設備の附属施設</td> </tr> </tbody> </table>	加工施設	(1) 濃縮施設	(2) 核燃料物質の貯蔵施設	(3) 放射性廃棄物の廃棄施設	(4) 放射線管理施設	(5) その他加工設備の附属施設	<p>別表2 加工施設 (第14条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1350 306 1914 569"> <thead> <tr> <th>加工施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 濃縮施設</td> </tr> <tr> <td>(2) 核燃料物質の貯蔵施設</td> </tr> <tr> <td>(3) 放射性廃棄物の廃棄施設</td> </tr> <tr> <td>(4) 放射線管理施設</td> </tr> <tr> <td>(5) その他<del>の</del>加工施設</td> </tr> </tbody> </table>	加工施設	(1) 濃縮施設	(2) 核燃料物質の貯蔵施設	(3) 放射性廃棄物の廃棄施設	(4) 放射線管理施設	(5) その他 <del>の</del> 加工施設	<p>変更理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化 (事業変更許可・設工認を踏まえた記載の適正化)</li> </ul>
加工施設														
(1) 濃縮施設														
(2) 核燃料物質の貯蔵施設														
(3) 放射性廃棄物の廃棄施設														
(4) 放射線管理施設														
(5) その他加工設備の附属施設														
加工施設														
(1) 濃縮施設														
(2) 核燃料物質の貯蔵施設														
(3) 放射性廃棄物の廃棄施設														
(4) 放射線管理施設														
(5) その他 <del>の</del> 加工施設														

濃縮・埋設事業所加工施設保安規定 新旧対照表 ( 64 / 85 )

現行		変更後		変更理由
別表3 巡視点検を行う設備等 (第16条関係)		別表3 巡視点検を行う設備等 (第16条関係)		
巡視点検を行う設備等	巡視点検担当課長	巡視点検を行う設備等	巡視点検担当課長	
(1) 建屋	—	<u>1. 濃縮施設</u>	<u>二</u>	
① ウラン濃縮建屋	運転管理課長	(1) カスケード設備	運転管理課長	
② ウラン貯蔵・廃棄物建屋	—	(2) UF <sub>6</sub> 処理設備	運転管理課長	
a. A ウラン貯蔵室、B ウラン貯蔵室、C ウラン貯蔵室、搬出入室	運転管理課長	(3) 均質・ブレンディング設備	運転管理課長	
b. B ウラン濃縮廃棄物室	—	(4) 付着ウラン回収設備	運転管理課長	
③ 補助建屋	運転管理課長	(5) 高周波電源設備	運転管理課長	
④ ウラン濃縮廃棄物建屋	運転管理課長	2. 核燃料物質の貯蔵施設	—	
⑤ 使用済遠心機保管建屋	運転管理課長	(1) 貯蔵設備	運転管理課長	
(2) カスケード設備	運転管理課長	3. 放射性廃棄物の廃棄施設	—	
(3) UF <sub>6</sub> 処理設備	運転管理課長	(1) 気体廃棄物の廃棄設備	—	
(4) 均質・ブレンディング設備	運転管理課長	① 付着ウラン回収廃棄物室、 <u>IF<sub>7</sub>ボンベ (保管廃棄用)</u>	廃棄物管理課長	
(5) 付着ウラン回収設備	運転管理課長	② 上記以外の気体廃棄物の廃棄設備	運転管理課長	
(6) 核燃料物質の貯蔵施設	—	(2) 液体廃棄物の廃棄設備	—	
① 貯蔵専用区域	運転管理課長	① 付着ウラン回収廃棄物室、 <u>液体廃棄物保管廃棄区画 (IF<sub>5</sub>ボンベ置台)、液体廃棄物保管廃棄区画、固形化処理待ち機械油置場、固形化処理作業場所</u>	廃棄物管理課長	
② 加工工程内の保管区域	運転管理課長	② 上記以外の液体廃棄物の廃棄設備	運転管理課長	
(7) 放射性廃棄物の廃棄設備	—	(3) 固体廃棄物の廃棄設備	—	
① 気体廃棄物廃棄設備	—	① 保管廃棄待ちスラッジ置場	廃棄物管理課長	
a. 付着ウラン回収廃棄物室及び <u>専用の容器</u>	廃棄物管理課長	② 上記以外の固体廃棄物の廃棄設備	廃棄物管理課長	
b. 上記以外の気体廃棄物廃棄設備	運転管理課長	4. 放射線管理施設	<u>二</u>	
② 液体廃棄物廃棄設備	—	(1) 放射線監視・測定設備	—	
a. 付着ウラン回収廃棄物室及び <u>専用の容器の置台</u>	廃棄物管理課長	① 臨界警報装置、排気用モニタ、排気用 HF モニタ、換気用モニタ、 <u>エアスニッファ、HF センサ</u>	運転管理課長	
b. <u>廃油保管廃棄場所</u>	—	5. その他の加工施設	<u>二</u>	
c. 固形化処理待ち機械油置場	—	(1) 非常用設備	運転管理課長	
d. 固形化処理作業場所	—	(2) <u>核燃料物質の検査設備</u>	運転管理課長	
e. 上記以外の液体廃棄物廃棄設備	運転管理課長	(3) 洗缶設備	運転管理課長	
③ 固体廃棄物廃棄設備	—	(4) 除染設備	運転管理課長	
a. 保管廃棄待ちスラッジ置場	廃棄物管理課長	(5) <u>溢水防護設備</u>	運転管理課長	
b. 上記以外の固体廃棄物廃棄設備	—	(6) <u>竜巻防護設備</u>	運転管理課長	
(8) 放射線監視・測定設備	—	(7) <u>建物</u>	運転管理課長	
① 臨界警報装置、排気用モニタ、排気用 HF モニタ、換気用モニタ	運転管理課長			
② <u>エアスニッファ</u>	運転管理課長			
(9) 非常用電源設備	運転管理課長			
(10) 洗缶設備	運転管理課長			
(11) 除染設備	運転管理課長			
(12) 高周波電源設備	運転管理課長			

濃縮・埋設事業所加工施設保安規定 新旧対照表 ( 65 / 85 )

現行	変更後	変更理由														
<p>別表4 分析室のフード等の最大取扱ウラン量 (第21条関係)</p> <table border="1" data-bbox="186 306 1050 457"> <thead> <tr> <th>フード等</th> <th>最大取扱ウラン量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スクラバ付きドラフトチェンバ <u>No. 1~10</u></td> <td><u>0.07</u>kg-U</td> </tr> <tr> <td>スクラバ付きドラフトチェンバ <u>No. 11~14</u></td> <td>1kg-U</td> </tr> <tr> <td>カリフォルニア型フード</td> <td><u>0.04</u>kg-U</td> </tr> </tbody> </table>	フード等	最大取扱ウラン量	スクラバ付きドラフトチェンバ <u>No. 1~10</u>	<u>0.07</u> kg-U	スクラバ付きドラフトチェンバ <u>No. 11~14</u>	1kg-U	カリフォルニア型フード	<u>0.04</u> kg-U	<p>別表4 分析室のフード等の最大取扱ウラン量 (第21条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1350 306 2214 422"> <thead> <tr> <th>フード等</th> <th>最大取扱ウラン量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スクラバ付きドラフトチェンバ</td> <td>1kg-U</td> </tr> <tr> <td>カリフォルニア型フード</td> <td><u>1</u>kg-U</td> </tr> </tbody> </table>	フード等	最大取扱ウラン量	スクラバ付きドラフトチェンバ	1kg-U	カリフォルニア型フード	<u>1</u> kg-U	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業変更許可・設工認に係る事項 (分析室のフード等の最大取扱ウラン量に係る事項の変更)</li> </ul>
フード等	最大取扱ウラン量															
スクラバ付きドラフトチェンバ <u>No. 1~10</u>	<u>0.07</u> kg-U															
スクラバ付きドラフトチェンバ <u>No. 11~14</u>	1kg-U															
カリフォルニア型フード	<u>0.04</u> kg-U															
フード等	最大取扱ウラン量															
スクラバ付きドラフトチェンバ	1kg-U															
カリフォルニア型フード	<u>1</u> kg-U															
<p><u>(新規追加)</u></p>	<p><u>別表4の2 初期消火活動に係る設備等 (第21条の2関係)</u></p> <table border="1" data-bbox="1350 567 2377 669"> <thead> <tr> <th><u>設備等</u></th> <th><u>数 量</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>化学消防自動車*1</u></td> <td><u>1台*2</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>*1 : 400 リットル毎分の泡放射を同時に2口行うことが可能な能力を有すること。</u></p> <p><u>*2 : 点検又は故障の場合には、*1に示す能力を有する可搬消防ポンプ及び可搬消防ポンプ運搬用車両で代替する。</u></p>	<u>設備等</u>	<u>数 量</u>	<u>化学消防自動車*1</u>	<u>1台*2</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化 (当社他施設保安規定との整合を踏まえ別表 30 から記載箇所変更)</li> <li>・事業変更許可・設工認に係る事項 (自衛消防隊の濃縮・埋設事業所への常駐体制に係る変更)</li> </ul>										
<u>設備等</u>	<u>数 量</u>															
<u>化学消防自動車*1</u>	<u>1台*2</u>															

濃縮・埋設事業所加工施設保安規定 新旧対照表 ( 66 / 85 )

現行	変更後	変更理由																																																								
別表5 保安上特に管理を必要とする設備 (第22条関係)	別表5 保安上特に管理を必要とする設備 (第22条関係)																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">設備・機器等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">カスケード設備</td> </tr> <tr> <td><u>廃棄物</u></td> <td><u>使用済みNaF</u> <u>スラッジ</u> <u>分析沈殿物</u></td> </tr> <tr> <td><u>シリンダ等 (洗缶)</u></td> <td><u>製品シリンダ (ANSI 又はISO規格30B)</u> <u>中間製品容器</u></td> </tr> <tr> <td>UF<sub>6</sub>処理設備</td> <td>槽 コールドトラップ</td> </tr> <tr> <td>均質・ブレンディング設備</td> <td>槽 コールドトラップ</td> </tr> <tr> <td>付着ウラン回収設備</td> <td>槽 コールドトラップ</td> </tr> <tr> <td>シリンダ類 (過充填防止)</td> <td><u>製品シリンダ (ANSI 又はISO規格30B)</u> <u>廃品シリンダ (ANSI 又はISO規格30B)</u> <u>原料シリンダ (ANSI 又はISO規格48Y)</u> <u>廃品シリンダ (ANSI 又はISO規格48Y)</u> 中間製品容器 付着ウラン回収容器</td> </tr> <tr> <td>シリンダ類 (熱的制限)</td> <td><u>製品シリンダ (ANSI 又はISO規格30B)</u> <u>廃品シリンダ (ANSI 又はISO規格30B)</u> <u>原料シリンダ (ANSI 又はISO規格48Y)</u> <u>廃品シリンダ (ANSI 又はISO規格48Y) (注)</u> 中間製品容器 付着ウラン回収容器</td> </tr> <tr> <td>シリンダ類 (吊上げ高さ制限)</td> <td><u>製品シリンダ (ANSI 又はISO規格30B)</u> <u>廃品シリンダ (ANSI 又はISO規格30B)</u> <u>原料シリンダ (ANSI 又はISO規格48Y)</u> <u>廃品シリンダ (ANSI 又はISO規格48Y)</u> 中間製品容器 付着ウラン回収容器</td> </tr> <tr> <td>非常用電源設備</td> <td>ディーゼル発電機 直流電源設備 無停電電源装置</td> </tr> <tr> <td><u>非常用通報設備</u></td> <td><u>ページング装置</u></td> </tr> <tr> <td>気体廃棄物廃棄設備</td> <td>排風機</td> </tr> <tr> <td>液体廃棄物廃棄設備</td> <td>槽類</td> </tr> <tr> <td>放射線監視・測定設備</td> <td>排気用モニタ 換気用モニタ</td> </tr> </tbody> </table>	設備・機器等		カスケード設備		<u>廃棄物</u>	<u>使用済みNaF</u> <u>スラッジ</u> <u>分析沈殿物</u>	<u>シリンダ等 (洗缶)</u>	<u>製品シリンダ (ANSI 又はISO規格30B)</u> <u>中間製品容器</u>	UF <sub>6</sub> 処理設備	槽 コールドトラップ	均質・ブレンディング設備	槽 コールドトラップ	付着ウラン回収設備	槽 コールドトラップ	シリンダ類 (過充填防止)	<u>製品シリンダ (ANSI 又はISO規格30B)</u> <u>廃品シリンダ (ANSI 又はISO規格30B)</u> <u>原料シリンダ (ANSI 又はISO規格48Y)</u> <u>廃品シリンダ (ANSI 又はISO規格48Y)</u> 中間製品容器 付着ウラン回収容器	シリンダ類 (熱的制限)	<u>製品シリンダ (ANSI 又はISO規格30B)</u> <u>廃品シリンダ (ANSI 又はISO規格30B)</u> <u>原料シリンダ (ANSI 又はISO規格48Y)</u> <u>廃品シリンダ (ANSI 又はISO規格48Y) (注)</u> 中間製品容器 付着ウラン回収容器	シリンダ類 (吊上げ高さ制限)	<u>製品シリンダ (ANSI 又はISO規格30B)</u> <u>廃品シリンダ (ANSI 又はISO規格30B)</u> <u>原料シリンダ (ANSI 又はISO規格48Y)</u> <u>廃品シリンダ (ANSI 又はISO規格48Y)</u> 中間製品容器 付着ウラン回収容器	非常用電源設備	ディーゼル発電機 直流電源設備 無停電電源装置	<u>非常用通報設備</u>	<u>ページング装置</u>	気体廃棄物廃棄設備	排風機	液体廃棄物廃棄設備	槽類	放射線監視・測定設備	排気用モニタ 換気用モニタ	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">設備・機器等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">カスケード設備</td> </tr> <tr> <td>UF<sub>6</sub>処理設備</td> <td>槽 コールドトラップ <u>ロータリポンプ</u></td> </tr> <tr> <td>均質・ブレンディング設備</td> <td>槽 コールドトラップ <u>サンプル小分け装置</u> <u>局所排気装置</u> <u>ロータリポンプ</u></td> </tr> <tr> <td>付着ウラン回収設備</td> <td>槽 コールドトラップ</td> </tr> <tr> <td><u>高周波電源設備</u></td> <td><u>高周波インバータ装置</u></td> </tr> <tr> <td>シリンダ類 (過充填防止)</td> <td><u>ANSI 又はISO規格30B (製品シリンダ及び廃品シリンダ)</u> <u>ANSI 又はISO規格48Y (原料シリンダ及び廃品シリンダ)</u> 中間製品容器 付着ウラン回収容器</td> </tr> <tr> <td>シリンダ類 (熱的制限)</td> <td><u>ANSI 又はISO規格30B (製品シリンダ及び廃品シリンダ)</u> <u>ANSI 又はISO規格48Y (原料シリンダ及び廃品シリンダ) (注)</u> 中間製品容器 付着ウラン回収容器</td> </tr> <tr> <td>シリンダ類 (吊上げ高さ制限)</td> <td><u>ANSI 又はISO規格30B (製品シリンダ及び廃品シリンダ)</u> <u>ANSI 又はISO規格48Y (原料シリンダ及び廃品シリンダ)</u> 中間製品容器 付着ウラン回収容器</td> </tr> <tr> <td>非常用設備</td> <td>ディーゼル発電機 直流電源設備 無停電電源装置</td> </tr> <tr> <td>気体廃棄物の廃棄設備</td> <td>排風機</td> </tr> <tr> <td>液体廃棄物の廃棄設備</td> <td>槽類</td> </tr> <tr> <td>放射線監視・測定設備</td> <td>排気用モニタ 換気用モニタ <u>排気用HFモニタ</u> <u>HFセンサ</u> <u>モニタリングポスト</u></td> </tr> </tbody> </table>	設備・機器等		カスケード設備		UF <sub>6</sub> 処理設備	槽 コールドトラップ <u>ロータリポンプ</u>	均質・ブレンディング設備	槽 コールドトラップ <u>サンプル小分け装置</u> <u>局所排気装置</u> <u>ロータリポンプ</u>	付着ウラン回収設備	槽 コールドトラップ	<u>高周波電源設備</u>	<u>高周波インバータ装置</u>	シリンダ類 (過充填防止)	<u>ANSI 又はISO規格30B (製品シリンダ及び廃品シリンダ)</u> <u>ANSI 又はISO規格48Y (原料シリンダ及び廃品シリンダ)</u> 中間製品容器 付着ウラン回収容器	シリンダ類 (熱的制限)	<u>ANSI 又はISO規格30B (製品シリンダ及び廃品シリンダ)</u> <u>ANSI 又はISO規格48Y (原料シリンダ及び廃品シリンダ) (注)</u> 中間製品容器 付着ウラン回収容器	シリンダ類 (吊上げ高さ制限)	<u>ANSI 又はISO規格30B (製品シリンダ及び廃品シリンダ)</u> <u>ANSI 又はISO規格48Y (原料シリンダ及び廃品シリンダ)</u> 中間製品容器 付着ウラン回収容器	非常用設備	ディーゼル発電機 直流電源設備 無停電電源装置	気体廃棄物の廃棄設備	排風機	液体廃棄物の廃棄設備	槽類	放射線監視・測定設備	排気用モニタ 換気用モニタ <u>排気用HFモニタ</u> <u>HFセンサ</u> <u>モニタリングポスト</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業変更許可・設工認に係る事項 (設備の新設等に伴う保安上特に管理を必要とする設備の変更)</li> <li>記載の適正化 (事業変更許可・設工認を踏まえ設備・機器等名称の記載適正化)</li> </ul>
設備・機器等																																																										
カスケード設備																																																										
<u>廃棄物</u>	<u>使用済みNaF</u> <u>スラッジ</u> <u>分析沈殿物</u>																																																									
<u>シリンダ等 (洗缶)</u>	<u>製品シリンダ (ANSI 又はISO規格30B)</u> <u>中間製品容器</u>																																																									
UF <sub>6</sub> 処理設備	槽 コールドトラップ																																																									
均質・ブレンディング設備	槽 コールドトラップ																																																									
付着ウラン回収設備	槽 コールドトラップ																																																									
シリンダ類 (過充填防止)	<u>製品シリンダ (ANSI 又はISO規格30B)</u> <u>廃品シリンダ (ANSI 又はISO規格30B)</u> <u>原料シリンダ (ANSI 又はISO規格48Y)</u> <u>廃品シリンダ (ANSI 又はISO規格48Y)</u> 中間製品容器 付着ウラン回収容器																																																									
シリンダ類 (熱的制限)	<u>製品シリンダ (ANSI 又はISO規格30B)</u> <u>廃品シリンダ (ANSI 又はISO規格30B)</u> <u>原料シリンダ (ANSI 又はISO規格48Y)</u> <u>廃品シリンダ (ANSI 又はISO規格48Y) (注)</u> 中間製品容器 付着ウラン回収容器																																																									
シリンダ類 (吊上げ高さ制限)	<u>製品シリンダ (ANSI 又はISO規格30B)</u> <u>廃品シリンダ (ANSI 又はISO規格30B)</u> <u>原料シリンダ (ANSI 又はISO規格48Y)</u> <u>廃品シリンダ (ANSI 又はISO規格48Y)</u> 中間製品容器 付着ウラン回収容器																																																									
非常用電源設備	ディーゼル発電機 直流電源設備 無停電電源装置																																																									
<u>非常用通報設備</u>	<u>ページング装置</u>																																																									
気体廃棄物廃棄設備	排風機																																																									
液体廃棄物廃棄設備	槽類																																																									
放射線監視・測定設備	排気用モニタ 換気用モニタ																																																									
設備・機器等																																																										
カスケード設備																																																										
UF <sub>6</sub> 処理設備	槽 コールドトラップ <u>ロータリポンプ</u>																																																									
均質・ブレンディング設備	槽 コールドトラップ <u>サンプル小分け装置</u> <u>局所排気装置</u> <u>ロータリポンプ</u>																																																									
付着ウラン回収設備	槽 コールドトラップ																																																									
<u>高周波電源設備</u>	<u>高周波インバータ装置</u>																																																									
シリンダ類 (過充填防止)	<u>ANSI 又はISO規格30B (製品シリンダ及び廃品シリンダ)</u> <u>ANSI 又はISO規格48Y (原料シリンダ及び廃品シリンダ)</u> 中間製品容器 付着ウラン回収容器																																																									
シリンダ類 (熱的制限)	<u>ANSI 又はISO規格30B (製品シリンダ及び廃品シリンダ)</u> <u>ANSI 又はISO規格48Y (原料シリンダ及び廃品シリンダ) (注)</u> 中間製品容器 付着ウラン回収容器																																																									
シリンダ類 (吊上げ高さ制限)	<u>ANSI 又はISO規格30B (製品シリンダ及び廃品シリンダ)</u> <u>ANSI 又はISO規格48Y (原料シリンダ及び廃品シリンダ)</u> 中間製品容器 付着ウラン回収容器																																																									
非常用設備	ディーゼル発電機 直流電源設備 無停電電源装置																																																									
気体廃棄物の廃棄設備	排風機																																																									
液体廃棄物の廃棄設備	槽類																																																									
放射線監視・測定設備	排気用モニタ 換気用モニタ <u>排気用HFモニタ</u> <u>HFセンサ</u> <u>モニタリングポスト</u>																																																									
(注) 劣化ウランの詰替えに用いる <u>廃品シリンダ</u> に限る。	(注) 劣化ウランの詰替えに用いる <u>ANSI 又はISO規格48Y (廃品シリンダ)</u> に限る。																																																									

濃縮・埋設事業所加工施設保安規定 新旧対照表 ( 67 / 85 )

現行	変更後	変更理由																								
<p>別表7 濃縮ウランを収納又は充填する設備及び容器 (第23条関係)</p> <table border="1" data-bbox="186 306 908 709"> <tr> <td data-bbox="186 306 305 596">設備</td> <td data-bbox="311 306 908 596">(1) コールドトラップ (2) 製品回収槽 (3) 均質槽 (4) 製品シリンダ槽 (5) 減圧槽 (6) ケミカルトラップ (NaF) (7) NaF 処理槽 (8) 回収系 UF<sub>6</sub> 回収槽</td> </tr> <tr> <td data-bbox="186 600 305 709">容器</td> <td data-bbox="311 600 908 709">(1) 製品シリンダ (ANSI 又は ISO 規格 30B) (2) 中間製品容器 (3) 付着ウラン回収容器</td> </tr> </table>	設備	(1) コールドトラップ (2) 製品回収槽 (3) 均質槽 (4) 製品シリンダ槽 (5) 減圧槽 (6) ケミカルトラップ (NaF) (7) NaF 処理槽 (8) 回収系 UF <sub>6</sub> 回収槽	容器	(1) 製品シリンダ (ANSI 又は ISO 規格 30B) (2) 中間製品容器 (3) 付着ウラン回収容器	<p>別表7 濃縮ウランを収納又は充填する設備及び容器 (第23条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1353 306 2074 709"> <tr> <td data-bbox="1353 306 1472 596">設備</td> <td data-bbox="1478 306 2074 596">(1) コールドトラップ (2) 製品回収槽 (3) 均質槽 (4) 製品シリンダ槽 (5) 減圧槽 (6) ケミカルトラップ (NaF) (7) NaF 処理槽 (8) 回収系 UF<sub>6</sub> 回収槽</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1353 600 1472 709">容器</td> <td data-bbox="1478 600 2074 709">(1) <u>ANSI 又は ISO 規格 30B (製品シリンダ)</u> (2) 中間製品容器 (3) 付着ウラン回収容器</td> </tr> </table>	設備	(1) コールドトラップ (2) 製品回収槽 (3) 均質槽 (4) 製品シリンダ槽 (5) 減圧槽 (6) ケミカルトラップ (NaF) (7) NaF 処理槽 (8) 回収系 UF <sub>6</sub> 回収槽	容器	(1) <u>ANSI 又は ISO 規格 30B (製品シリンダ)</u> (2) 中間製品容器 (3) 付着ウラン回収容器	<p>・記載の適正化 (事業変更許可・設工認を踏まえた記載の適正化)</p>																
設備	(1) コールドトラップ (2) 製品回収槽 (3) 均質槽 (4) 製品シリンダ槽 (5) 減圧槽 (6) ケミカルトラップ (NaF) (7) NaF 処理槽 (8) 回収系 UF <sub>6</sub> 回収槽																									
容器	(1) 製品シリンダ (ANSI 又は ISO 規格 30B) (2) 中間製品容器 (3) 付着ウラン回収容器																									
設備	(1) コールドトラップ (2) 製品回収槽 (3) 均質槽 (4) 製品シリンダ槽 (5) 減圧槽 (6) ケミカルトラップ (NaF) (7) NaF 処理槽 (8) 回収系 UF <sub>6</sub> 回収槽																									
容器	(1) <u>ANSI 又は ISO 規格 30B (製品シリンダ)</u> (2) 中間製品容器 (3) 付着ウラン回収容器																									
<p>別表9 少量のウランを取扱う設備における最大取扱ウラン量 (第23条関係)</p> <table border="1" data-bbox="186 852 1169 1121"> <thead> <tr> <th data-bbox="186 852 655 926">少量のウランを取扱う設備における管理対象</th> <th data-bbox="661 852 1169 926">最大取扱ウラン量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="186 930 655 968">分析室で取扱う UF<sub>6</sub> サンプル等</td> <td data-bbox="661 930 1169 968">分析室での総量として 16kg-U</td> </tr> <tr> <td data-bbox="186 972 655 1010">使用済 NaF</td> <td data-bbox="661 972 1169 1010">200 リットルドラム缶当たり 25kg-U</td> </tr> <tr> <td data-bbox="186 1014 655 1052">スラッジ</td> <td data-bbox="661 1014 1169 1052">20 リットルドラム缶当たり 2kg-U</td> </tr> <tr> <td data-bbox="186 1056 655 1094">分析沈殿物</td> <td data-bbox="661 1056 1169 1094">1kg-U*</td> </tr> <tr> <td data-bbox="186 1098 655 1121">分析沈殿物</td> <td data-bbox="661 1098 1169 1121">20 リットルドラム缶当たり 2kg-U</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="157 1125 952 1157">* : <u>スクラバ付きドラフトチェンバ (No. 11~14) での分析沈殿作業当たり</u></p>	少量のウランを取扱う設備における管理対象	最大取扱ウラン量	分析室で取扱う UF <sub>6</sub> サンプル等	分析室での総量として 16kg-U	使用済 NaF	200 リットルドラム缶当たり 25kg-U	スラッジ	20 リットルドラム缶当たり 2kg-U	分析沈殿物	1kg-U*	分析沈殿物	20 リットルドラム缶当たり 2kg-U	<p>別表9 少量のウランを取扱う設備における最大取扱ウラン量 (第23条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1353 852 2335 1121"> <thead> <tr> <th data-bbox="1353 852 1822 926">少量のウランを取扱う設備における管理対象</th> <th data-bbox="1828 852 2335 926">最大取扱ウラン量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1353 930 1822 968">分析室で取扱う UF<sub>6</sub> サンプル等</td> <td data-bbox="1828 930 2335 968">分析室での総量として 16kg-U</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1353 972 1822 1010">使用済 NaF</td> <td data-bbox="1828 972 2335 1010">200 リットルドラム缶当たり 25kg-U</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1353 1014 1822 1052">スラッジ</td> <td data-bbox="1828 1014 2335 1052">20 リットルドラム缶当たり 2kg-U</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1353 1056 1822 1094">分析沈殿物</td> <td data-bbox="1828 1056 2335 1094">1kg-U</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1353 1098 1822 1121">分析沈殿物</td> <td data-bbox="1828 1098 2335 1121">20 リットルドラム缶当たり 2kg-U</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1323 1125 1418 1157"><u>(削除)</u></p>	少量のウランを取扱う設備における管理対象	最大取扱ウラン量	分析室で取扱う UF <sub>6</sub> サンプル等	分析室での総量として 16kg-U	使用済 NaF	200 リットルドラム缶当たり 25kg-U	スラッジ	20 リットルドラム缶当たり 2kg-U	分析沈殿物	1kg-U	分析沈殿物	20 リットルドラム缶当たり 2kg-U	<p>・事業変更許可・設工認に係る事項 (分析室のフード等の最大取扱ウラン量に係る事項の変更)</p>
少量のウランを取扱う設備における管理対象	最大取扱ウラン量																									
分析室で取扱う UF <sub>6</sub> サンプル等	分析室での総量として 16kg-U																									
使用済 NaF	200 リットルドラム缶当たり 25kg-U																									
スラッジ	20 リットルドラム缶当たり 2kg-U																									
分析沈殿物	1kg-U*																									
分析沈殿物	20 リットルドラム缶当たり 2kg-U																									
少量のウランを取扱う設備における管理対象	最大取扱ウラン量																									
分析室で取扱う UF <sub>6</sub> サンプル等	分析室での総量として 16kg-U																									
使用済 NaF	200 リットルドラム缶当たり 25kg-U																									
スラッジ	20 リットルドラム缶当たり 2kg-U																									
分析沈殿物	1kg-U																									
分析沈殿物	20 リットルドラム缶当たり 2kg-U																									
<p>別表11 最大充填量 (第26条関係)</p> <table border="1" data-bbox="186 1266 982 1646"> <thead> <tr> <th data-bbox="186 1266 730 1304">UF<sub>6</sub> シリンダ類</th> <th data-bbox="736 1266 982 1304">最大充填量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="186 1308 730 1346">製品シリンダ (ANSI 又は ISO 規格 30B)</td> <td data-bbox="736 1308 982 1346">2, 277kg-UF<sub>6</sub></td> </tr> <tr> <td data-bbox="186 1350 730 1388">廃品シリンダ (ANSI 又は ISO 規格 30B)</td> <td data-bbox="736 1350 982 1388">2, 277kg-UF<sub>6</sub></td> </tr> <tr> <td data-bbox="186 1392 730 1430">原料シリンダ (ANSI 又は ISO 規格 48Y)</td> <td data-bbox="736 1392 982 1430">12, 501kg-UF<sub>6</sub></td> </tr> <tr> <td data-bbox="186 1434 730 1472">廃品シリンダ (ANSI 又は ISO 規格 48Y)</td> <td data-bbox="736 1434 982 1472">12, 501kg-UF<sub>6</sub></td> </tr> <tr> <td data-bbox="186 1476 730 1514">中間製品容器</td> <td data-bbox="736 1476 982 1514">4, 500kg-UF<sub>6</sub></td> </tr> <tr> <td data-bbox="186 1518 730 1556">付着ウラン回収容器</td> <td data-bbox="736 1518 982 1556">1, 960kg</td> </tr> </tbody> </table>	UF <sub>6</sub> シリンダ類	最大充填量	製品シリンダ (ANSI 又は ISO 規格 30B)	2, 277kg-UF <sub>6</sub>	廃品シリンダ (ANSI 又は ISO 規格 30B)	2, 277kg-UF <sub>6</sub>	原料シリンダ (ANSI 又は ISO 規格 48Y)	12, 501kg-UF <sub>6</sub>	廃品シリンダ (ANSI 又は ISO 規格 48Y)	12, 501kg-UF <sub>6</sub>	中間製品容器	4, 500kg-UF <sub>6</sub>	付着ウラン回収容器	1, 960kg	<p>別表11 最大充填量 (第26条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1353 1266 2220 1535"> <thead> <tr> <th data-bbox="1353 1266 2021 1304">UF<sub>6</sub> シリンダ類</th> <th data-bbox="2027 1266 2220 1304">最大充填量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1353 1308 2021 1346"><u>ANSI 又は ISO 規格 30B (製品シリンダ及び廃品シリンダ)</u></td> <td data-bbox="2027 1308 2220 1346">2, 277kg-UF<sub>6</sub></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1353 1350 2021 1388"><u>ANSI 又は ISO 規格 48Y (原料シリンダ及び廃品シリンダ)</u></td> <td data-bbox="2027 1350 2220 1388">12, 501kg-UF<sub>6</sub></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1353 1392 2021 1430">中間製品容器</td> <td data-bbox="2027 1392 2220 1430">4, 500kg-UF<sub>6</sub></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1353 1434 2021 1472">付着ウラン回収容器</td> <td data-bbox="2027 1434 2220 1472">1, 960kg</td> </tr> </tbody> </table>	UF <sub>6</sub> シリンダ類	最大充填量	<u>ANSI 又は ISO 規格 30B (製品シリンダ及び廃品シリンダ)</u>	2, 277kg-UF <sub>6</sub>	<u>ANSI 又は ISO 規格 48Y (原料シリンダ及び廃品シリンダ)</u>	12, 501kg-UF <sub>6</sub>	中間製品容器	4, 500kg-UF <sub>6</sub>	付着ウラン回収容器	1, 960kg	<p>・記載の適正化 (事業変更許可・設工認を踏まえた記載の適正化)</p>
UF <sub>6</sub> シリンダ類	最大充填量																									
製品シリンダ (ANSI 又は ISO 規格 30B)	2, 277kg-UF <sub>6</sub>																									
廃品シリンダ (ANSI 又は ISO 規格 30B)	2, 277kg-UF <sub>6</sub>																									
原料シリンダ (ANSI 又は ISO 規格 48Y)	12, 501kg-UF <sub>6</sub>																									
廃品シリンダ (ANSI 又は ISO 規格 48Y)	12, 501kg-UF <sub>6</sub>																									
中間製品容器	4, 500kg-UF <sub>6</sub>																									
付着ウラン回収容器	1, 960kg																									
UF <sub>6</sub> シリンダ類	最大充填量																									
<u>ANSI 又は ISO 規格 30B (製品シリンダ及び廃品シリンダ)</u>	2, 277kg-UF <sub>6</sub>																									
<u>ANSI 又は ISO 規格 48Y (原料シリンダ及び廃品シリンダ)</u>	12, 501kg-UF <sub>6</sub>																									
中間製品容器	4, 500kg-UF <sub>6</sub>																									
付着ウラン回収容器	1, 960kg																									

濃縮・埋設事業所加工施設保安規定 新旧対照表 ( 68 / 85 )

現行	変更後	変更理由																																						
<p>別表12 加熱時温度管理値 (第27条関係)</p> <table border="1" data-bbox="192 306 1071 569"> <thead> <tr> <th>UF<sub>6</sub>シリンダ類</th> <th>加熱時温度管理値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製品シリンダ (ANSI 又はISO規格30B) 廃品シリンダ (ANSI 又はISO規格30B) 原料シリンダ (ANSI 又はISO規格48Y) 廃品シリンダ (ANSI 又はISO規格48Y) (注) 中間製品容器 付着ウラン回収容器</td> <td>94℃</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 劣化ウランの詰替えに用いる<u>廃品シリンダ</u>に限る。</p>	UF <sub>6</sub> シリンダ類	加熱時温度管理値	製品シリンダ (ANSI 又はISO規格30B) 廃品シリンダ (ANSI 又はISO規格30B) 原料シリンダ (ANSI 又はISO規格48Y) 廃品シリンダ (ANSI 又はISO規格48Y) (注) 中間製品容器 付着ウラン回収容器	94℃	<p>別表12 加熱時温度管理値 (第27条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1359 306 2326 554"> <thead> <tr> <th>UF<sub>6</sub>シリンダ類</th> <th>加熱時温度管理値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>ANSI 又はISO規格30B (製品シリンダ及び廃品シリンダ)</u> <u>ANSI 又はISO規格48Y (原料シリンダ及び廃品シリンダ)</u> (注) 中間製品容器 付着ウラン回収容器</td> <td>94℃</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 劣化ウランの詰替えに用いる<u>ANSI 又はISO規格48Y (廃品シリンダ)</u>に限る。</p>	UF <sub>6</sub> シリンダ類	加熱時温度管理値	<u>ANSI 又はISO規格30B (製品シリンダ及び廃品シリンダ)</u> <u>ANSI 又はISO規格48Y (原料シリンダ及び廃品シリンダ)</u> (注) 中間製品容器 付着ウラン回収容器	94℃	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載の適正化 (事業変更許可・設工認を踏まえた記載の適正化)</li> </ul>																														
UF <sub>6</sub> シリンダ類	加熱時温度管理値																																							
製品シリンダ (ANSI 又はISO規格30B) 廃品シリンダ (ANSI 又はISO規格30B) 原料シリンダ (ANSI 又はISO規格48Y) 廃品シリンダ (ANSI 又はISO規格48Y) (注) 中間製品容器 付着ウラン回収容器	94℃																																							
UF <sub>6</sub> シリンダ類	加熱時温度管理値																																							
<u>ANSI 又はISO規格30B (製品シリンダ及び廃品シリンダ)</u> <u>ANSI 又はISO規格48Y (原料シリンダ及び廃品シリンダ)</u> (注) 中間製品容器 付着ウラン回収容器	94℃																																							
<p>別表13 吊上げ高さ制限値 (第28条関係)</p> <table border="1" data-bbox="192 716 1071 989"> <thead> <tr> <th>UF<sub>6</sub>シリンダ類</th> <th>吊上げ高さ制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製品シリンダ (ANSI 又はISO規格30B) 廃品シリンダ (ANSI 又はISO規格30B) 原料シリンダ (ANSI 又はISO規格48Y) 廃品シリンダ (ANSI 又はISO規格48Y) (注) 中間製品容器 付着ウラン回収容器</td> <td>容器最下面より 1.2m</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) B ウラン貯蔵室及びC ウラン貯蔵室における<u>廃品シリンダ</u>の吊上げ高さ制限値は容器最下面より 1.85m とする。</p>	UF <sub>6</sub> シリンダ類	吊上げ高さ制限値	製品シリンダ (ANSI 又はISO規格30B) 廃品シリンダ (ANSI 又はISO規格30B) 原料シリンダ (ANSI 又はISO規格48Y) 廃品シリンダ (ANSI 又はISO規格48Y) (注) 中間製品容器 付着ウラン回収容器	容器最下面より 1.2m	<p>別表13 吊上げ高さ制限値 (第28条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1359 716 2309 989"> <thead> <tr> <th>UF<sub>6</sub>シリンダ類</th> <th>吊上げ高さ制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>ANSI 又はISO規格30B (製品シリンダ及び廃品シリンダ)</u> <u>ANSI 又はISO規格48Y (原料シリンダ及び廃品シリンダ)</u> (注) 中間製品容器 付着ウラン回収容器</td> <td>容器最下面より 1.2m</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) B ウラン貯蔵室及びC ウラン貯蔵室における<u>ANSI 又はISO規格48Y (廃品シリンダ)</u>の吊上げ高さ制限値は容器最下面より 1.85m とする。</p>	UF <sub>6</sub> シリンダ類	吊上げ高さ制限値	<u>ANSI 又はISO規格30B (製品シリンダ及び廃品シリンダ)</u> <u>ANSI 又はISO規格48Y (原料シリンダ及び廃品シリンダ)</u> (注) 中間製品容器 付着ウラン回収容器	容器最下面より 1.2m	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載の適正化 (事業変更許可・設工認を踏まえた記載の適正化)</li> </ul>																														
UF <sub>6</sub> シリンダ類	吊上げ高さ制限値																																							
製品シリンダ (ANSI 又はISO規格30B) 廃品シリンダ (ANSI 又はISO規格30B) 原料シリンダ (ANSI 又はISO規格48Y) 廃品シリンダ (ANSI 又はISO規格48Y) (注) 中間製品容器 付着ウラン回収容器	容器最下面より 1.2m																																							
UF <sub>6</sub> シリンダ類	吊上げ高さ制限値																																							
<u>ANSI 又はISO規格30B (製品シリンダ及び廃品シリンダ)</u> <u>ANSI 又はISO規格48Y (原料シリンダ及び廃品シリンダ)</u> (注) 中間製品容器 付着ウラン回収容器	容器最下面より 1.2m																																							
<p>別表14 最大貯蔵数量 (第33条関係)</p> <table border="1" data-bbox="192 1171 1243 1583"> <thead> <tr> <th>貯蔵室</th> <th>核燃料物質の種類</th> <th>最大貯蔵数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A ウラン貯蔵室</td> <td><u>濃縮ウラン及び劣化ウラン</u></td> <td>製品シリンダ (ANSI 又はISO規格30B) 144本 廃品シリンダ (ANSI 又はISO規格30B) <u>(注)</u></td> </tr> <tr> <td><u>天然ウラン</u></td> <td>原料シリンダ (ANSI 又はISO規格48Y) 228本</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B ウラン貯蔵室</td> <td><u>濃縮ウラン及び劣化ウラン</u></td> <td>製品シリンダ (ANSI 又はISO規格30B) 156本 廃品シリンダ (ANSI 又はISO規格30B) <u>(注)</u></td> </tr> <tr> <td><u>劣化ウラン</u></td> <td>廃品シリンダ (ANSI 又はISO規格48Y) 592本</td> </tr> <tr> <td>C ウラン貯蔵室</td> <td><u>劣化ウラン</u></td> <td>廃品シリンダ (ANSI 又はISO規格48Y) 630本</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) <u>A ウラン貯蔵室及びB ウラン貯蔵室における廃品シリンダ (ANSI 又はISO規格30B)</u> は、合計が3t-U以下とする。</p>	貯蔵室	核燃料物質の種類	最大貯蔵数量	A ウラン貯蔵室	<u>濃縮ウラン及び劣化ウラン</u>	製品シリンダ (ANSI 又はISO規格30B) 144本 廃品シリンダ (ANSI 又はISO規格30B) <u>(注)</u>	<u>天然ウラン</u>	原料シリンダ (ANSI 又はISO規格48Y) 228本	B ウラン貯蔵室	<u>濃縮ウラン及び劣化ウラン</u>	製品シリンダ (ANSI 又はISO規格30B) 156本 廃品シリンダ (ANSI 又はISO規格30B) <u>(注)</u>	<u>劣化ウラン</u>	廃品シリンダ (ANSI 又はISO規格48Y) 592本	C ウラン貯蔵室	<u>劣化ウラン</u>	廃品シリンダ (ANSI 又はISO規格48Y) 630本	<p>別表14 最大貯蔵数量 (第33条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1359 1171 2410 1843"> <thead> <tr> <th>貯蔵場所</th> <th>置台</th> <th>最大貯蔵数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A ウラン貯蔵室</td> <td><u>ANSI 又はISO規格30B置台</u></td> <td><u>ANSI 又はISO規格30B (製品シリンダ及び廃品シリンダ)</u> 144本 <u>(注)</u> <u>付着ウラン回収容器</u></td> </tr> <tr> <td><u>ANSI 又はISO規格48Y置台 (原料シリンダ (充填))</u></td> <td><u>ANSI 又はISO規格48Y (原料シリンダ)</u> 228本</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B ウラン貯蔵室</td> <td><u>ANSI 又はISO規格30B置台</u></td> <td><u>ANSI 又はISO規格30B (製品シリンダ及び廃品シリンダ)</u> 156本 <u>(注)</u> <u>付着ウラン回収容器</u></td> </tr> <tr> <td><u>ANSI 又はISO規格48Y置台 (廃品シリンダ (充填))</u></td> <td><u>ANSI 又はISO規格48Y (廃品シリンダ)</u> 592本</td> </tr> <tr> <td>C ウラン貯蔵室</td> <td><u>ANSI 又はISO規格48Y置台 (廃品シリンダ (充填))</u></td> <td><u>ANSI 又はISO規格48Y (廃品シリンダ)</u> 630本</td> </tr> <tr> <td><u>1号均質室</u> <u>2号発回均質室</u></td> <td><u>中間製品容器置台</u></td> <td><u>中間製品容器</u> 45本</td> </tr> <tr> <td><u>2号発回均質室</u></td> <td><u>付着ウラン回収容器置台</u></td> <td><u>付着ウラン回収容器</u> 21本</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) <u>ANSI 又はISO規格30B置台上に貯蔵するANSI 又はISO規格30B (廃品シリンダ)</u> は合計が3t-U以下とし、<u>付着ウラン回収容器は12本以下</u>とする。</p>	貯蔵場所	置台	最大貯蔵数量	A ウラン貯蔵室	<u>ANSI 又はISO規格30B置台</u>	<u>ANSI 又はISO規格30B (製品シリンダ及び廃品シリンダ)</u> 144本 <u>(注)</u> <u>付着ウラン回収容器</u>	<u>ANSI 又はISO規格48Y置台 (原料シリンダ (充填))</u>	<u>ANSI 又はISO規格48Y (原料シリンダ)</u> 228本	B ウラン貯蔵室	<u>ANSI 又はISO規格30B置台</u>	<u>ANSI 又はISO規格30B (製品シリンダ及び廃品シリンダ)</u> 156本 <u>(注)</u> <u>付着ウラン回収容器</u>	<u>ANSI 又はISO規格48Y置台 (廃品シリンダ (充填))</u>	<u>ANSI 又はISO規格48Y (廃品シリンダ)</u> 592本	C ウラン貯蔵室	<u>ANSI 又はISO規格48Y置台 (廃品シリンダ (充填))</u>	<u>ANSI 又はISO規格48Y (廃品シリンダ)</u> 630本	<u>1号均質室</u> <u>2号発回均質室</u>	<u>中間製品容器置台</u>	<u>中間製品容器</u> 45本	<u>2号発回均質室</u>	<u>付着ウラン回収容器置台</u>	<u>付着ウラン回収容器</u> 21本	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載の適正化 (事業変更許可・設工認を踏まえシリンダ置台等名称の記載適正化及び別表15と統合)</li> <li>事業変更許可・設工認に係る事項 (付着ウラン回収容器の貯蔵場所の追加)</li> </ul>
貯蔵室	核燃料物質の種類	最大貯蔵数量																																						
A ウラン貯蔵室	<u>濃縮ウラン及び劣化ウラン</u>	製品シリンダ (ANSI 又はISO規格30B) 144本 廃品シリンダ (ANSI 又はISO規格30B) <u>(注)</u>																																						
	<u>天然ウラン</u>	原料シリンダ (ANSI 又はISO規格48Y) 228本																																						
B ウラン貯蔵室	<u>濃縮ウラン及び劣化ウラン</u>	製品シリンダ (ANSI 又はISO規格30B) 156本 廃品シリンダ (ANSI 又はISO規格30B) <u>(注)</u>																																						
	<u>劣化ウラン</u>	廃品シリンダ (ANSI 又はISO規格48Y) 592本																																						
C ウラン貯蔵室	<u>劣化ウラン</u>	廃品シリンダ (ANSI 又はISO規格48Y) 630本																																						
貯蔵場所	置台	最大貯蔵数量																																						
A ウラン貯蔵室	<u>ANSI 又はISO規格30B置台</u>	<u>ANSI 又はISO規格30B (製品シリンダ及び廃品シリンダ)</u> 144本 <u>(注)</u> <u>付着ウラン回収容器</u>																																						
	<u>ANSI 又はISO規格48Y置台 (原料シリンダ (充填))</u>	<u>ANSI 又はISO規格48Y (原料シリンダ)</u> 228本																																						
B ウラン貯蔵室	<u>ANSI 又はISO規格30B置台</u>	<u>ANSI 又はISO規格30B (製品シリンダ及び廃品シリンダ)</u> 156本 <u>(注)</u> <u>付着ウラン回収容器</u>																																						
	<u>ANSI 又はISO規格48Y置台 (廃品シリンダ (充填))</u>	<u>ANSI 又はISO規格48Y (廃品シリンダ)</u> 592本																																						
C ウラン貯蔵室	<u>ANSI 又はISO規格48Y置台 (廃品シリンダ (充填))</u>	<u>ANSI 又はISO規格48Y (廃品シリンダ)</u> 630本																																						
<u>1号均質室</u> <u>2号発回均質室</u>	<u>中間製品容器置台</u>	<u>中間製品容器</u> 45本																																						
<u>2号発回均質室</u>	<u>付着ウラン回収容器置台</u>	<u>付着ウラン回収容器</u> 21本																																						

濃縮・埋設事業所加工施設保安規定 新旧対照表 ( 69 / 85 )

現行	変更後	変更理由																																																		
<p>別表 15 最大保管数量 (第 33 条関係)</p> <table border="1" data-bbox="184 306 931 638"> <thead> <tr> <th>保管場所</th> <th>最大保管数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中間製品容器置場</td> <td>中間製品容器 45 本</td> </tr> <tr> <td>付着ウラン回収容器置場</td> <td>付着ウラン回収容器 21 本</td> </tr> </tbody> </table>	保管場所	最大保管数量	中間製品容器置場	中間製品容器 45 本	付着ウラン回収容器置場	付着ウラン回収容器 21 本	<p>別表 15 削除</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載の適正化 (事業変更許可・設工認を踏まえ別表 14 と統合)</li> </ul>																																												
保管場所	最大保管数量																																																			
中間製品容器置場	中間製品容器 45 本																																																			
付着ウラン回収容器置場	付着ウラン回収容器 21 本																																																			
<p>別表 16 放射性廃棄物の保管廃棄能力 (第 43、44、45、48、50、52 条関係)</p> <table border="1" data-bbox="184 783 1294 1524"> <thead> <tr> <th>保管場所</th> <th>保管廃棄能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A ウラン濃縮廃棄物室</td> <td>5,500 本 (放射性固体廃棄物 200 リットルドラム缶換算)</td> </tr> <tr> <td>B ウラン濃縮廃棄物室</td> <td>4,400 本 (放射性固体廃棄物 200 リットルドラム缶換算)</td> </tr> <tr> <td>C ウラン濃縮廃棄物室</td> <td>2,800 本 (放射性固体廃棄物 200 リットルドラム缶換算)</td> </tr> <tr> <td>D ウラン濃縮廃棄物室</td> <td>4,200 本 (放射性固体廃棄物 200 リットルドラム缶換算)</td> </tr> <tr> <td>使用済遠心機保管室</td> <td>555tSWU/y 相当分の金属胴遠心機</td> </tr> <tr> <td><u>C ウラン貯蔵室 (使用済遠心機保管エリア)</u></td> <td><u>75tSWU/y 相当分の金属胴遠心機*</u></td> </tr> <tr> <td>管理廃水处理室 (廃油保管廃棄場所)</td> <td>160 本 (放射性液体廃棄物 20 リットルドラム缶換算)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">A 付着ウラン回収廃棄物室</td> <td>80 本 (放射性液体廃棄物 80 kgボンベ換算)</td> </tr> <tr> <td>27 本 (放射性気体廃棄物 80 kgボンベ換算)</td> </tr> <tr> <td>B 付着ウラン回収廃棄物室</td> <td>36 本 (放射性液体廃棄物 80 kgボンベ換算)</td> </tr> </tbody> </table> <p>* : C ウラン貯蔵室 (使用済遠心機保管エリア) に保管廃棄中の金属胴遠心機は、順次、使用済遠心機保管室に移動する。</p>	保管場所	保管廃棄能力	A ウラン濃縮廃棄物室	5,500 本 (放射性固体廃棄物 200 リットルドラム缶換算)	B ウラン濃縮廃棄物室	4,400 本 (放射性固体廃棄物 200 リットルドラム缶換算)	C ウラン濃縮廃棄物室	2,800 本 (放射性固体廃棄物 200 リットルドラム缶換算)	D ウラン濃縮廃棄物室	4,200 本 (放射性固体廃棄物 200 リットルドラム缶換算)	使用済遠心機保管室	555tSWU/y 相当分の金属胴遠心機	<u>C ウラン貯蔵室 (使用済遠心機保管エリア)</u>	<u>75tSWU/y 相当分の金属胴遠心機*</u>	管理廃水处理室 (廃油保管廃棄場所)	160 本 (放射性液体廃棄物 20 リットルドラム缶換算)	A 付着ウラン回収廃棄物室	80 本 (放射性液体廃棄物 80 kgボンベ換算)	27 本 (放射性気体廃棄物 80 kgボンベ換算)	B 付着ウラン回収廃棄物室	36 本 (放射性液体廃棄物 80 kgボンベ換算)	<p>別表 16 放射性廃棄物の保管廃棄能力 (第 43、44、45、48、50、52 条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1350 783 2466 1482"> <thead> <tr> <th>保管廃棄場所</th> <th>保管廃棄区画</th> <th>保管廃棄能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A ウラン濃縮廃棄物室</td> <td><u>固体廃棄物保管廃棄区画 (A ウラン濃縮廃棄物室)</u></td> <td>5,500 本 (200 リットルドラム缶換算) *</td> </tr> <tr> <td>B ウラン濃縮廃棄物室</td> <td><u>固体廃棄物保管廃棄区画 (B ウラン濃縮廃棄物室)</u></td> <td>4,400 本 (200 リットルドラム缶換算)</td> </tr> <tr> <td>C ウラン濃縮廃棄物室</td> <td><u>固体廃棄物保管廃棄区画 (C ウラン濃縮廃棄物室)</u></td> <td>2,800 本 (200 リットルドラム缶換算)</td> </tr> <tr> <td>D ウラン濃縮廃棄物室</td> <td><u>固体廃棄物保管廃棄区画 (D ウラン濃縮廃棄物室)</u></td> <td>4,200 本 (200 リットルドラム缶換算)</td> </tr> <tr> <td>使用済遠心機保管室</td> <td><u>固体廃棄物保管廃棄区画 (使用済遠心機保管室)</u></td> <td>555tSWU/y 相当分の金属胴遠心機</td> </tr> <tr> <td>管理廃水处理室</td> <td><u>液体廃棄物保管廃棄区画</u></td> <td>160 本 (20 リットルドラム缶換算)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">A 付着ウラン回収廃棄物室</td> <td><u>液体廃棄物保管廃棄区画 (IF<sub>5</sub> ボンベ置台)</u></td> <td>80 本</td> </tr> <tr> <td><u>気体廃棄物保管廃棄区画 (IF<sub>7</sub> ボンベ置台)</u></td> <td>27 本</td> </tr> <tr> <td>B 付着ウラン回収廃棄物室</td> <td><u>液体廃棄物保管廃棄区画 (IF<sub>5</sub> ボンベ置台)</u></td> <td>36 本</td> </tr> </tbody> </table> <p>* : 固体廃棄物保管廃棄区画 (A ウラン濃縮廃棄物室) に保管廃棄中の使用済み NaF、スラッジ及び分析沈殿物を封入したドラム缶は、順次、固体廃棄物保管廃棄区画 (B ウラン濃縮廃棄物室) に移動する。</p>	保管廃棄場所	保管廃棄区画	保管廃棄能力	A ウラン濃縮廃棄物室	<u>固体廃棄物保管廃棄区画 (A ウラン濃縮廃棄物室)</u>	5,500 本 (200 リットルドラム缶換算) *	B ウラン濃縮廃棄物室	<u>固体廃棄物保管廃棄区画 (B ウラン濃縮廃棄物室)</u>	4,400 本 (200 リットルドラム缶換算)	C ウラン濃縮廃棄物室	<u>固体廃棄物保管廃棄区画 (C ウラン濃縮廃棄物室)</u>	2,800 本 (200 リットルドラム缶換算)	D ウラン濃縮廃棄物室	<u>固体廃棄物保管廃棄区画 (D ウラン濃縮廃棄物室)</u>	4,200 本 (200 リットルドラム缶換算)	使用済遠心機保管室	<u>固体廃棄物保管廃棄区画 (使用済遠心機保管室)</u>	555tSWU/y 相当分の金属胴遠心機	管理廃水处理室	<u>液体廃棄物保管廃棄区画</u>	160 本 (20 リットルドラム缶換算)	A 付着ウラン回収廃棄物室	<u>液体廃棄物保管廃棄区画 (IF<sub>5</sub> ボンベ置台)</u>	80 本	<u>気体廃棄物保管廃棄区画 (IF<sub>7</sub> ボンベ置台)</u>	27 本	B 付着ウラン回収廃棄物室	<u>液体廃棄物保管廃棄区画 (IF<sub>5</sub> ボンベ置台)</u>	36 本	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載の適正化 (事業変更許可・設工認を踏まえ保管場所等名称の記載適正化)</li> <li>事業変更許可・設工認に係る事項 (C ウラン貯蔵室 (使用済遠心機保管エリア) の保管場所に係る事項の削除)</li> <li>事業変更許可・設工認に係る事項 (使用済み NaF、スラッジ及び分析沈殿物の保管廃棄場所の変更)</li> </ul>
保管場所	保管廃棄能力																																																			
A ウラン濃縮廃棄物室	5,500 本 (放射性固体廃棄物 200 リットルドラム缶換算)																																																			
B ウラン濃縮廃棄物室	4,400 本 (放射性固体廃棄物 200 リットルドラム缶換算)																																																			
C ウラン濃縮廃棄物室	2,800 本 (放射性固体廃棄物 200 リットルドラム缶換算)																																																			
D ウラン濃縮廃棄物室	4,200 本 (放射性固体廃棄物 200 リットルドラム缶換算)																																																			
使用済遠心機保管室	555tSWU/y 相当分の金属胴遠心機																																																			
<u>C ウラン貯蔵室 (使用済遠心機保管エリア)</u>	<u>75tSWU/y 相当分の金属胴遠心機*</u>																																																			
管理廃水处理室 (廃油保管廃棄場所)	160 本 (放射性液体廃棄物 20 リットルドラム缶換算)																																																			
A 付着ウラン回収廃棄物室	80 本 (放射性液体廃棄物 80 kgボンベ換算)																																																			
	27 本 (放射性気体廃棄物 80 kgボンベ換算)																																																			
B 付着ウラン回収廃棄物室	36 本 (放射性液体廃棄物 80 kgボンベ換算)																																																			
保管廃棄場所	保管廃棄区画	保管廃棄能力																																																		
A ウラン濃縮廃棄物室	<u>固体廃棄物保管廃棄区画 (A ウラン濃縮廃棄物室)</u>	5,500 本 (200 リットルドラム缶換算) *																																																		
B ウラン濃縮廃棄物室	<u>固体廃棄物保管廃棄区画 (B ウラン濃縮廃棄物室)</u>	4,400 本 (200 リットルドラム缶換算)																																																		
C ウラン濃縮廃棄物室	<u>固体廃棄物保管廃棄区画 (C ウラン濃縮廃棄物室)</u>	2,800 本 (200 リットルドラム缶換算)																																																		
D ウラン濃縮廃棄物室	<u>固体廃棄物保管廃棄区画 (D ウラン濃縮廃棄物室)</u>	4,200 本 (200 リットルドラム缶換算)																																																		
使用済遠心機保管室	<u>固体廃棄物保管廃棄区画 (使用済遠心機保管室)</u>	555tSWU/y 相当分の金属胴遠心機																																																		
管理廃水处理室	<u>液体廃棄物保管廃棄区画</u>	160 本 (20 リットルドラム缶換算)																																																		
A 付着ウラン回収廃棄物室	<u>液体廃棄物保管廃棄区画 (IF<sub>5</sub> ボンベ置台)</u>	80 本																																																		
	<u>気体廃棄物保管廃棄区画 (IF<sub>7</sub> ボンベ置台)</u>	27 本																																																		
B 付着ウラン回収廃棄物室	<u>液体廃棄物保管廃棄区画 (IF<sub>5</sub> ボンベ置台)</u>	36 本																																																		

濃縮・埋設事業所加工施設保安規定 新旧対照表 ( 70 / 85 )

現行	変更後	変更理由																																																																						
別表 23 放射線業務従事者に係る線量の評価項目及び頻度 (第 61 条関係) (略)	別表 23 放射線業務従事者の線量の評価項目及び頻度 (第 61 条関係) (略)	・記載の適正化 (当社他施設保安規定との整合を踏えた記載の適正化)																																																																						
別表 24 放射線業務従事者に係る線量限度 (第 61 条関係) (略)	別表 24 放射線業務従事者の線量限度 (第 61 条関係) (略)	・記載の適正化 (当社他施設保安規定との整合を踏えた記載の適正化)																																																																						
別表 25 緊急作業期間中の緊急作業従事者に係る線量限度 (第 61 条関係) (略)	別表 25 緊急作業期間中における緊急作業従事者の線量限度 (第 61 条関係) (略)	・記載の適正化 (当社他施設保安規定との整合を踏えた記載の適正化)																																																																						
別表 26 緊急作業期間中の緊急作業従事者に係る線量の評価項目及び頻度 (第 61 条関係) (略)	別表 26 緊急作業期間中における緊急作業従事者の線量の評価項目及び頻度 (第 61 条関係) (略)	・記載の適正化 (当社他施設保安規定との整合を踏えた記載の適正化)																																																																						
<p>別表 28 放射線測定器類 (第 66 条関係)</p> <table border="1" data-bbox="166 879 1068 1394"> <thead> <tr> <th>測定器名</th> <th>数量</th> <th>点検責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・線量当量率サーベイメータ</td> <td>6 台</td> <td rowspan="10">放射線管理課長</td> </tr> <tr> <td>・汚染サーベイメータ</td> <td>10 台</td> </tr> <tr> <td>・ダストサンプラ</td> <td>7 台</td> </tr> <tr> <td>・可搬式 HF 検知警報装置</td> <td>7 台</td> </tr> <tr> <td>・退出モニタ</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td>・放射能測定装置</td> <td>3 台</td> </tr> <tr> <td>・積算線量計</td> <td>1 式</td> </tr> <tr> <td>・個人線量計 (警報付電子線量計)</td> <td>1 式</td> </tr> <tr> <td>・<u>モニタリングポスト</u></td> <td><u>3 式</u></td> </tr> <tr> <td>・気象観測機器<sup>*1</sup></td> <td>1 式</td> </tr> <tr> <td>・エアスニッフア</td> <td>採取口 65</td> <td>機械保全課長及び電気計装保全課長<sup>*2</sup></td> </tr> <tr> <td>・排気用 HF モニタ</td> <td>2 台</td> <td>電気計装保全課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 1 : 風向風速計、温度計、雨雪量計、日射計、放射収支計                  * 2 : 機械設備は機械保全課長、電気設備及び計装設備は電気計装保全課長                  (新規追加)</p>	測定器名	数量	点検責任者	・線量当量率サーベイメータ	6 台	放射線管理課長	・汚染サーベイメータ	10 台	・ダストサンプラ	7 台	・可搬式 HF 検知警報装置	7 台	・退出モニタ	1 台	・放射能測定装置	3 台	・積算線量計	1 式	・個人線量計 (警報付電子線量計)	1 式	・ <u>モニタリングポスト</u>	<u>3 式</u>	・気象観測機器 <sup>*1</sup>	1 式	・エアスニッフア	採取口 65	機械保全課長及び電気計装保全課長 <sup>*2</sup>	・排気用 HF モニタ	2 台	電気計装保全課長	<p>別表 28 放射線測定器類 (第 66 条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1326 879 2228 1575"> <thead> <tr> <th>測定器名</th> <th>数量</th> <th>点検責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・線量当量率サーベイメータ</td> <td>6 台</td> <td rowspan="10">放射線管理課長</td> </tr> <tr> <td>・汚染サーベイメータ</td> <td>10 台</td> </tr> <tr> <td>・ダストサンプラ</td> <td>7 台</td> </tr> <tr> <td>・可搬式 HF 検知警報装置</td> <td>7 台</td> </tr> <tr> <td>・退出モニタ</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td>・放射能測定装置</td> <td>3 台</td> </tr> <tr> <td>・積算線量計<sup>*3</sup></td> <td>1 式</td> </tr> <tr> <td>・個人線量計 (警報付電子線量計)</td> <td>1 式</td> </tr> <tr> <td>・気象観測機器<sup>*1*</sup></td> <td>1 式</td> </tr> <tr> <td>・<u>放射能観測車<sup>*3</sup></u></td> <td><u>1 台</u></td> </tr> <tr> <td>・エアスニッフア</td> <td>採取口 65</td> <td>機械保全課長及び電気計装保全課長<sup>*2</sup></td> </tr> <tr> <td>・排気用 HF モニタ</td> <td>2 台</td> <td rowspan="5">電気計装保全課長</td> </tr> <tr> <td>・<u>排気用モニタ</u></td> <td><u>2 台</u></td> </tr> <tr> <td>・<u>換気用モニタ</u></td> <td><u>2 台</u></td> </tr> <tr> <td>・<u>HF センサ</u></td> <td><u>30 台</u></td> </tr> <tr> <td>・<u>臨界警報装置</u></td> <td><u>1 式</u></td> </tr> <tr> <td>・<u>モニタリングポスト<sup>*3</sup></u></td> <td><u>3 台</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>* 1 : 風向風速計、温度計、雨雪量計、日射計、放射収支計                  * 2 : 機械設備は機械保全課長、電気設備及び計装設備は電気計装保全課長                  * 3 : <u>廃棄物埋設施設と共用する。</u></p>	測定器名	数量	点検責任者	・線量当量率サーベイメータ	6 台	放射線管理課長	・汚染サーベイメータ	10 台	・ダストサンプラ	7 台	・可搬式 HF 検知警報装置	7 台	・退出モニタ	1 台	・放射能測定装置	3 台	・積算線量計 <sup>*3</sup>	1 式	・個人線量計 (警報付電子線量計)	1 式	・気象観測機器 <sup>*1*</sup>	1 式	・ <u>放射能観測車<sup>*3</sup></u>	<u>1 台</u>	・エアスニッフア	採取口 65	機械保全課長及び電気計装保全課長 <sup>*2</sup>	・排気用 HF モニタ	2 台	電気計装保全課長	・ <u>排気用モニタ</u>	<u>2 台</u>	・ <u>換気用モニタ</u>	<u>2 台</u>	・ <u>HF センサ</u>	<u>30 台</u>	・ <u>臨界警報装置</u>	<u>1 式</u>	・ <u>モニタリングポスト<sup>*3</sup></u>	<u>3 台</u>	<p>・事業変更許可・設工認に係る事項 (設備の新設等に伴う変更)</p> <p>・記載の適正化 (事業変更許可・設工認を踏まえ廃棄物埋設施設との共用の追加)</p>
測定器名	数量	点検責任者																																																																						
・線量当量率サーベイメータ	6 台	放射線管理課長																																																																						
・汚染サーベイメータ	10 台																																																																							
・ダストサンプラ	7 台																																																																							
・可搬式 HF 検知警報装置	7 台																																																																							
・退出モニタ	1 台																																																																							
・放射能測定装置	3 台																																																																							
・積算線量計	1 式																																																																							
・個人線量計 (警報付電子線量計)	1 式																																																																							
・ <u>モニタリングポスト</u>	<u>3 式</u>																																																																							
・気象観測機器 <sup>*1</sup>	1 式																																																																							
・エアスニッフア	採取口 65	機械保全課長及び電気計装保全課長 <sup>*2</sup>																																																																						
・排気用 HF モニタ	2 台	電気計装保全課長																																																																						
測定器名	数量	点検責任者																																																																						
・線量当量率サーベイメータ	6 台	放射線管理課長																																																																						
・汚染サーベイメータ	10 台																																																																							
・ダストサンプラ	7 台																																																																							
・可搬式 HF 検知警報装置	7 台																																																																							
・退出モニタ	1 台																																																																							
・放射能測定装置	3 台																																																																							
・積算線量計 <sup>*3</sup>	1 式																																																																							
・個人線量計 (警報付電子線量計)	1 式																																																																							
・気象観測機器 <sup>*1*</sup>	1 式																																																																							
・ <u>放射能観測車<sup>*3</sup></u>	<u>1 台</u>																																																																							
・エアスニッフア	採取口 65	機械保全課長及び電気計装保全課長 <sup>*2</sup>																																																																						
・排気用 HF モニタ	2 台	電気計装保全課長																																																																						
・ <u>排気用モニタ</u>	<u>2 台</u>																																																																							
・ <u>換気用モニタ</u>	<u>2 台</u>																																																																							
・ <u>HF センサ</u>	<u>30 台</u>																																																																							
・ <u>臨界警報装置</u>	<u>1 式</u>																																																																							
・ <u>モニタリングポスト<sup>*3</sup></u>	<u>3 台</u>																																																																							

濃縮・埋設事業所加工施設保安規定 新旧対照表 ( 71 / 85 )

現行	変更後	変更理由						
<p><u>別表 30 初期消火活動に係る設備等 (第 71 条関係)</u></p> <table border="1" data-bbox="186 306 1210 411"> <thead> <tr> <th>設備等</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>化学消防自動車*1、3</td> <td>1台*2</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 1 : 400 リットル毎分の泡放射を同時に 2 口行うことが可能な能力を有すること。  * 2 : 点検又は故障の場合には、* 1 に示す能力を有する動力ポンプ付き水槽車等で代替する。  * 3 : 隣接する自社の他の事業所に配備しているものを使用する。</p>	設備等	数量	化学消防自動車*1、3	1台*2	<p><u>別表 30 削除</u></p>	<p>・記載の適正化 (当社他施設保安規定との整合を踏え別表 4 の 2 へ記載箇所変更)</p>		
設備等	数量							
化学消防自動車*1、3	1台*2							
<p><u>(新規追加)</u></p>	<p><u>別表 30 緊急作業についての教育 (第 76 条関係)</u></p> <table border="1" data-bbox="1329 630 2392 863"> <thead> <tr> <th>教育項目</th> <th>時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急作業の方法に関する知識 (放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能及び使用方法等)</td> <td>180 分以上</td> </tr> <tr> <td>電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識</td> <td>60 分以上</td> </tr> </tbody> </table>	教育項目	時間	緊急作業の方法に関する知識 (放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能及び使用方法等)	180 分以上	電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識	60 分以上	<p>・記載の適正化 (当社他施設保安規定との整合を踏え別表 33 から記載箇所変更)</p>
教育項目	時間							
緊急作業の方法に関する知識 (放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能及び使用方法等)	180 分以上							
電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識	60 分以上							
<p><u>(新規追加)</u></p>	<p><u>別表 30 の 2 緊急作業についての訓練 (第 76 条関係)</u></p> <table border="1" data-bbox="1329 1008 2392 1176"> <thead> <tr> <th>訓練項目</th> <th>時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急作業の方法</td> <td>180 分以上</td> </tr> <tr> <td>緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い*</td> <td>180 分以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>* : 兼用できる訓練  ・第 88 条に基づく訓練のうち、緊急作業で使用する施設及び設備の取扱いに関する訓練</p>	訓練項目	時間	緊急作業の方法	180 分以上	緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い*	180 分以上	<p>・記載の適正化 (当社他施設保安規定との整合を踏え別表 34 から記載箇所変更)</p>
訓練項目	時間							
緊急作業の方法	180 分以上							
緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い*	180 分以上							
<p><u>別表 33 緊急作業についての教育 (第 76 条関係)</u></p> <table border="1" data-bbox="163 1392 1225 1625"> <thead> <tr> <th>教育項目</th> <th>時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急作業の方法に関する知識 (放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能及び使用方法等)</td> <td>180 分以上</td> </tr> <tr> <td>電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識</td> <td>60 分以上</td> </tr> </tbody> </table>	教育項目	時間	緊急作業の方法に関する知識 (放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能及び使用方法等)	180 分以上	電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識	60 分以上	<p><u>別表 33 削除</u></p>	<p>・記載の適正化 (当社他施設保安規定との整合を踏え別表 30 へ記載箇所変更)</p>
教育項目	時間							
緊急作業の方法に関する知識 (放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能及び使用方法等)	180 分以上							
電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識	60 分以上							

濃縮・埋設事業所加工施設保安規定 新旧対照表 ( 72 / 85 )

現行	変更後	変更理由						
<p><u>別表 34 緊急作業についての訓練 (第 76 条関係)</u></p> <table border="1" data-bbox="163 306 1225 474"> <thead> <tr> <th data-bbox="163 306 1012 363">訓練項目</th> <th data-bbox="1018 306 1225 363">時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="163 367 1012 424">緊急作業の方法</td> <td data-bbox="1018 367 1225 424">180 分以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="163 428 1012 474">緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い*</td> <td data-bbox="1018 428 1225 474">180 分以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>*: 兼用できる訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>第88条に基づく訓練のうち、緊急作業で使用する施設及び設備の取扱いに関する訓練</u></li> </ul>	訓練項目	時間	緊急作業の方法	180 分以上	緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い*	180 分以上	<p><u>別表 34 削除</u></p>	<p>変更理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 記載の適正化 (当社他施設保安規定との整合を踏え別表 30 の 2へ記載箇所変更)</li> </ul>
訓練項目	時間							
緊急作業の方法	180 分以上							
緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い*	180 分以上							

濃縮・埋設事業所加工施設保安規定 新旧対照表 ( 73 / 85 )

現行	変更後	変更理由
<p>添付1 火災<u>防護活動</u>及び自然災害対応に係る実施<u>方針</u> (<u>第71条、第72条</u>関連)</p>	<p>添付1 火災及び自然災害<u>等発生時</u>の対応に係る実施<u>基準</u> (<u>第21条の2、第21条の3</u>関連)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載の適正化（当社他施設保安規定との整合を踏まえた記載の適正化）</li> </ul>

現行	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">火災<u>防護活動</u>及び自然災害対応に係る実施<u>方針</u></p> <p>1. 火災                      運営管理課長は、火災防護活動の体制の整備として、以下の 1.1 <u>項</u>～1.4 <u>項</u>を含む第6条の表1に掲げる文書（「火災防護計画」）を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>1.1 要員の配置                      運営管理課長は、火災が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、<u>第71条</u>に基づく初期消火活動を行う要員及び自衛消防隊（第74条に定める非常時対策組織に同じ）に必要な要員を選任し、事業部長の承認を得る。                      なお、自衛消防隊の構成、要員の職務については、添付2「重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施<u>方針</u>」1.1 <u>項</u>（体制の整備）に示す。</p> <p>1.2 教育・訓練の実施                      運営管理課長は、該当する要員に対して、第87条に基づき火災防護活動に関する教育・訓練の計画を作成し、事業部長の承認を得る。                      各課長は、第87条及び第88条に基づき教育・訓練を実施する。</p> <p>1.3 資機材の配備                      各課長は、火災防護活動に必要な化学消防自動車、泡消火剤、防火服、空気呼吸器等の資機材を配備し、定期的に保守点検を行い、その機能を常に確保する。</p> <p>1.4 <u>文書</u>の整備                      運営管理課長は、火災防護活動を実施するため、以下の項目を含む第6条の表1に掲げる文書（「火災防護計画」）を整備する。各課長は、具体的な実施内容等を手順書等として整備する。                      なお、UF<sub>6</sub>を内包する機器を設置する2号発回均質室、2号中間室（搬入室を含む）、1号均質室、2号カスケード室、Aウラン貯蔵室、Bウラン貯蔵室、<u>Cウラン貯蔵室及びBウラン濃縮廃棄物室</u>を火災区域とした火災防護活動とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 火災の発生防止として、防火対策及び消火設備に対する考え方、目的、運用方法に関すること。</li> <li>2) 可燃物管理として、火災区域内に持ち込んだ可燃物の数量及び保管方法、アセトン等の取扱量制限に関すること。</li> <li>3) 管理区域内における火気の使用制限に関すること。</li> <li>4) 火災の早期感知を行うための対応方針に関すること。</li> <li>5) 火災発生時の消火活動における初動対応（通報・連絡、初期消火を含む）に関すること。</li> <li>6) 管理区域内での火災発生時における消火活動のための管理区域入域時の装備・出入管理方法、管理区域からの避難対応、負傷者の搬出に関すること。</li> <li>7) 火災発生時の消火の方法に関すること。</li> <li>8) 火災発生時に現場へ急行するために保安上必要な経路には、アクセスを阻害する要因となる障害物を設置しないことに関すること。</li> <li>9) 火災発生時に加工施設へ影響を与えると判断した場合において実施するカスケード設備のUF<sub>6</sub>排気、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転<u>及び</u>各設備の槽類の加熱停止<u>等</u>の措置を講じるための管理体制、判断基準及び対処（操作）に関すること。                      また、状況に応じて実施する送排風機の停止・ダンパの閉止に関すること。</li> <li>10) 火災影響評価の概要及び再評価の条件に関すること。</li> <li>11) 防火対策を実施する組織の責任の所在、各職務の権限、要員の選任に関する事項に関するこ</li> </ol>	<p style="text-align: center;">火災及び自然災害<u>等発生時の</u>対応に係る実施<u>基準</u></p> <p>1. 火災                      運営管理課長は、火災防護活動の体制の整備として、<u>次の1.1から1.4</u>を含む第6条の表1に掲げる文書（「火災防護計画」）を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>1.1 要員の配置                      運営管理課長は、火災が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、<u>第21条の2</u>に基づく初期消火活動を行う要員及び自衛消防隊（第74条に定める非常時対策組織に同じ）に必要な要員を選任し、事業部長の承認を得る。                      なお、自衛消防隊の構成、要員の職務については、添付2「重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊<u>発生時の</u>対応に係る実施<u>基準</u>」<u>1.1</u>（体制の整備）に示す。</p> <p>1.2 教育・訓練の実施                      （略）</p> <p>1.3 資機材の配備                      （略）</p> <p>1.4 <u>手順書</u>の整備                      運営管理課長は、火災防護活動を実施するため、以下の項目を含む第6条の表1に掲げる文書（「火災防護計画」）を整備する。各課長は、具体的な実施内容等を手順書等として整備する。                      なお、<u>内部火災については</u>、UF<sub>6</sub>を内包する機器を設置する2号発回均質室（<u>2号Qマス室を含む</u>）、2号中間室（搬入室を含む）、1号均質室、2号カスケード室、Aウラン貯蔵室、Bウラン貯蔵室<u>及び</u>Cウラン貯蔵室・Bウラン濃縮廃棄物室を火災区域とした火災防護活動とする。  <u>(1) 内部火災</u>                      1)～6) （略）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>7) 火災発生時の消火の方法 <u>(遠隔消火設備の使用法を含む)</u> に関すること。</li> <li>8) （略）</li> <li>9) 火災発生時に加工施設へ影響を与えると判断した場合において実施するカスケード設備のUF<sub>6</sub>排気<u>回収</u>、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転<u>停止</u>、各設備の槽類<u>及びサンプル小分け装置</u>の加熱停止<u>並びに核燃料物質の取扱い操作停止</u>の措置を講じるための管理体制、判断基準及び対処（操作）に関すること。                      また、状況に応じて実施する送排風機の停止・ダンパの閉止<u>の措置</u>に関すること。</li> <li>10)～12) （略）</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化（当社他施設保安規定との整合を踏まえた記載の適正化）</li> <li>・記載の適正化（その他記載の適正化）</li> <li>・記載の適正化（事業変更許可・設工認を踏まえ火災区域名称の記載適正化）</li> <li>・事業変更許可・設工認に係る事項（遠隔消火設備の使用法に係る事項の追加）</li> <li>・記載の適正化（事業変更許可・設工認を踏まえUF<sub>6</sub>排気の記載適正化及びサンプル小分け装置の明確化）</li> <li>・事業変更許可・設工認に係る事項（火災及び自然災害</li> </ul>

現行	変更後	変更理由
<p>と。 12) 火災発生時において消火活動等の対応を実施する組織（自衛消防隊）の責任の所在、各職務の権限、要員の選任に関する事項に関すること。 <u>(新規追加)</u></p> <p>1.5 <u>評価・改善</u> 事業部長は、<u>運営管理課長に火災防護活動の体制の整備に係る活動の結果を評価させ、これを報告させるとともに、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</u></p> <p>2. 自然災害 運営管理課長は、自然災害発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備として、<u>以下の2.1項～2.4項を含む第6条の表1に掲げる文書（「火災防護計画」及び「加工施設 異常事象対策要領」）を作成し、事業部長の承認を得る。</u></p> <p>2.1 要員の配置 運営管理課長は、自然災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、自然災害発生時における加工施設の保全のための活動を行う要員及び第74条に定める非常時対策組織に必要な要員を選任し、事業部長の承認を得る。 なお、非常時対策組織の構成、要員の職務については、添付2「重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施方針」1.1項（体制の整備）に示す。</p> <p>2.2 教育・訓練の実施 運営管理課長は、該当する要員に対して、第87条に基づき自然災害対応に関する教育・訓練の計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p>	<p><u>(2) 外部火災</u> 1) <u>防火帯の維持及び管理に関すること。</u> 2) <u>外部火災発生時の連絡体制、防護対応の内容に関すること。</u> 3) <u>外部火災評価に係る以下の条件変更等の影響評価の実施に関すること。</u> ① <u>防護対象施設及び屋外危険物貯蔵施設の設計変更による影響評価の確認</u> ② <u>FARSITEの入力条件である植生に大きな変化があった場合の再解析等の実施</u> ③ <u>上記以外の外部火災の評価の条件等に変更があった場合の影響評価の実施</u> 4) <u>敷地周辺及び敷地内の植生の定期的な現場確認に関すること。</u> 5) <u>外部火災発生時には、加工施設への影響を軽減するため、事前散水を含む消火活動の実施に関すること。</u> また、加工施設構外より入所してくる燃料補充用のタンクローリに対して、燃料補充時は監視人の立会い、タンクローリ火災発生時の消火活動の実施に関すること。 6) <u>外部火災発生時に必要となる通報連絡者及び初期消火活動に必要な要員の配置、自衛消防隊の設置に関すること。</u> 7) <u>外部火災発生時に加工施設へ影響を与えると判断した場合において実施するカスケード設備のUF<sub>6</sub>排気回収、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転停止、各設備の槽類及びサンプル小分け装置の加熱停止並びに核燃料物質の取扱い操作停止の措置を講じるための管理体制、判断基準及び対処（操作）に関すること。</u> また、ばい煙等が予想される場合において実施する送排風機の停止・ダンパ閉止の措置に関すること。 8) <u>外部火災発生時の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。</u></p> <p>1.5 <u>定期的な評価</u> 1) <u>各課長は、1.1から1.4の活動の実施結果について、運営管理課長に報告する。</u> 2) <u>運営管理課長は、1)の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</u> 3) <u>事業部長は、2)の報告の内容を確認し、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、火災防護計画の見直し等必要な措置を講じる。</u></p> <p>2. 自然災害等 運営管理課長は、自然災害等発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備として、<u>次の2.1から2.4を含む第6条の表1に掲げる文書（「加工施設 異常事象対策要領」）を作成し、事業部長の承認を得る。</u></p> <p>2.1 要員の配置 運営管理課長は、自然災害等が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、自然災害等発生時における加工施設の保全のための活動を行う要員及び第74条に定める非常時対策組織に必要な要員を選任し、事業部長の承認を得る。 なお、非常時対策組織の構成、要員の職務については、添付2「重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準」1.1（体制の整備）に示す。</p> <p>2.2 教育・訓練の実施 運営管理課長は、該当する要員に対して、第87条に基づき自然災害等発生時の対応に関する教育・訓練の計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p>	<p>等発生時に係る措置（取扱い操作停止）の追加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>記載の適正化（当社他施設保安規定との整合を踏まえ2.4(1)3）から記載箇所変更）</li> <li>事業変更許可・設工認に係る事項（火災及び自然災害等発生時に係る措置（タンクローリ火災対応）の追加）</li> <li>記載の適正化（事業変更許可・設工認を踏まえUF<sub>6</sub>排気の記載適正化及びサンプル小分け装置の明確化）</li> <li>事業変更許可・設工認に係る事項（火災及び自然災害等発生時に係る措置（取扱い操作停止）の追加）</li> <li>記載の適正化（当社他施設保安規定との整合を踏まえた記載の適正化）</li> <li>記載の適正化（当社他施設保安規定との整合を踏まえた記載の適正化）</li> </ul>

現行	変更後	変更理由
<p>各課長は、第 87 条及び第 88 条に基づき教育・訓練を実施する。</p> <p>2.3 資機材の配備 各課長は、自然災害対応に必要な資機材を配備し、定期的に保守点検を行い、その機能を常に確保する。</p> <p>2.4 <u>文書</u>の整備 (1) 運営管理課長は、自然災害発生時における加工施設の保全のための活動を行うため、以下の項目を含む第 6 条の表 1 に掲げる文書（「<u>火災防護計画</u>」及び「加工施設 異常事象対策要領」）を整備する。各課長は、具体的な実施内容等を手順書等として整備する。</p> <p>1) 地震 ① 地震の発生又は発生が予測される場合の放射線業務従事者への退避指示に関すること。 <u>(新規追加)</u></p> <p>② 地震発生時の認知方法、事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。</p> <p>2) 竜巻 ① UF<sub>6</sub> を取り扱う設備及び機器が収容されている建屋を防護施設として設定することに関すること。 ② 資機材等で飛来物となる可能性のあるものは、飛来時の運動エネルギー及び貫通力が設計飛来物である鋼製材よりも大きなものについて、設置場所に応じた固縛、建屋内収納又は敷地からの撤去の実施に関すること。 ③ 敷地内への車両の入構を管理するとともに、固縛又は退避を必要とする区域（以下「飛来対策区域」という。）を設定し、竜巻の襲来が予想される場合には、停車又は走行している状況に応じて固縛又は飛来対策区域外への退避による飛来物とならない管理に関すること。 なお、飛来対策区域は、建屋により防護する施設を収納する 2 号発回均質棟と車両との間取るべき離隔距離（200m）を考慮し図-1 のとおりとする。 <u>(新規追加)</u> <u>(新規追加)</u></p> <p>④ 竜巻襲来の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。</p> <p>3) <u>外部火災</u> ① <u>防火帯の維持及び管理に関すること。</u> ② <u>外部火災発生時の連絡体制、防護対応の内容に関すること。</u> ③ <u>外部火災評価に係る以下の条件変更等の影響評価の実施に関すること。</u> ・ <u>防護対象施設及び屋外危険物貯蔵施設の設計変更による影響評価の確認</u> ・ <u>FARSITE の入力条件である植生に大きな変化があった場合の再解析等の実施</u> ・ <u>上記以外の外部火災の評価の条件等に変更があった場合の影響評価の実施</u> ④ <u>敷地周辺及び敷地内の植生の定期的な現場確認に関すること。</u> ⑤ <u>外部火災発生時には、加工施設への影響を軽減するため、事前散水を含む消火活動の実施に関すること。</u></p>	<p>各課長は、第 87 条及び第 88 条に基づき教育・訓練を実施する。</p> <p>2.3 資機材の配備 各課長は、自然災害<u>等発生時</u>の対応に必要な資機材を配備し、定期的に保守点検を行い、その機能を常に確保する。</p> <p>2.4 <u>手順書</u>の整備 (1) 運営管理課長は、自然災害<u>等発生時</u>における加工施設の保全のための活動を行うため、以下の項目を含む第 6 条の表 1 に掲げる文書（「加工施設 異常事象対策要領」）を整備する。各課長は、具体的な実施内容等を手順書等として整備する。<u>また、各課長は、自然災害等に係る新たな知見を収集し、必要に応じて手順書等へ反映する。</u></p> <p>1) 地震 ① (略) ② <u>地震発生時に加工施設へ影響を与えると判断した場合において実施するカスケード設備の UF<sub>6</sub> 排気回収、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転停止、各設備の槽類及びサンプル小分け装置の加熱停止並びに核燃料物質の取扱い操作停止の措置を講じるための管理体制、判断基準及び対処（操作）に関すること。</u> <u>また、地震の発生が予測される場合において実施する均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転の停止に関すること。</u> ③ 地震発生時の認知方法、事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。</p> <p>2) 竜巻 ①～③ (略)</p> <p>④ <u>放射性固体廃棄物のドラム缶等の容器の固縛による飛散防止に関すること。</u> ⑤ <u>竜巻の発生又は発生予想により、加工施設へ影響を与えると判断した場合において実施するカスケード設備の UF<sub>6</sub> 排気回収、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転停止、各設備の槽類及びサンプル小分け装置の加熱停止並びに核燃料物質の取扱い操作停止の措置を講じるための管理体制、判断基準及び対処（操作）に関すること。</u> ⑥ 竜巻襲来の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。 <u>(削除)</u></p>	<p>・記載の適正化（その他記載の適正化）</p> <p>・記載の適正化（事業変更許可・設工認を踏まえ UF<sub>6</sub> 排気の記載適正化及びサンプル小分け装置の明確化）</p> <p>・事業変更許可・設工認に係る事項（火災及び自然災害等発生時に係る措置（取扱い操作停止）の追加）</p> <p>・記載の適正化（その他記載適正化として地震発生予測時の液化停止について第 25 条から記載箇所変更）</p> <p>・事業変更許可・設工認に係る事項（火災及び自然災害等発生時に係る措置（ドラム缶固縛）の追加）</p> <p>・記載の適正化（事業変更許可・設工認を踏まえ UF<sub>6</sub> 排気の記載適正化及びサンプル小分け装置の明確化）</p> <p>・事業変更許可・設工認に係る事項（火災及び自然災害等発生時に係る措置（取扱い操作停止）の追加）</p> <p>・記載の適正化（当社他施設保安規定との整合を踏まえ外部火災について 1.4(2)へ記載箇所変更）</p>

現行	変更後	変更理由
<p><u>⑥ 外部火災発生時に必要となる通報連絡者及び初期消火活動に必要な要員の配置、自衛消防隊の設置に関すること。</u></p> <p><u>⑦ 外部火災発生時の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。</u></p> <p>4) 火山 (降灰)</p> <p>① UF<sub>6</sub>を取り扱う設備及び機器が収容されている建屋を防護施設として設定することに関すること。</p> <p>② 降下火砕物の堆積が確認された場合の除去作業及び防護施設への影響を確認するための点検に関すること。</p> <p><u>(新規追加)</u></p> <p><u>③ 火山噴火の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。</u></p> <p>5) 溢水</p> <p>① 被水により短絡火災等が発生するおそれがある場合の計装盤等の電源の遮断に関すること。</p> <p>② 溢水の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。</p> <p><u>(新規追加)</u></p> <p><u>(新規追加)</u></p> <p><u>(新規追加)</u></p> <p>6) <u>カスケード設備の生産運転停止等の措置</u></p> <p><u>① 森林火災等の発生、竜巻等の発生があらかじめ予測できる事象や、事象の発生から加工施設へ影響を及ぼす状態に事象が進展するまで時間的余裕がある場合に、あらかじめ実施するカスケード設備のUF<sub>6</sub>排気、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転及び各設備の槽類の加熱停止等の措置を講じるための管理体制、判断基準及び対処 (操作) に関すること。</u></p>	<p>3) 火山 (降灰)</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>防護施設に降下火砕物の堆積が確認された場合の除去作業及び防護施設への影響を確認するための点検に関すること。また、防護施設以外の建屋に降下火砕物の堆積が確認された場合の除去作業に関すること。</u></p> <p>③ <u>火山事象の発生又は発生予想により、加工施設へ影響を与えると判断した場合において実施するカスケード設備のUF<sub>6</sub>排気回収、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転停止、各設備の槽類及びサンプル小分け装置の加熱停止並びに核燃料物質の取扱い操作停止の措置を講じるための管理体制、判断基準及び対処 (操作) に関すること。</u></p> <p><u>また、火山事象が予想される場合において実施する送排風機の停止・ダンパ閉止の措置に関すること。</u></p> <p>④ 火山噴火の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。</p> <p>4) 溢水</p> <p>①～② (略)</p> <p>5) 積雪</p> <p>① <u>屋外軽油タンク及び配管の上部に積雪が確認された場合の除去作業に関すること。</u></p> <p>② <u>積雪の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。</u></p> <p>6) 化学物質の放出</p> <p>① <u>敷地内においてUF<sub>6</sub>等の化学物質の放出又は放出のおそれにより、加工施設へ影響を与えると判断した場合において実施するカスケード設備のUF<sub>6</sub>排気回収、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転停止、各設備の槽類及びサンプル小分け装置の加熱停止並びに核燃料物質の取扱い操作停止の措置を講じるための管理体制、判断基準及び対処 (操作) に関すること。</u></p> <p><u>また、化学物質の放出が予想される場合において実施する送排風機の停止・ダンパ閉止の措置に関すること。</u></p> <p>② <u>化学物質の放出の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。</u></p> <p>7) 台風等</p> <p>① <u>六ヶ所村への大型台風の上陸等により、大気圧が960hPaを下回るおそれがある場合において実施する気圧の監視強化、各設備の槽類の加熱停止の措置に関すること。</u></p> <p>② <u>台風等の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業変更許可・設工認に係る事項 (火災及び自然災害等発生時に係る措置 (防護対象以外建屋の除灰) の追加)</li> <li>・記載の適正化 (事業変更許可・設工認を踏まえUF<sub>6</sub>排気の記載適正化及びサンプル小分け装置の明確化)</li> <li>・事業変更許可・設工認に係る事項 (火災及び自然災害等発生時に係る措置 (取扱い操作停止) の追加)</li> <li>・事業変更許可・設工認に係る事項 (火災及び自然災害等発生時に係る措置 (積雪) の追加)</li> <li>・事業変更許可・設工認に係る事項 (火災及び自然災害等発生時に係る措置 (化学物質放出) の追加)</li> <li>・事業変更許可・設工認に係る事項 (火災及び自然災害等発生時に係る措置 (台風等) の追加)</li> <li>・記載の適正化 (その他記載適正化として1.4及び2.4で定める各事象へ記載箇所変更)</li> </ul>

現行	変更後	変更理由
<p><u>② 上記のほか、火山事象、ばい煙等が予想される場合、送排風機の停止・ダンパ閉止に関する</u> <u>こと。</u></p> <p>2.5 <u>評価・改善</u> 事業部長は、<u>運営管理課長に自然災害発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の</u> <u>整備に係る活動の結果を評価させ、これを報告させるとともに、改善を要すると判断した場合は必</u> <u>要な措置を講じる。</u></p> <p style="text-align: center;">図表一覧</p> <p>(略)</p>	<p>2.5 <u>定期的な評価</u> <u>1) 各課長は、2.1 から 2.4 の活動の実施結果について、運営管理課長に報告する。</u> <u>2) 運営管理課長は、1) の実施結果を取りまとめ、1 年に 1 回以上定期的に評価するとともに、事</u> <u>業部長に報告する。</u> <u>3) 事業部長は、2) の報告の内容を確認し、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要</u> <u>に応じて、「火災防護計画」及び「加工施設 異常事象対策要領」の見直し等必要な措置を講じ</u> <u>る。</u></p> <p style="text-align: center;">図表一覧</p> <p>(略)</p>	<p>・記載の適正化（当社他施設 保安規定との整合を踏まえ た記載の適正化）</p>

濃縮・埋設事業所加工施設保安規定 新旧対照表 ( 79 / 85 )

現行	変更後	変更理由
<p>添付2 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊<u>対応</u>に係る実施<u>方針</u> (<u>第73条</u>関連)</p>	<p>添付2 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊<u>発生時の</u>対応に係る実施<u>基準</u> (<u>第21条の4</u>関連)</p>	<p>・記載の適正化(当社他施設保安規定との整合を踏まえた記載の適正化)</p>

現行	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施方針</p> <p>1. 重大事故に至るおそれがある事故                      運営管理課長は、重大事故に至るおそれがある事故として、火災の複数同時発生及び室内並びに建物外へのUF<sub>6</sub>漏えい事象を想定し、加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、<b>以下</b>の1.1 項～1.4 項を含む第6条の表1に掲げる文書（「加工施設 異常事象対策要領」）を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>1.1 体制の整備                      運営管理課長は、重大事故に至るおそれがある事故に対処するための体制として、以下の事項を考慮した第74条に定める非常時対策組織に必要な要員を選任し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1) 非常時対策組織                      非常時対策組織は、実施組織及び支援組織で構成し、その役割、責任者（本部長、班長及び代理者）を定める。</p> <p>1) 非常時対策組織は、事業部長を本部長とし、実施組織（運転管理班、設備応急班、消火班、総務班、放射線管理班）及び支援組織（技術支援班、本部事務局、広報班、救護班、資材班、厚生班）で構成する。</p> <p>また、本部長の代行者を定めるとともに、各班に責任者として班長及び副班長を配置する。</p> <p>① 本部長は、実施組織、支援組織を指揮し、非常時対策組織を統括する。                      ② 運転管理班長は、加工施設の状況監視、運転操作、初期対応を行う。                      ③ 設備応急班長は、漏えい箇所の閉止処置等の応急措置を行う。                      ④ 消火班長は、消火活動及び気体状のUF<sub>6</sub>等の工場等周辺への拡散抑制のための放水活動を行う。                      ⑤ 総務班長は、避難誘導や被災者の救助等を行う。                      ⑥ 放射線管理班長は、施設周辺の環境測定、被ばく管理等を行う。                      ⑦ 技術支援班長は、技術的検討や資料作成を行う。                      ⑧ 本部事務局班長は、運営支援組織として情報の収集・整理、本部決定事項の指示・伝達等を行う。                      ⑨ 広報班長は、社外への広報活動を行う。                      ⑩ 救護班長は、被災者の救護活動を行う。                      ⑪ 資材班長は、必要な応急資機材の調達を行う。                      ⑫ 厚生班長は、活動期間中に必要な食料の手配等を行う。</p> <p>(2) 非常時対策組織要員の確保                      実施組織には、複数機器の同時損傷及び火災の複数同時発生時において、工場等周辺への気体状のUF<sub>6</sub>等の拡散を抑制することを最優先に施設内外での活動が実施できる要員数を確保する（図-1参照）。</p> <p>また、非常時対策組織の要員が揃うまでの間、事故発生直後の初動対応のために要員数を確保する。</p> <p>重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合には、連絡責任者による召集等により必要な要員が参集し、非常時対策組織（実施組織及び支援組織）を立ち上げる（図-1参照）。</p> <p>(3) 社外組織からの支援                      加工施設において原子力災害が発生した場合に備えて、他の原子力事業者から要員の派遣、資機材の貸与、その他当該緊急事態応急対策の実施に必要な協力を得られる体制を整備する。</p> <p>また、当社の他事業部間においても、同様の対応を図る。</p> <p>(4) 非常時対策組織の活動拠点                      非常時対策組織の活動拠点として、各班の活動情報が集約でき、内外に指揮・情報連絡ができる機能を備えた緊急時対策所を設けるとともに、必要な通信連絡設備等の資機材を備える。</p>	<p style="text-align: center;">重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊<b>発生時</b>の対応に係る実施<b>基準</b></p> <p>1. 重大事故に至るおそれがある事故                      運営管理課長は、重大事故に至るおそれがある事故として、火災の複数同時発生及び室内並びに建物外へのUF<sub>6</sub>漏えい事象を想定し、加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、<b>次の1.1 から1.4</b>を含む第6条の表1に掲げる文書（「加工施設 異常事象対策要領」）を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>1.1 体制の整備                      (略)</p>	<p>・記載の適正化(当社他施設保安規定との整合を踏まえた記載の適正化)</p>

現行	変更後	変更理由
<p>1.2 教育・訓練の実施                      運営管理課長は、重大事故に至るおそれがある事故に対処するため、第87条に基づき以下の事項を含む教育・訓練の計画を作成し、事業部長の承認を得る。                      各課長は、第87条及び第88条に基づき教育・訓練を実施する。</p> <p>① 複数機器の同時損傷及び火災の複数同時発生並びにこれらの重畳を想定し、UF<sub>6</sub>の特性及びUF<sub>6</sub>の漏えい時の挙動並びに化学的毒性による作業環境の悪化を含む重大事故に至るおそれがある事故発生時の加工施設の挙動に関する知識の維持・向上を図るための教育・訓練を年1回以上実施する。</p> <p>② 非常時対策組織の活動に係る机上教育を実施するとともに、非常時対策組織の各班にて通報、避難誘導、救護、モニタリング、運転管理及び設備応急活動に係る個別訓練及び非常時対策組織全体で連携した総合訓練をそれぞれ年1回以上実施する。                      なお、訓練は、気体状のUF<sub>6</sub>等の化学的影響下での活動、夜間の視界不良、悪天候下等の厳しい環境を考慮して実施する。                      また、定期的に要員の召集訓練を実施する。</p> <p>③ 事故対処に使用する資機材等の繰り返しの取り扱いによる習熟、汎用機器の予備品交換等の経験等を積み、事故の対策に必要な資機材及び手順書を即時に使用可能なように整備し、それらを用いた事故時の対応の訓練を行う。</p> <p>1.3 資機材の配備                      各課長は、UF<sub>6</sub>漏えいに対処するために必要な資機材及び火災に対処するために必要な資機材を表-1に示すとおり配備し、定期的に保守点検を行い、その機能を常に確保する。                      また、表-1に示す資機材の保管場所に対する要件及び事故時の活動拠点の要件を考慮して、事故時の活動拠点及び資機材の保管場所を整備する。                      なお、資機材の保管場所に対する要件として、以下の事項を考慮する。</p> <p>① 大地震等の自然現象、航空機落下等の人為事象の影響を考慮した分散配置、離隔配置及び固縛等の転倒・飛散防止対策</p> <p>② 事故対処が必要なときに短時間で資機材等が使用可能である場所への保管</p> <p>③ 屋内保管の資機材等は保管容器へ収納又は保管棚へ保管及び内部飛来物の影響を受けないための考慮</p> <p>④ 屋外保管庫は保管庫の損傷及び降雪・降灰した場合における資機材等の取出しに考慮すべき対応及び浸水に考慮すべき対応</p> <p>1.4 <u>文書</u>の整備                      運営管理課長は、重大事故に至るおそれがある事故へ対処するため、以下の事項を含む第6条の表1に掲げる文書（「加工施設 異常事象対策要領」）を整備する。各課長は、具体的な実施内容等を手順書等として整備する。</p> <p>① UF<sub>6</sub>の漏えいと火災の重畳時には、工場等周辺への気体状のUF<sub>6</sub>等の拡散を抑制することを最優先にし、事故対処の優先順位を決定するための判断基準に関すること。</p> <p>② 非常時対策組織の要員・体制が整い次第、対応要員の安全を確保できる範囲で漏えい発生箇所における閉止処置等の設備応急活動に関すること。</p> <p>③ 非常時対策組織の要員・体制が整い次第、対応要員の安全を確保できる範囲で火災発生箇所において消火器による本格消火に関すること。</p> <p>④ 現場の作業環境等の必要な情報の種類（プロセスパラメータ、HF濃度及び火災の有無等）、入手方法（検知器等）及び判断基準（警報設定値等）に関すること。</p> <p>⑤ 重大事故に至るおそれがある事故の発生が予測できる場合又は発生した場合に、安全を最優先にカスケード設備のUF<sub>6</sub>排気、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転及び各設備の槽類の加熱停止等の措置を講じるための管理体制、判断基準及び対処（操作）に関すること。</p>	<p>1.2 教育・訓練の実施                      (略)</p> <p>1.3 資機材の配備                      (略)</p> <p>1.4 <u>手順書</u>の整備                      (略)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 重大事故に至るおそれがある事故の発生が予測できる場合又は発生した場合に、安全を最優先にカスケード設備のUF<sub>6</sub>排気<u>回収</u>、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転<u>停止</u>、各設備の槽類の加熱停止<u>及びサンプル小分け装置の加熱停止並びに核燃料物質の取扱い操作停止の措置</u>を講じるための管理体制、判断基準及び対処（操作）に関すること。</p>	<p>・記載の適正化(当社他施設保安規定との整合を踏まえた記載の適正化)</p> <p>・記載の適正化(事業変更許可・設工認を踏まえUF<sub>6</sub>排気の記載適正化及びサン</p>

現行	変更後	変更理由
<p>⑥ UF<sub>6</sub>が機器から漏えいした場合又はそのおそれがある場合に、建屋内に気体状のUF<sub>6</sub>等を閉じ込めるための送排風機の停止・ダンパ閉止に関する事。</p> <p>⑦ 保安上必要な通路は、十分な広さを有し、落下物等の障害物のないルートを確認し、屋内の通路から事故発生現場へアクセスすることが困難な場合に、非常扉から屋内へアクセスする等の複数ルートの確保に関する事 (図-2参照)。</p> <p>⑧ 重大事故に至るおそれがある事故として、液化中の均質槽 (中間製品容器) からの漏えいと火災による大気圧未満でUF<sub>6</sub>を取り扱う機器からの漏えいが同時発生を想定すること、複数機器の同時損傷及び火災の複数同時発生並びにこれらの重畳を想定した建屋の周囲で実施する放水等の事故対処の手順に関する事。</p> <p>また、これらの想定事象に加え、全交流電源喪失及び中央制御室の監視機能の喪失を考慮した手順に関する事。</p> <p>⑨ 大規模な自然災害が発生した場合、加工施設内外で大きな事故が発生した場合及びそのおそれがある場合には、生産運転停止等の措置を講じるものとし、安全を最優先に対応する対処の手順に関する事。</p> <p>2. 大規模損壊への対応</p> <p>運営管理課長は、想定を上回る自然現象等による外力により、加工施設が大規模な損壊に至る場合に対処するための体制として、<u>以下</u>の事項を含む第6条の表1に掲げる文書 (「加工施設 異常事象対策要領」) を作成し、事業部長の承認を得る。各課長は、具体的な実施内容等を手順書等として整備する。</p> <p>また、運営管理課長は、大規模損壊が発生した場合の対策活動に係る知識及び技能の維持・向上のため、第87条に基づき総合訓練、非常時対策組織各班による個別訓練及び大規模損壊における加工施設の挙動に関する教育を年1回以上行う計画を作成し、事業部長の承認を得る。各課長は、第87条及び第88条に基づき教育・訓練を実施する。</p> <p>① 大型航空機の衝突により大規模な火災が発生した場合には、化学消防自動車により消火活動に当たる。</p> <p>② 建屋が大規模な損壊に至った場合には、消防自動車による建屋周囲への放水及び漏えい発生箇所周辺へ直接放水することにより、工場等周辺への気体状のUF<sub>6</sub>等の拡散を抑制する。</p> <p>③ 工場及び周囲の状況を把握可能なように、可搬式の放射線測定器、半導体材料ガス検知器 (HF 検知器)、モニタリングカー、照明、化学防護服等の資機材、装備品を配備し、定期的に保守点検を行い、その機能を常に確保する。</p> <p>④ 濃縮事業部単独での対処が困難な場合は、他事業部及び他事業者へ協力要請を行い、必要な要員及び資機材、装備品の提供を受けて対策活動に当たる。</p> <p>⑤ 大規模損壊が発生した場合の対策活動に係る知識及び技能の維持・向上のため、総合訓練、非常時対策組織各班による個別訓練及び大規模損壊における加工施設の挙動に関する教育を年1回以上実施する。</p> <p>3. <u>評価・改善</u></p> <p><u>事業部長は、運営管理課長に重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備に係る活動の結果を評価させ、これを報告させるとともに、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</u></p> <p style="text-align: center;">図表一覧</p> <p>(略)</p>	<p>⑥～⑦ (略)</p> <p>⑧ 重大事故に至るおそれがある事故として、液化中の均質槽 (中間製品容器) からの漏えいと火災による大気圧未満でUF<sub>6</sub>を取り扱う機器からの漏えいが同時発生<u>すること</u>を想定すること、複数機器の同時損傷及び火災の複数同時発生並びにこれらの重畳を想定した建屋の周囲で実施する放水等の事故対処の手順に関する事。</p> <p>また、これらの想定事象に加え、全交流電源喪失及び中央制御室の監視機能の喪失を考慮した手順に関する事。</p> <p>⑨ (略)</p> <p>2. 大規模損壊への対応</p> <p>運営管理課長は、想定を上回る自然現象等による外力により、加工施設が大規模な損壊に至る場合に対処するための体制として、<u>次</u>の事項を含む第6条の表1に掲げる文書 (「加工施設 異常事象対策要領」) を作成し、事業部長の承認を得る。各課長は、具体的な実施内容等を手順書等として整備する。</p> <p>(略)</p> <p>3. <u>定期的な評価</u></p> <p><u>1) 各課長は、1及び2の活動の実施結果について、運営管理課長に報告する。</u></p> <p><u>2) 運営管理課長は、1の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</u></p> <p><u>3) 事業部長は、2の報告の内容を確認し、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、「加工施設 異常事象対策要領」の見直し等必要な措置を講じる。</u></p> <p style="text-align: center;">図表一覧</p> <p>(略)</p>	<p>プル小分け装置の明確化)</p> <p>・事業変更許可・設工認に係る事項 (火災及び自然災害等発生時に係る措置 (取扱い操作停止) の追加)</p> <p>・記載の適正化 (その他記載の適正化)</p> <p>・記載の適正化 (当社他施設保安規定との整合を踏まえた記載の適正化)</p> <p>・記載の適正化 (当社他施設保安規定との整合を踏まえた記載の適正化)</p>

濃縮・埋設事業所加工施設保安規定 新旧対照表 ( 83 / 85 )

現行				変更後					変更理由
表-1 重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な資機材等				表-1 重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な資機材等					・事業変更許可・設工認に係る事項（貯水槽の資機材への追加）（資機材等の保有数、保管場所の明確化及び資機材の追加）
資機材等	必要数	点検頻度	点検内容	資機材等	保有数※1	保管場所※1	点検頻度	点検内容	
通信連絡設備	ページング装置	1式	1回/年	外観、機能	ページング装置	99台	事務所、工場、工場構内	1回/年	外観、機能
	所内携帯電話	非常時対策組織要員分	訓練の都度	外観、機能	所内携帯電話	187台	個人配付	訓練の都度	外観、機能
	業務用無線設備（アナログ式）	12台	1回/年	外観、員数、機能	業務用無線設備（アナログ式）	33台	事務所、工場、屋外資機材置場	1回/年	外観、員数、機能
	業務用無線設備（デジタル式）	12台	1回/年	外観、員数、機能	業務用無線設備（デジタル式）	35台	事務所、工場、屋外資機材置場	1回/年	外観、員数、機能
	緊急時電話回線	13回線	1回/年	外観、員数、機能	緊急時電話回線※2	13回線	事務所	1回/年	外観、員数、機能
	《代替品》 他の通信連絡設備	所内携帯電話、携帯電話、衛星電話を含む	所内携帯電話、携帯電話、衛星電話と同様	所内携帯電話、携帯電話、衛星電話と同様	《代替品》 他の通信連絡設備	所内携帯電話、携帯電話、衛星電話を含む	所内携帯電話、携帯電話、衛星電話と同様	所内携帯電話、携帯電話、衛星電話と同様	所内携帯電話、携帯電話、衛星電話と同様
	ファクシミリ装置	3台	1回/年	外観、員数、機能	ファクシミリ装置※2	4台	事務所、その他	1回/年	外観、員数、機能
	携帯電話	18台	1回/年	外観、員数、機能	携帯電話※2	29台	個人配付	1回/年	外観、員数、機能
	衛星電話	4台	1回/年	外観、員数、機能	衛星電話※2	5台	事務所、工場、その他	1回/年	外観、員数、機能
現場対処用資機材・装備品	汚染防護服（PVA）	19着	1回/年	外観、員数	汚染防護服（PVA）	38着	工場、事務所	1回/年	外観、員数
	化学防護服（簡易型）	19着	1回/年	外観、員数	化学防護服（簡易型）	38着	工場、事務所、屋外資機材置場	1回/年	外観、員数
	化学防護服（耐HF仕様）	8着	1回/年	外観、員数	化学防護服（耐HF仕様）	16着	工場、事務所	1回/年	外観、員数
	フィルター付き防護マスク（半面）	11個	1回/年	外観、員数、機能	フィルター付き防護マスク（半面）	22個	工場、事務所、屋外資機材置場	1回/年	外観、員数、機能
	フィルター付き防護マスク（全面）	30個	1回/年	外観、員数、機能	フィルター付き防護マスク（全面）	60個	工場、事務所、屋外資機材置場	1回/年	外観、員数、機能
	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク	14個	1回/年	外観、員数、機能	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク	28個	工場、事務所	1回/年	外観、員数、機能
	化学防護服用マイクスピーカ	8個	1回/年	外観、員数、機能	化学防護服用マイクスピーカ	16個	工場、事務所	1回/年	外観、員数、機能
	携帯用照明器具	22台	1回/6月	外観、員数、機能	携帯用照明器具	60台	工場、事務所	1回/6月	外観、員数、機能
	ガンマ線測定用サーベイメータ	3台	1回/年	外観、員数、機能	ガンマ線測定用サーベイメータ	7台	工場、事務所、屋外資機材置場	1回/年	外観、員数、機能
	表面汚染密度測定用サーベイメータ（α・β線）	11台	1回/年	外観、員数、機能	表面汚染密度測定用サーベイメータ（α・β線）	22台	工場、事務所、屋外資機材置場	1回/年	外観、員数、機能
	可搬式ダスト測定関連機器（サンブラ）	2台	1回/年	外観、員数、機能	可搬式ダスト測定関連機器（サンブラ）	5台	工場、事務所、屋外資機材置場	1回/年	外観、員数、機能
	個人用外部被ばく線量測定器（APD）	63台	1回/年	外観、員数、機能	個人用外部被ばく線量測定器（APD）	126台	工場、事務所、屋外資機材置場	1回/年	外観、員数、機能
	モニタリングカー	1台	1回/年	外観、員数、機能	モニタリングカー	1台	車庫1	1回/年	外観、員数、機能
	《代替品》 表面汚染密度測定用サーベイメータ（α・β線） 可搬式ダスト測定関連機器（サンブラ）	各1台	1回/年	外観、員数、機能	《代替品》 表面汚染密度測定用サーベイメータ（α・β線） 可搬式ダスト測定関連機器（サンブラ）	各1台	屋外資機材置場	1回/年	外観、員数、機能
	風向風速計	1台	1回/年	外観、員数	風向風速計	1台	車庫1	1回/年	外観、員数、機能
	《代替品》 簡易風向風速計	1台	1回/年	外観、員数	《代替品》 簡易風向風速計	1台	屋外資機材置場	1回/年	外観、員数、機能
	半導体材料ガス検知器（HF検知器）	5台	1回/年	外観、員数、機能	半導体材料ガス検知器（HF検知器）	11台	工場、事務所、屋外資機材置場	1回/年	外観、員数、機能
	ガス採取器	2台	1回/年	外観、員数、機能	ガス採取器	5台	工場、事務所、屋外資機材置場	1回/年	外観、員数、機能
					監視カメラ	8台	工場	1回/年	外観、員数、機能
					2号発回均質室前シャッター前カーテン	1式	工場	1回/年	外観、員数、機能

濃縮・埋設事業所加工施設保安規定 新旧対照表 ( 84 / 85 )

現行				変更後					変更理由	
資機材等		必要数	点検頻度	資機材等		保有数※1	保管場所※1	点検頻度	点検内容	
応急・復旧工具等 その他資機材	閉止用資材 (バテ、木栓、鉛栓、ビニルシート)	3式	1回/年	閉止用資材 (バテ、木栓、鉛栓、ビニルシート)	5式	工場、事務所、屋外資機材置場	1回/年	外観、員数		
	消石灰	10袋	1回/年	消石灰	20袋	事務所、屋外資機材置場	1回/年	外観、員数		
	消石灰散布機	2台	1回/年	消石灰散布機	4台	事務所、屋外資機材置場	1回/年	外観、員数		
	担架	2台	1回/年	担架	7台	工場、事務所	1回/年	外観、員数、機能		
	除染用具 (ハンドブラシ等)	1式	1回/年	除染用具 (ハンドブラシ等)	3式	工場、事務所	1回/年	外観、員数		
	発電機	2台	1回/年	発電機	4台	事務所、屋外資機材置場	1回/年	外観、員数、機能		
	電工ドラム	5台	1回/年	電工ドラム	10台	工場、事務所、屋外資機材置場	1回/年	外観、員数、機能		
	照明装置	18台	1回/年	照明装置	36台	工場、事務所、屋外資機材置場	1回/年	外観、員数、機能		
	チェンジングルーム (テント)	1式	1回/年	チェンジングルーム (テント)	1式	工場	1回/年	外観、員数		
	《代替品》 養生シート、パーティション	1式	1回/年	《代替品》 養生シート、パーティション	1式	事務所	1回/年	外観、員数		
HF対応薬品	10式	1回/月	HF対応薬品	20式	再処理事業所	1回/月	員数、機能			
消防用資機材・ 装備品 (UO <sub>2</sub> 及びHF 拡散抑制用の放 水含む)	防火服	10着	1回/6月	防火服	20着	工場、事務所	1回/6月	外観、員数		
	空気呼吸器	10台	1回/6月	空気呼吸器	20台	工場、事務所	1回/6月	外観、員数、機能		
	携帯用照明器具	現場対処用資機材を含む	現場対処用資機材と同様	現場対処用資機材を含む	現場対処用資機材と同様	現場対処用資機材と同様	現場対処用資機材と同様	現場対処用資機材と同様		
	個人用外部被ばく線量測定器 (APD)	現場対処用資機材を含む	現場対処用資機材と同様	個人用外部被ばく線量測定器 (APD)	現場対処用資機材を含む	現場対処用資機材と同様	現場対処用資機材と同様	現場対処用資機材と同様		
	サーモグラフィ	1台	1回/年	サーモグラフィ	2台	工場	1回/年	外観、員数、機能		
	消防自動車 (化学消防自動車) ※	1台	1回/年	消防自動車 (化学消防自動車)	1台	車庫1	1回/年	外観、員数、機能		
	《代替品》 (消火) 可搬消防ポンプ、 可搬消防ポンプ運搬用軽トラック	各1台	1回/年	《代替品》 (消火) 可搬消防ポンプ、 可搬消防ポンプ運搬用車両	各1台	車庫2	1回/年	外観、員数、機能		
	消火用水	320m <sup>3</sup>	1回/月	消火用水	320m <sup>3</sup>	工場構内	1回/6月	外観、員数		
	泡消火剤	100ℓ	1回/月	泡消火剤	500ℓ	車庫2	1回/月	外観、員数		
	防火服※	5着	1回/6月	防火服	5着	再処理事業所	1回/6月	外観、員数		
	空気呼吸器※	5台	1回/6月	空気呼吸器	5台	再処理事業所	1回/6月	外観、員数、機能		
	携帯用照明器具※	5台	1回/6月	携帯用照明器具	5台	再処理事業所	1回/6月	外観、員数、機能		
	資機材搬送車※	1台	1回/年	消防自動車 (化学消防自動車)	1台	再処理事業所	1回/年	外観、員数、機能		
	《代替品》 一般車両等※	1台	1回/年	《代替品》 動力ポンプ付き水槽車、可搬消防ポンプ	各1台	再処理事業所	1回/年	外観、員数、機能		
	緊急搬送車※	1台	1回/年							
	《代替品》 一般車両等※	1台	1回/年							
	泡消火剤※	1500ℓ	1回/月							

※：隣接する自社の他の事業所に配備しているものを使用する。

濃縮・埋設事業所加工施設保安規定 新旧対照表 ( 85 / 85 )

現行	変更後					変更理由																																
	<table border="1" data-bbox="1329 222 2427 485"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="1329 222 1804 275">資機材等</th> <th data-bbox="1804 222 1908 275">保有数 ※1</th> <th data-bbox="1908 222 2086 275">保管場所※1</th> <th data-bbox="2086 222 2243 275">点検頻度</th> <th data-bbox="2243 222 2427 275">点検内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1329 275 1486 317" rowspan="5">消防用資機材・ 装備品 (UF<sub>2</sub>及びHF 拡散抑制用の放 水含む)</td> <td data-bbox="1486 275 1804 306">資機材搬送車</td> <td data-bbox="1804 275 1908 306">1台</td> <td data-bbox="1908 275 2086 306">再処理事業所</td> <td data-bbox="2086 275 2243 306">1回/年</td> <td data-bbox="2243 275 2427 306">外観、員数、機能</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1486 306 1804 338">《代替品》 一般車両等</td> <td data-bbox="1804 306 1908 338">1台</td> <td data-bbox="1908 306 2086 338">再処理事業所</td> <td data-bbox="2086 306 2243 338">1回/年</td> <td data-bbox="2243 306 2427 338">外観、員数、機能</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1486 338 1804 369">緊急搬送車</td> <td data-bbox="1804 338 1908 369">1台</td> <td data-bbox="1908 338 2086 369">再処理事業所</td> <td data-bbox="2086 338 2243 369">1回/年</td> <td data-bbox="2243 338 2427 369">外観、員数、機能</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1486 369 1804 401">《代替品》 一般車両等</td> <td data-bbox="1804 369 1908 401">1台</td> <td data-bbox="1908 369 2086 401">再処理事業所</td> <td data-bbox="2086 369 2243 401">1回/年</td> <td data-bbox="2243 369 2427 401">外観、員数、機能</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1486 401 1804 485">泡消火剤</td> <td data-bbox="1804 401 1908 485">1500個</td> <td data-bbox="1908 401 2086 485">再処理事業所</td> <td data-bbox="2086 401 2243 485">1回/月</td> <td data-bbox="2243 401 2427 485">外観、員数</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1329 485 1976 520">※1：保有数及び保管場所は、必要に応じ適宜改善する。</p> <p data-bbox="1329 520 1804 556">※2：廃棄物埋設施設と一部を共用する。</p>					資機材等		保有数 ※1	保管場所※1	点検頻度	点検内容	消防用資機材・ 装備品 (UF <sub>2</sub> 及びHF 拡散抑制用の放 水含む)	資機材搬送車	1台	再処理事業所	1回/年	外観、員数、機能	《代替品》 一般車両等	1台	再処理事業所	1回/年	外観、員数、機能	緊急搬送車	1台	再処理事業所	1回/年	外観、員数、機能	《代替品》 一般車両等	1台	再処理事業所	1回/年	外観、員数、機能	泡消火剤	1500個	再処理事業所	1回/月	外観、員数	<p data-bbox="2516 474 2813 611">・記載の適正化(事業変更許可・設工認を踏まえ廃棄物埋設施設との共用の追加)</p>
資機材等		保有数 ※1	保管場所※1	点検頻度	点検内容																																	
消防用資機材・ 装備品 (UF <sub>2</sub> 及びHF 拡散抑制用の放 水含む)	資機材搬送車	1台	再処理事業所	1回/年	外観、員数、機能																																	
	《代替品》 一般車両等	1台	再処理事業所	1回/年	外観、員数、機能																																	
	緊急搬送車	1台	再処理事業所	1回/年	外観、員数、機能																																	
	《代替品》 一般車両等	1台	再処理事業所	1回/年	外観、員数、機能																																	
	泡消火剤	1500個	再処理事業所	1回/月	外観、員数																																	